

平成28年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成28年9月 2日（開会）

平成28年9月23日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十八年第三回定例会議録

(平成二十八年九月)

垂水市議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第1号（9月2日）（金曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第13号 上程	8
報告、質疑、表決	
1. 議案第43号・議案第44号 一括上程	9
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第45号・議案第46号 一括上程	11
説明、休憩、全協、質疑、表決	
1. 議案第47号・議案第48号 一括上程	12
説明、質疑	
議案第47号・議案第48号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第49号 上程	14
説明、質疑	
議案第49号 各常任委員会付託	
1. 議案第50号～議案第54号 一括上程	19
説明、質疑	
議案第50号 総務文教委員会付託	
議案第51号～議案第54号 産業厚生委員会付託	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	21
1. 請願第2号 上程	23
請願第2号 産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	23
1. 散 会	23

第2号（9月13日）（火曜日）

1. 開 議	26
1. 一般質問	26
川越信男議員	26

- 1 教育長の教育行政への取組について
 - (1) 1期目の教育行政の具体的な取組について
 - (2) 2期目の思いと取組は
 - 2 教育旅行に対する取組について
 - (1) これまでの実績と今年度の実績（予定）は
 - (2) 実績減の理由は
 - (3) 誘客活動の展開は
 - (4) 受入家庭の現状と今後の課題と対策は
 - 3 消費生活相談の実態と対策について
 - (1) 本市の実態は
 - (2) 手口は
 - (3) 今後の対策は
 - 4 南の拠点整備事業の進捗状況について
 - (1) 道の駅の認定の協議は
 - (2) 土地所有者への説明等は
 - (3) 用地の交渉等の考えは
- 感王寺耕造議員..... 3 5
- 1 小中学校の施設整備について
 - (1) 各校の要望をどのように聴取し、事業実施しているのか
 - (2) 愛校作業時の草木土の処分について
 - 2 草木土の処分について
 - (1) 土木課、市民課、生活環境課、農林課においてどのように対応しているか
 - (2) 各地に仮置場を設け、行政で処分すべきでは
 - (3) 各課個別に対応するのではなく担当課を統一すべきでは
 - 3 処分場新設についての取組状況は
- 堀内貴志議員..... 4 2
- 1 垂水徳洲会病院の存続に向けた取組について
 - (1) その後の進展状況について
 - (2) 垂水市として「できる限りの対策」とは
 - (3) 徳洲会本部に対する市民説明会開催の要望について
 - 2 困り事相談等に対する垂水市の取組について
 - (1) 市民の困り事、要望、苦情の取扱いについて
 - (2) 適切な助言と問題解決に向けた取組について

～野良犬、野良猫の取扱いについて

- 3 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて行われた選挙に対する検証と課題について
- (1) 先の選挙における啓発活動の取組と投票率の実績について
 - (2) 現状をどのように考え、今後どのような対策を講じるか
- 川畑三郎議員 52
- 1 なぎさ荘跡地について
- (1) あのまま放置しておいても良いのか
 - (2) 市の対応は
- 2 中山間地域総合整備事業について
- (1) 事業の経過について
 - (2) 今後の計画予定は
- 3 梅雨時の災害について
- (1) 今年の本市の災害発生状況について
- 北方貞明議員 59
- 1 観光事業について
- (1) イベントの開催状況と来場者の状況について
 - (2) 各イベントに対する市の補助金等の支援状況について
- 2 安全、安心対策について
- (1) 農地から宅地への土砂流出対策について
- 3 土地開発公社について
- (1) その後の経緯について（6月議会以降）
- 4 南の拠点整備の土地購入について
- (1) 道の駅の部分は国土交通省が購入するが、他の部分は、どこが購入するのか
 - (2) 当初の計画では、土地開発基金所有土地（垂水絹糸跡）は、計画されていなかったが、購入目的は
- 梅木 勇議員 66
- 1 定住促進事業について
- (1) これまでの取組と各事業の実績はどうだったか
 - (2) 空き家バンク登録について
 - ア これまでの登録と空き家件数は
 - イ 現在の登録件数をどのように考えるか
 - ウ 登録件数を増やすには

2 県果樹試験場の移転について	
(1) その後の経過・動向は	
(2) 移転をどのように考えているか	
(3) 跡地有効利用の検討は	
村山芳秀議員	7 3
1 空き家（廃屋を含む）対策、空き地等の雑草除去対策について	
(1) 特定空き家指定に向けた協議会の設置は	
(2) 基本条例制定に向けた取組は	
2 南の拠点整備事業について	
(1) 構想案・基本設計の方針等を具体的に市報等で示す時期は	
(2) 100人の雇用を生み出すとあるが具体的な根拠は	
3 地域振興計画について	
(1) 今年度の各地区の進捗状況は	
(2) 新しい地域コミュニティ確立のための公助の必要性について	
4 文化財行政について	
(1) 垂水絹糸跡購入後の柗原貝塚遺跡の取扱いについて	
(2) 世界文化遺産登録に向けた牛根麓造船所跡の発掘調査について	
1. 日程報告	8 4
1. 散 会	8 4

第3号（9月14日）（水曜日）

1. 開 議	8 6
1. 一般質問	8 6
篠原静則議員	8 6
1 議会答弁について	
(1) 議会答弁の重みをどのように考えているか	
2 市職員について	
(1) 市報9月号29ページ掲載の「サービスについて」守られているか	
3 市庁舎建設について	
(1) 6月議会以降の進捗状況について	
(2) 今後のスケジュール等について	
(3) 市民への情報提供について	
4 地区公民館について	
(1) 外壁改修だけでなく、安心安全面から言えば、耐震をすべきではな	

いか

5 土捨場について

(1) 上野台地の土捨場について

これまでの答弁では、山だったから山にしてかえすとの答弁だが、
もっといい発想に出来ないか

6 ガードレール設置について

(1) 柘原小学校裏の市道に危険箇所があるので、ガードレールを設置で
きないか

池山節夫議員…………… 9 7

市政について

1 垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランについて

(1) 6次産業化推進組織設立事業について

(2) 新規作物推進事業について

(3) 創業支援事業計画策定事業について

(4) 民間資金活用集合住宅建設促進事業について

(5) 教育環境の充実について

ア 貧困について

イ 子どもの自殺について

ウ 奨学金について

2 暮らし支えあい条例について

3 障害者優先調達推進法について

4 成年後見支援事業について

持留良一議員…………… 1 0 8

1 職員の管理計画について

～問われている自治体の役割と責任

(1) 職員の管理計画（集中改革プラン）の総括と方向性について

ア 「財政効率化」最優先の自治体づくりは問題があったと考えるが
見解は（行政サービス水準の低下等）

イ 東北大震災や熊本地震などでの教訓をいかし、自治体の在り方を
変える時ではないか（自治体が住民のいのち、暮らしを守る役割
を一層発揮するために）

2 南の拠点事業について 基本問題一第二弾

～住民の利益にかなうものなのかどうか。将来にわたって住民への不利
益は発生しないか

(1) 住民からの視点で考えた場合は

- ア 事業が住民にとって必要なものか
- イ 営利事業としてのPFIと、自治体行政の公共性は両立するのか
- ウ 施設の建設・維持・管理に住民の意向が積極的に反映されるしくみになっているのか
- エ 地域の中小企業・地域経済の振興にどうかかわるのか（再生可能な地域づくりの視点）
- オ 自治体の政策・事業評価が、PFI事業の適否（導入が財政面、契約面など住民にとってメリットといえるのか、行政は企画部門と政策部門だけで、実施部門はすべて外部へ。行政の専門職はいらなくなるのではないかな等の疑問）を明確にできるようになっているのか

3 子どもの貧困対策について

(1) 地域の再生を阻むのは貧困であるとの認識とその対策として総合的な対策と数値目標の策定が必要ではないか

- ア 推進体制と今後の取組について
 - (ア) 貧困対策についての検討の場の設置と貧困対策の計画はどうなっているか。実態調査はどうなっているか
 - (イ) 子どもの貧困解決のために重要な課題は「働く貧困層ワーキングプアをなくすことが欠かせない」と指摘されているが、認識は。
対策の必要性の認識は
 - (ウ) 貧困対策の重要性の認識と子どもの貧困をなくすために総合対策と数値目標を策定することが求められているのではないか

(2) 就学援助制度の改善を

- ア 子どもの貧困対策に関する大綱（抄）
～「実施状況等を定期的に調査し公表する。
・・・各市町村における就学援助の活用・充実を図る」の公表からの検討、改善は。
 - (ア) 周知の方法は十分といえるか
 - (イ) 準要保護基準は検討の必要性があるのではないか
- イ 「平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）」。「児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるように十分配慮するように通知している」と

(ア) 通知から「就学援助の入学準備金の支給を入学時に」との要望
に答えるべきではないか

4 介護問題について

～従来通りのサービス制度を維持すべきである

(1) 総合事業（要支援1、2の介護サービス利用者を介護保険制度から
自治体の総合事業へ移す）の計画内容と対応について

ア 対象者数は

イ 計画内容は

5 土地の未登記（相続登記）対策について

～「総合窓口」の設置で改善と対策を

(1) 未登記の現状と課題は

(2) 「総合窓口」の設置で連携をとり、改善を図ることができるのでは
ないか

事例～京都府精華町

6 県道の維持管理問題について

～市としてどのように対応しているのか

(1) 維持管理の責任と役割は、現状は

(2) 苦情等についての対応と解決は

ア 寄せられる件数と内容は

イ 解決への取組状況と課題、今後の方向は

川尻達志議員 1 2 1

1 南の拠点整備について

(1) なぜ南の拠点整備なのか

(2) これまでの経過について

(3) 開業予定は

2 土地開発公社について

3 高齢者及び病院対策について

(1) ベッド数の確保について

(2) 職員の確保について

(3) 災害時の対応について

堀添國尚議員 1 3 1

1 道の駅及び市内施設への来場者の増加策について

(1) 道の駅の来場者が多くなるための方法として、釣り公園施設の設置
が有効であると思う。その点について、積極的に取り組むべきであ

ると考えるが

2 市道、農道、集落道の整備について

(1) 牛根地区(松尾、高野、岳野)の今後の整備改善計画への取組について

1. 日程報告	1 3 9
1. 散 会	1 3 9

第4号(9月23日)(金曜日)

1. 開 議	1 4 2
1. 諸般の報告	1 4 2
1. 報告第14号 上程	1 4 4
報告	
1. 議案第47号～議案第54号、請願第2号 一括上程	1 4 4
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第55号 上程	1 4 6
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第56号～議案第64号 一括上程	1 4 7
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 決議案第1号 上程	1 4 8
説明、休憩、全協、質疑、表決、	
1. 閉 会	1 4 8

平成28年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9 ・ 2	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
9 ・ 3	土		
9 ・ 4	日	休 会	
9 ・ 5	月	〃	
9 ・ 6	火	〃	(質問通告期限：正午)
9 ・ 7	水	〃	
9 ・ 8	木	〃	
9 ・ 9	金	〃	
9 ・ 10	土	〃	
9 ・ 11	日	〃	
9 ・ 12	月	〃	
9 ・ 13	火	本会議	一般質問
9 ・ 14	水	本会議	一般質問
9 ・ 15	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
9 ・ 16	金	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
9 ・ 17	土	〃	
9 ・ 18	日	〃	
9 ・ 19	月	〃	敬老の日
9 ・ 20	火	〃	
9 ・ 21	水	〃	委員会 議会運営委員会
9 ・ 22	木	〃	秋分の日
9 ・ 23	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	桜島火山活動対策特別委員会

2. 付議事件

件 名

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度垂水市一般会計補正予算（第4号））

報告第14号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

- 議案第47号 垂水市道路線の廃止について
- 議案第48号 垂水市道路線の認定について
- 議案第49号 平成28年度垂水市一般会計補正予算（第5号） 案
- 議案第50号 平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第51号 平成28年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第52号 平成28年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第53号 平成28年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第54号 平成28年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 案
- 議案第55号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第56号 平成27年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 平成27年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号 平成27年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成27年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成27年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成27年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成27年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 決議案第1号 台風16号における早期災害復旧に関する決議 案
- 選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

請 願

- 請願第 2号 耐震診断助成等を早急に求める請願書

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 8 年 9 月 2 日

本会議第1号（9月2日）（金曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

11番 森 正勝

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	田之上 康
副市長	岩元 明	農林課長	
総務課長		併 任	
併 任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	川畑千歳
企画政策課長	角野 毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	高田 総
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	北迫一信
併 任		会計課長	堀内昭人
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	長濱重光
事務局長	森山博之	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇恵寿

平成28年9月2日午前10時開会

△開 会

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（池之上誠） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池之上誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において梅木勇議員、川畑三郎議員を指名します。

△会期の決定

○議長（池之上誠） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月26日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月23日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月23日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（池之上誠） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から平成28年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、国道220号の道路整備促進の陳情については、8月18日に市長並びに国道整備促進特別委員会の川畑委員と九州整備局へ要望し、8月23日から24日にかけては、市長並びに国道整備促進特別委員会の皆さんと国土交通省本省・関係国会議員の先生方に要望してまいりましたので、御報告いたします。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さんおはようございます。6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

初めに、平成28年熊本地震の被災地に対する垂水市の支援につきまして、報告をいたします。

本市の支援につきましては、大隅半島4市5町復興支援チームによる取り組みとして、宇城市に対しまして物資支援のほか、事務職員や保健師など、これまで述べ49日間21名の職員を派遣をいたしました。

また、義援金につきましては、市役所本庁、牛根支所、新城支所の3カ所に義援金箱を設置し、944万111円が寄せられましたので、7月26日に私と総務課長で宇城市長へ直接お渡ししましたところ、大変感謝され、垂水市民の御善意に厚く御礼を申し上げておられました。

6月29日、発令しました深港地区への避難指示につきましては、7月15日に梅雨明けしたことから、降水量及び地下水が減少傾向にあり、さらに深港川河道内の土砂は除去され、24時間監視体制の維持、大隅河川国道事務所及び鹿児島県による土石流応急対策も各種施行され、住民の安心感が増してきていることや、専門家によると、壁面からの流量が非常に少なくなってきたことから、1万立米を超える崩壊は起こりにくい、3,000立米級の崩壊が発生しても土石流は国道まで達しない、到達しないとの見解も示されていることから、7月19日をもって避難指示の解除と牛根地区公民館避難所の閉

鎖、あわせて災害警戒対策本部を解散をいたしました。

ただ気象情報に注意し、土砂災害など危険を感じた場合は早目に避難していただくということは、お願いをしておきたいと思えます。

避難指示の発令から解除まで、御支援を賜りました関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

梅雨期間における大雨につきましては、これまで計3回の災害警戒本部の設置、避難所の開設で対応いたしました。早目の避難を呼びかけ、早目の情報収集、早目の情報伝達で防災対策を進め、人災ゼロの対策・体制に努めてまいります。

次に、企画政策課所管事項について報告をいたします。

初めに、地方創生関連でございます。国が新たに創設した、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を活用した事業でございますが、8月2日、森山衆議院議員ほか関係機関の御理解もあり、無事に認定をいただきました。

申請した事業は、地域若者就地拡大事業で、県内大学等と連携して教育プログラムをつくり、学生の就業や定住につなげる人材育成事業となっております。

全国で102事業、県内でも6事業しか認定されておらず、注目される可能性も高いこともあり、事業成果を意識しながら取り組んでまいります。

次に、ふるさと応援寄附金でございますが、本年度は現在までに8,040件、約1億4,530万円の御寄附をいただいております。

本年度は、ふるさと納税返礼品取り扱い事業者の拡充と返礼品の充実を図ったことから、昨年の同時期と比較をし、研数が7,728件増の25.7倍、金額が約1億4,414万円増の12.6倍と伸びております。

次に、定住促進関係でございますが、本年度から2つの新規事業に取り組んでおります。子

育て世帯住宅取得費助成事業は、中学生以下の子供がいる市内子育て世帯を対象に50万円の住宅取得費を助成するもので、これまでに6件の相談があり、8月末現在で3件の方に助成金を交付しております。

空き家バンク移住促進事業につきましては、空き家バンクに登録された賃貸物件にかかわる家賃補助を行うもので、これまでに4件の相談があり、3件の方の手续が終了いたしております。

既存の定住促進事業とあわせまして、移住定住の促進及び転出の抑止を図り、定住人口の増加につなげてまいります。

次に、水産商工観光課所管事項について報告を申し上げます。

まず、6月19日に昨年度に引く続き、東京都内のレストランにて鹿児島たるみず観光物産展を開催し、飲食業を初め、流通商社やブロガーなど59名の皆様に本市の特産品でつくったコース料理を会食形式でじっくりと味わっていただきました。

参加していただいた皆様からは、本市の特産品の素材の質のよさを非常に高く評価していただき、その成果として7月から8月にかけて、水産物流バイヤーやミシュラン一つ星のレストランのシェフが本市においてになり、直接生産者との交流や商談をされ、少しずつではございますが、物流が開始されているところでございます。

このような取り組みを継続していくことが、本市の特産品や6次産業化で開発された加工商品の認知度の向上と販路拡大の実現、さらにはふるさと納税の取り組みの強化となると考えておりますので、今後も本市の財源確保並びに生産者の収益増と雇用の安定を目指して取り組んでまいります。

次に、8月13日に開催されました、たるみずふれあいフェスタ2016夏祭りでございますが、

まずは、ことしも市内外の多くの事業者様や個人の皆様方からも、大変ありがたい協賛金により実施することができましたこと、そして主催された垂水市商工会青年部の皆さんに対し、この場をお借りして深く感謝を申し上げたいと思います。

当日は、お盆の時期と重なったこともあり、帰省された方々を初め、市内外から昨年より1万人多い、約4万人のお客様に音楽花火など約6,000発の花火を堪能していただきました。

今回は、パン祭りやたるりんピックなど昼間の取り組みも強化したことで、市内に長く滞在していただき、会場内の出店者はもちろんのこと、周辺商店の皆様への活性化に貢献できたものと考えております。

次に、スポーツ合宿の受け入れ状況でございますが、4月から8月にかけて、鹿児島実業高校、慶誠高校サッカー部、鹿児島商業、鹿児島女子高校、中京高校、都城東高校の剣道部、鹿児島実業高校、志布志高校のバスケットボール部などが本市で合宿を行っていただきました。

昨年と比較をいたしますと、4団体ふえており、誘致活動の結果が出てきているようでございますので、今後も継続して実施していただけるよう取り組んでまいります。

次に、水産関係でございますが、7月4日の垂水市漁協において、テレビ番組、ジョブチェーンの撮影など、数社の放送局の撮影があり、本市の水産物を全国に情報発信できたところでございます。

次に、観光関係でございますが、特に、森の駅たるみずにおいて、指定管理者の積極的な取り組みにより、7月から8月にかけての来場者数が、昨年より1万人増の2万2,000人と大幅にふえており、本市の重要施策の一つでございます交流人口増に大きく貢献していただいているところでございます。

今後も関係機関と連携を密にし、各種メディ

アンやSNS、ホームページ等を通じて垂水市のすばらしい資源をPRしてまいりたいと考えております。

次に、農林課所管事項について報告を申し上げます。

6月下旬の梅雨前線豪雨によりまして、農業用施設では、農道1件、水路2件、農地1件の災害が、また林業用施設では、林道海潟麓線と林道二川線の2件の災害が発生をいたしました。

当面の対応といたしましては、仮設道路の設置や、道路面に堆積した土砂の除去を行い、通行の確保を図りながら、災害復旧に向けての準備を進めております。なお、復旧事業費を今回の補正予算に計上しておりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、保健課所管事項について報告を申し上げます。

垂水徳洲会病院の閉鎖問題についてでございますが、6月議会の一般質問答弁においてもお答えいたしましたとおり、市民に及ぼす影響には、非常に大きなものがございます。報道でも大きく取り上げられており、市民の関心も高く、議員の皆様におかれましては、6月24日に垂水徳洲会病院の存続を求める議員連盟を全会一致で結成され、垂水徳洲会病院を存続させる会におかれましても、中心的役割を担われ、署名活動等を行われていることに対し、感謝を申し上げます。

存続という共通の方向に向かって、各方面と協力し、本市としてできる限りの対策を講じてまいりたいと存じております。

次に、学校教育課所管事項について報告を申し上げます。

8月9日、10日の2日間、「あつまれわんぱく！夏の勉強会」を、市内小学校4年生から6年生の希望者を対象に、垂水中央中学校で行いました。本年度は、128人の子供たちが自分の希望する教科を重点的に学習しました。指導者

は市内の各小中学校の38人を超える先生方がボランティアとして協力をしてくださいました。参加者及び指導者は、昨年を大きく上回り、この事業が定着してきているものと考えております。

取り組みに参加した子供たちからは、友達と一緒に集中して勉強することで学習がよく進んだ、先生方が丁寧に教えてくださったのでわかりやすかった、来年もぜひ参加したいなどの感想が寄せられました。

また、指導してくださった先生方からは、個別に指導することで、よく理解してくれた、2学期に向け、子供たちにより学習の機会となった、他校の子供に教えることは、貴重な経験となったという声が寄せられました。

次に、社会教育課所管事項について報告を申し上げます。

7月18日海の日、第10回錦江湾シーカヤック大会イン垂水が、終原垂水南漁港隣の海岸で開催をされ、小学4年生の部から親子の部までの8部門、鹿児島市など県内7市のほか、遠くは宮崎県小林市や都城市から80チーム、160人の御参加をいただきました。

大会は、大隅青少年自然の家のほか、関係団体の皆様初め、地元の方々に御協力をいただき、天候に恵まれ、盛会のうちに終了することができました。

次に、8月19日、垂水市文化会館自主文化事業、「蒼空・一空どこまでも蒼く」公演を開催し、小中学生約100名を含む、約600名の皆様に御来場いただきました。

さきの大戦の鹿屋基地からの特攻を題材にしたこの公演により、来場者の皆様には、命の大切さと平和の尊さを感じていただき、また久しぶりに本物の舞台劇を鑑賞できて本当に感動したとの声をいただきました。

市立図書館では、図書館機能の発揮と、市民の皆様により施設を身近に感じてもらうための

活動の一環として、本年度から新たに図書館講座を開設し、第1回目として8月9日に俳句講座を開催し、小学生27名を含む約40名の市民の方に参加をいただきました。

次に、本市の交通事故の発生状況についてでございます。

交通死亡事故発生状況は、4月11日午後7時35分ごろ、指導浜平大都線を垂水港から、ゴルフ場方面へ自転車で走行していた新御堂の86歳の情勢が、鹿屋市の38歳の男性の運転する軽自動車にはねられる交通死亡事故が発生し、今年に入りまして、初めての死亡事故犠牲者となりました。

7月末日現在、交通事故発生件数は30件、死亡者数1名、負傷者数39名となっております。前年同時期と比較しますと、発生件数は13件、死亡者は2名、負傷者は22名、いずれも減少しております。今後も、交通事故の発生や、死亡事故の減少を図るために、鹿屋警察署交通安全協会など関係機関並びに振興会の御協力を賜りながら、交通安全対策に努めてまいります。

次に、主な出張用務について報告をいたします。

県外出張につきましては、6月18日には、さきに報告いたしました、鹿児島たるみず観光物産展において、トップセールスを行ってまいりました。

7月12日には、上京いたしまして、過疎関係都市連絡協議会総会に出席をいたしました。

7月22日には、福岡にて、暑気払い夏の夕べに参加し、財界関係者との情報交流を行ってまいりました。

7月26日には、さきにも報告をいたしましたが、熊本県の宇城市へ義援金を寄附してまいりました。

7月27日には、福岡にて開催をされました、一億総括・地方創生全国大会 I N九州に参加し、全国の首長と情報交流を行ってまいりました。

8月3日には、本市と鹿児島市、霧島市、鹿屋市の4市で構成しております、桜島火山活動対策協議会の要望事項について、地元選出国会議員や関係省庁に対して、要望活動を行ってまいりました。

8月18日には、福岡にて九州地方整備局に対し、また23日には、関係省庁に対して、国道整備促進特別委員会の要望活動を行ってまいりました。

翌日24日には、大隅総合開発期成会として関係省庁に対し、要望活動を行ってまいりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、6月22日に、県観光連盟総会に出席し、各種議案の審議を行うとともに、観光関係者との意見交換を行ってまいりました。

6月24日には、曾於・肝属保健医療圏地域医療構想懇談会に出席をし、県、医師会、各関係自治体との意見交換を行ってまいりました。

7月22日には、大隅国道河川事務所に対し、国道整備促進特別委員会の要望活動を行ってまいりました。

7月25日には、大隅地域行政懇談会に出席し、大隅半島スマートエネルギー構想についての講演・意見交換を行ってまいりました。

7月31日に、肝属地区消防団操法大会が鹿屋市で開催され、本市消防団を初め、出場消防団の操法技術の視察を行ってまいりました。

8月10日に、桜島以南四火山合同火山防災協議会が鹿児島市で開催され、各種議案の審議を行ってまいりました。

その他、役員を務めます、県森林整備公社総会、県漁協信用基金協会理事会、県治山林道協会総会、県漁港協会通常総会、地域経済委員会、市町村社会基盤整備推進協議会等に出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、市長の報告を終わります。

△報告第13号上程

○議長（池之上誠） 日程第4、報告第13号の報告1件を議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（池之上誠） 報告を求めます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。報告第13号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成28年6月下旬から降り続いた大雨の対応を行うため、災害復旧費、災害応急対策費等の執行に急務を要しましたことから、平成28年7月19日に、平成28年度垂水市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主なものといたしましては、農林課所管の水路、農地、農道、林道にかかわる災害復旧費、土木課所管の市道、河川等にかかわる災害復旧費、その他は、農業共済敷地内にあるアコウの木倒木にかかわる撤去費用、牛根麓簡易水道組合災害復旧事業補助金、避難所用の食糧費、毛布クリーニング代、警戒本部待機や避難所開設にかかわる時間外手当でございます。

今回、歳入歳出とも8,605万9,000円を増額いたしましたので、これにより補正後の歳入歳出予算額は99億3,009万3,000円になります。補正の款項分、及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので4ページをごらんください。現年発生補助災害復旧事業債への借入れを右の欄に示す限度額に変更し、

本年度の借り入れ総額を8億8,270万円に補正するものでございます。

8ページをお開きください。事項別明細でございしますが、まず歳出から御説明申し上げます。総務費の財産管理費は、肝属農業共済組合へ貸し付けている敷地内のアコウ木の倒木したことに伴う撤去費用でございます。

次に、衛生費の環境衛生費は、牛根麓地区簡易水道の災害復旧にかかわる補助金です。

次に、消防費の災害応急対策費は、避難所用の食糧費、毛布クリーニング代、警戒本部待機や避難所開設にかかる時間外手当でございます。

次に、一番下の災害復旧費の農林水産業施設単独災害復旧費は、水路、農地、農道、林道の災害にかかわる調査、測量、設計、管理委託料及び、梅雨災害対応分の重機借り上げ料で農業用施設補助災害復旧費は、農道城山線、是川等にかかる水路災害復旧工事請負費でございます。

次に、9ページになりますが、公共土木施設単独災害復旧費は、災害対応による時間手当、市道の災害にかかわる調査、測量、設計、管理委託料、梅雨災害に伴う重機借上料、市道狐ヶ丘線、追神川の災害復旧にかかる工事請負費で、道路橋梁河川補助災害復旧費は、市道高峠線、柘原新城線の災害復旧にかかわる工事費でございます。これらに対する歳入は、7ページの歳入明細にありますとおり、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債を充て、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第4、報告第13号の報告1件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、報告第13号の報告1件は承認することに決定しました。

△議案第43号・議案第44号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第5、議案第43号及び日程第6、議案第44号の議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第43号 27年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算に認定について

議案第44号 平成27年度垂水市病院事業会計決算認定について

○議長（池之上誠） ここで、決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔公営企業決算特別委員長北方貞明議員登壇〕

○公営企業決算特別委員長（北方貞明） おはようございます。去る6月24日の平成28年第2回定例会において公営企業決算特別委員会付託となりました、閉会中の継続審査となっております、議案第43号平成27年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算に認定について、並びに議案第44号平成27年度垂水市病院事業会計決算認定について、去る7月28日に公営企業決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告申し上げます。

審査に当たりましては、予算が議決の趣旨、目的に従って適正にかつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営において、どのような改善工夫が必要かに重点を置き、さらに計数的なことについては、監査委員の審査意見書を十分尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしま

した。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計決算において、大雪の際に水道管が破裂したが、ほかには破損しそうな水道管はないのかとの質疑に対し、本年度の当初予算で市役所近くローソン垂水上町店の横断歩道部分を、試し掘りをして点検を行うとの答弁がありました。

次に、水道料金改定についての見通しは、との質疑に対し、平成29年30年が水道ビジョンの見直し時期となっており、水道管の耐震化を図る上で、どうしても値上げの時期がくるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、病院事業会計決算において、患者数がふえたにもかかわらず、収入減というのは、国からの補助に変更があったのかとの質疑に対し、国の診療報酬改定が減額となったことから、患者数はふえているが収益は逆に減額となったという状況になっているとの答弁がありました。

次に、垂水中央病院ベッド数に対する入院者数が80%台に対し、垂水徳洲会病院は90%台とほぼ10%の開きがあるが、何が違うのかとの質疑に対し、垂水中央病院のベッドは一般病床が91床、療養病床が35床の割合で、徳洲会病院は一般病床は25床、療養病床が53床ということで、その割合によって、そういった状況が生じているのではないかと答弁がありました。

次に、平成26年に比べて、平成27年度は人件費が1億近く減少しているが、その理由は、との質疑に対し、看護師を中心とした20名ほど退職されたことにより、人件費が減少したためであり、給与の削減等を行っていないとの答弁がありました。

次に、ホームページで医師、薬剤師及び看護師を募集しているが、状況はどうなっているのかとの質疑に対し、看護師については、奨学金制度で来年度、3名から4名はいるが、それ以外

にはなかなか募集がなく、常時不足な状態が発生しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑について申し上げます。

まとめといたしまして、監査委員の決算審査意見書にもありますように、水道事業会計については収入基礎となる給水人口が減少傾向にあり、営業収益が左右される上、施設の減価償却や企業債の借り入れによる償還額等が経営を圧迫していることが懸念される中、新たに企業債の借り入れは行わず、利益が増加し借り入れ残高が順当に減少しているということが、経営努力の大きな成果である点、病院事業に置いては、老朽化が進んだ電子内視鏡システム一式を最新することによって、より年々高度化、専門化、多様化については、医療事業に対応し、高度の医療サービスの提供を果たしており、年々患者数は減少している中で、医療の質の向上と安定収益の確保を図りながら、経営改善に努力している点などが評価されています。本委員会委員としましては、両事業とも引き続き経営基盤の安定化と経営の健全化に努めていただくよう求めたものです。

以上の質疑などを踏まえた上で、議案第43号27年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算に認定について、剰余金の処分については、原案のとおり可決し、決算については、適正であると認め、認定することに決定いたしました。

次に、議案第44号平成27年度垂水市病院事業会計決算認定について、適正であると認め、認定することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第43号27年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算に認定については、原案のとおり可決、決算については認定することとし、議案第44号平成27年度垂水市病院事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

△議案第45号・議案第46号上程

○議長（池之上誠） 日程第7、議案第45号及び日程第8、議案第46号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略します。

議案第45号 垂水市教育委員会教育長の任命について

議案第46号 垂水市教育委員会委員の任命について

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第45号の垂水市教育委員会教育長の任命について御説明を申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります長濱重光氏が平成28年11月6日をもって任期満了となりますことから、同氏を改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、新教育委員会制度の教育長として任命しようとするものでございます。

任命しようとする長濱重光氏の住所は、垂水市錦江町1番地45ウルーズメゾン201、生年月日は昭和26年12月8日でございます。任期は3

年となりますので、平成28年11月7日から、平成31年11月6日までとなります。なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第46号の垂水市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります田原正人氏が、平成28年10月14日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。再任しようとする田原正人氏の住所は、垂水市本城3576番地、生年月日は昭和23年1月29日でございます。任期は4年となっておりますので、平成28年10月15日から平成32年10月14日までとなります。なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ここで、暫時休憩します。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集願います。

午前10時42分休憩

午前10時55分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案2件に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 新しく法改正後、初めて教育長の任命ということで、以前、法の改正があったとき、この問題については議論させてもらった経過があるんですが、1点確認しておきたいんですけど、今まで市長部局、教育委員会と対等の関係であったわけですが、今後このことによって多くの危惧もされてるといふこと、

あのとき指摘もしたというふうに思います。いわゆる教育機関に対して市長の権限が強まっているのではないかと、そういう点が危惧をされてたんですけども、あのとき市長はそんなことはない、今までどおり対等な関係でその役割は担っていくんだということでしたけども、そのことは初めて実施されるこの法改正のもとで、任命について、今後もその教育行政と市長部局との関係は、今までどおりの関係であるのか確認しておきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 国においてルールが変わりまして、今回このような形になったわけですけども、基本的には前回回答弁をしたような形で、それぞれの役割がございますので、しっかり承認しながら基本的には変わらないという形でやらせていただくということで考えています。

○議長（池之上誠） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。まず議案第45号については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、同意することに決定しました。

次に、議案第46号について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） よって、議案第46号については、同意することに決定しました。

△議案第47号・議案第48号上程

○議長（池之上誠） 日程第9、議案第47号及び日程第10、議案第48号の2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第47号 垂水市道路線の廃止について

議案第48号 垂水市道路線の認定について

○議長（池之上誠） 説明を求めます。土木課長。

○土木課長（宮迫章二） おはようございます。御説明の前に図面表示に誤りがありましたので、図面の差しかえをさせていただきました。まことに申し訳ございませんでした。

それでは、議案第47号と議案第48号は、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第47号の垂水市道路線の廃止について御説明申し上げます。

本日差しかえをお願いしました図面をごらんください。提案理由でございますが、農地組合法人大隅養豚生産組合より、事業拡大のため、市道の終点部分約80メートルにつき、払い下げの申請があったことを受け、現地を精査した結果、申請箇所の周辺の土地所有者は、すべて大隅養豚生産組合で、利用も生産組合だけと限定的であり、その他の利用者もない状況であることから、公共用に供する必要がないと思われま

す。このため、終点部分約80メートルを処分することで、終点を変更する必要があり、新たに認定するために、先に道路法第10条第3項の規定に基づき、市道路線廃止の議決を受けようとするものでございます。

廃止します路線は、路線番号907号、路線名垂桜駒ヶ丘線で、起点は垂水市大字田神字後平1228の89番地先、終点は大字田神字後平1228の15番地先の2級市道田地明垂桜線の交点から、西側の駒ヶ丘に走る、延長1,419.49メートルのその他市道でございます。

次に、議案第48号の垂水市道路線の認定について御説明申し上げます。

添付の図面をごらんください。提案理由でございますが、同じく農事組合法人大隅養豚生産

組合より事業拡大のため、市道部分の払い下げの申請があったことを受け、終点を変更する必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、新たに市道認定の議決を受けようとするものでございます。

新たに認定する路線は、路線番号、路線名、起点は同じでございますが、終点が字後平1228の16番地先となります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○村山芳秀議員 議案第47号と48号につきましては、産業委員会への付託案件ということで、基本的な部分だけを質問させていただきます。

2点ほどです。大隅養豚生産組合の事業拡大のために市道の廃止、認定ということですが、具体的に事業拡大の部分、どういう形で事業拡大をされるのか、わかっていたら教えていただきたいと思えます。農林課のほうですかね。

それともう1点だけですが、今回の事業拡大で環境保全協定、いわゆる公害防止協定ですけど、新たに環境保全協定を結ばれるのか、あるいは現在、当初施設が造られた時の公害防止の協定、地元と協定結ばれてると思えますが、協定がそのまま生きて、これまでの防止協定の内容で対応されていかれるのか、こっちのほうは生活環境課だと思いますけど、あと水質基準など、法的に基づくものだと思いますけど、当初の計画、協定どおりのことの部分で対応されるのか、そこをお尋ねします。

○農林課長（川畑千歳） 大隅養豚生産組合の事業について概要を申し上げます。

国の畜産クラスター事業を導入しまして、平成28年度、29年度にわたりまして、豚舎、管理棟、堆肥舎棟を整備する事業でございます。豚舎が14棟、管理棟が2棟、堆肥舎棟が2棟、合計18棟を整備するものでございます。建物が約

1万2,000平方メートルの計画になっております。土地が約2万8,000平方メートルということで、計画が上がっております。養豚一貫経営でございまして、5トン、母豚ですね、650頭の増頭を計画しております。

この事業によりまして、規模拡大によります生産コストの低減、雇用の増大、そして資源循環型農業の実現が期待をされております。

以上です。

○生活環境課長（田之上康） お尋ねのとおり、豚の頭数がふえますと、環境に与える影響等も懸念されるわけでございますけれども、御指摘のとおり、既に公害防止協定を結んでおりまして、その公害防止協定の中身を確認いたしますと、もし万一事故があったとしても、それで十分対応できるものと考えておりますので、従来の公害防止協定によりたいと思っております。

また、水質につきましては、従来通りの水質検査を実施して、基準で実施していきたいと思っております。

以上です。

○村山芳秀議員 わかりました。事業拡大につきましては、ほんとに雇用の確保とか生産量の拡大につながるということで、大変よいことだと思います。

それから、環境保全、地元の公害防止協定につきましては、地元と組合で結ばれていらっしゃるということで、市が立ち合いということで、今の水質基準、それから当初の協定どおりに進められていくということで理解したいと思えます。ありがとうございます。

○議長（池之上誠） ほかにございませんか。

○堀添國尚議員 村山議員と語り合ってるわけじゃないですけど、ちょっと市道を売却することは、ほかの遊休地を売却するという意味とは、ちょっと意味がやはり変わってくるだろうというふうには私は思うわけです。

そこで、あそこの地形は、私もよく知ってる

わけですが、行きどまりで、先ほど土木課長が説明したように、将来にわたって振興策みたいなのは考えていない、当分は考えていないというなことでしたが、市長あれから奥も垂水市は続くわけですが、もし何らかのこの振興策をやらなきゃならないというときの場合、出てくるかもしれない、そこらあたりは関係課で、非常に慎重に議論をした結果、こういう議案を出されたと思うんですが、将来にわたってもう全然、あそこは垂水市は振興策というものは、今の時点で出なければ答弁はできないと思うんですが、どうなっているんでしょう。どう市長はお考えなんですか。

○市長（尾脇雅弥） お尋ねの件なんですけども、現段階において、そのような計画はございませんし、先ほど担当課長が説明したような状況を踏まえて判断をしております。市民の皆様は何らかのデメリットがあると、またこれは別ですけども、総合的に判断をして今回の御提案の内容が一番いい方法だということで、提案させていただきます。

○堀添國尚議員 わかりました。ですけど、この生産組合との話し合いの中では、もしそういうことが起こった場合のときのことちゅうのは、その話は出なかったんでしょうか、そこらあたりは。

○農林課長（川畑千歳） 先ほど土木課長のほうからございました、市道の先のほうにつきましては、大隅養豚生産組合が所有する民有地だけでございます。その先につきましては、森林管理省が管理する国有林でございまして、今後の利用については、展開はないということで聞いております。

森林管理省につきましても、森林管理省は管理します国有林の中を通して林道が開設されておりますので、森林の管理には問題がないというふうに聞いております。

○議長（池之上誠） ほかに質疑はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案第47号及び議案第48号は、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第47号及び議案第48号は、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第49号上程

○議長（池之上誠） 日程第11、議案第49号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を議題とします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（野妻正美） 議案第49号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。今回の主な補正は、歳出については、土地開発基金所有の土地を購入するための公有財産購入費、保育所ICT化事業、し尿処理場修繕費、河川寄州除去費など、歳入については、各事業に伴う国庫支出金及び県支出金、ふるさと応援寄附金、教育費寄附金等を増額補正しようとするものでございます。

また、ふるさと応援基金充当事業につきましても、使途選定委員会の審査結果に基づき、21事業1億6,272万9,000円をあわせて計上しております。

今回、歳入歳出とも9億5,876万4,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は108億8,885万7,000円になります。

補正の款項の区分及び等倍区分ごとの金額な

らびに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページから6ページの第2表地方債の補正をごらんください。まず5ページの追加ですが、消防防災施設整備事業は、消防第5分団水槽式小型ポンプ積載車購入にかかるもので、当初過疎債を充当予定としていたものを緊急防災・減災債に変更するものです。金額につきましては、契約後の金額で借り入れを予定しております。

次に、児童福祉事業は、こども医療費への過疎債のソフト事業を新たに充当するものでございます。

6ページの変更でございますが、消防防災施設整備事業は、先に説明しました消防第5分団水槽つき小型ポンプ積載車購入にかかるもので、過疎債を減額補正するものです。

現年発生補助災害復旧事業は、林道二川線、林道海潟麓線の災害復旧事業に伴うもので、災害復旧事業債を増額補正するものです。

臨時財政対策債は、発行可能額が確定したことにより、借り入れ額を発行可能額にあわせて変更するものでございます。

地方債の変更につきましては、それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示してあります限度額に変更し、本年度の借り入れ総額を9億1,235万7,000円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

11ページをお開きください。1款議会費1目議会費の委託料ですが、議会中継システム改修委託でございます。

次に、2款総務費3目文書広報費の旅費、需用費、役務費、委託料ですが、垂水応援カードを活用した広報促進事業にかかわる費用でございます。

同じく8目財産管理費の公有財産購入費ですが、土地開発基金所有の垂水絹糸跡の土地を購入するための費用でございます。

12ページをお開きください。2款総務費18目ふるさと納税制度事業費の報償費は、ふるさと応援寄附金の返礼品にかかるもので、同じく積立金は、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴うふるさと応援基金への積立金でございます。

次に、12ページの一番下にありますが、3款民生費6目老人福祉費の扶助費は介護手当費になります。昨年まで介護保険の地域支援事業として特別会計で計上しておりましたが、ことしより対象外となったことにより、一般会計で計上するものでございます。

13ページをごらんください。一番上の3款民生費1項社会福祉費8目老人福祉施設費の需用費ですが、垂水地区老人憩いの家のボイラー修繕料でございます。同じく2項児童福祉費1目児童福祉総務費の負担金補助及び交付金は、保育所等の業務効率化推進事業費補助金でございます。この事業は、保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、保育所の電算システムを導入、園児の事故防止のためのカメラ設置にかかわる費用について補助するもので、国の4分の3補助の事業となります。

14ページをお開きください。次に4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の負担金補助及び交付金は、牛根深港地区簡易水道の災害復旧にかかる補助金です。同じく、8目の健康増進費の備品購入費は、市民の健康促進のための歩行強度計、ノルディックウォーキング用品の購入費でございます。同じく2項清掃費2目し尿処理場費の需用費は、し尿処理場のガスフィルター等の修繕費でございます。

15ページをごらんください。6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費は獣害鳥獣捕獲器具貸し付け企業の捕獲用の箱わなの購入費でございます。これは、市で捕獲器具を購入して獣

害鳥獣の捕獲を実施しております猟友会に対し貸し出しをするものでございます。

次に、7款商工費2目商工業振興費の負担金補助及び交付金は、プレミアムつき商品券発行補助金でございます。同じく3目観光費の委託料は観光看板の政策及び設置にかかるもので、備品購入費は現在あるイベント用作業車の老朽化に伴い、買いかえるものでございます。同じく4目観光施設整備費の委託料は、千本イチョウ園シャトルバス業務委託料でございます。同じく6目道の駅運営事業費の備品購入費は、道の駅誘客支援事業としての送迎用のバス購入費でございます。

16ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費の備品購入費はホイールローダとダンプの購入費でございます。同じく2項道路橋梁費1目道路維持費の委託料は市道の除草作業にかかる委託料、使用および賃借料は、市道の舗装修繕等にかかる重機借り上げ料でございます。同じく3項河川費1目河川維持費は、河川の寄川除去、除草等にかかわる重機借り上げ料でございます。

17ページをごらんください。9款消防費5目災害応急対策費の委託料は垂水市総合防災マップ防災井戸看板の作成委託料でございます。

次に、10款教育費2項小学校費2目小学校教育振興費の備品購入費は、小学生の体力アップのため、各小学校へ一輪車や竹馬を整備するものでございます。同じく一番下の5項社会教育費2目文化祭保護費は、垂水氏絹糸跡に保管してあります出土品について、旧協和中学校に移動させるための委託料でございます。

18ページをお開きください。10款教育費5項社会教育費5目公民館費の需用費、委託料、工事請負費、備品購入費は、各地区公民館の外壁改修や空調機の修繕等にかかるものでございます。

次に、一番下の11款災害復旧費1項農林水産

施設災害復旧費3目林業用施設補助災害復旧費の工事請負費は、6月下旬の豪雨による林道二川線及び林道海潟麓線の災害にかかるものでございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、ふるさと応援基金繰入金、寄附金、市債などの特定財源を充て、一般財源は繰越金と特別会計繰入金等を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○堀添國尚議員 済みません、17ページのこの文化財保護費のところですが、今の課長の説明を聞いて、多分今給食センターの上にある文化財が保護、保管してあるところの文化財を移転するというふうに思ったわけで、そこらあたりはそうなんでしょうか。

○社会教育課長（野嶋正人） 堀添議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、今錦町の倉庫に直してあります文化財の収蔵品を、このたび協和中学校のほうに、教室のほうに移転させるための費用計上してあります。

以上です。

○堀添國尚議員 金額を見ると、570万9,000円ということで、ちょっと大きな数字ですけど、あそこはもともと市の土地で、あの道路が海側から来るところから国道側に出る手前から急に狭くなっておって、やはり市道のこの垂水市の道路の整備上、問題があらへんかということで、ずっと早くあれを市の土地なんだから、民有地を買い上げるわけじゃないんだから、早くあそ

こは整備するべきじゃないかということ、地域の方々もそういう気持ちがあったりして、何回か教育委員会にも申し入れたことがあるんですけど、ということは、あそこの文化財を移動させるということは、あのプレハブの館を移動させるという意味が、あそこの道路を広くするために、あの館を壊す、したがって文化財を協和中のほうへ移動させなきゃならないと、こういうことなんですか。そこらあたりは、その先は何でしょうか。移動するその次は何を考えていらっしゃるのか。そこらあたりを。

○財政課長（野妻正美） あそこの土地は市の土地ということでありましたが、実際は土地開発基金の所有の土地で、もう何年も前の話ですが、目的がありまして、先行取得ということで、土地開発基金で取得しております。そのために現在南の拠点の関係の事業でいろいろ事業が推進してるとこなんですけど、もしあの土地を利活用するとなったときに、そのままでは目的で購入しておりますので、そこの土地の活用が制限されております、市の目的で。そのために今回市へ買い戻すという形をとっているところです。そのために土地購入費を計上しているところです。そして、市のほうで購入し、普通財産へ変えておくと、これでもってその利活用が幅が広がるということでございます。

以上でございます。

○堀添國尚議員 わかったような、わからないようなですけど。であるから利活用のできるようにすると、普通財産にしてということ、その先ですよ、私が言うのは。その先は何でそうするのかということ。

○財政課長（野妻正美） 今、御質問のところ、内容は道路を広げるかということ、道路が通ってる。そこのところも今後検討の一つということになっております。また具体的にはそこのところは、この実際購入については、南の拠点の事業にも関連してくるところですので、今後

の動向等によって、その可能性と動きがあると思います。現状ではそこのところどうするということでは決まっておおりません。

○議長（池之上誠） ほかに。

○篠原静則議員 18ページ公民館費ですけども、ちょっとこの補正が大きいようで、課長、節の部分を詳しく説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、篠原議員の質問にお答えいたします。

今回の補正の内容につきまして、まず需用費のほうがございますが、これは各地区公民館の、ごめんなさい、エアコン修繕5カ所予定しております。

13番目の委託料につきましては、先ほど説明が財政課長からありました、今回各地区公民館の外壁修繕を行いますので、その設計管理委託になっております。

15の工事請負費につきましては、今回大野は、外壁塗装が済んでおりますので、大野地区公民館を除いた8地区公民館を今回外壁塗装と危険箇所等がありますので、その修繕対策を含めて、8カ所、地区公民館の8カ所を行う予定であります。

それと備品購入費につきましては、新規にエアコンを1カ所つけようとするものです。

以上です。

○篠原静則議員 この8カ所の公民館を、塗装、全部きれいになされるわけですね。ということで大変いいことだと思いますけれども、耐震のほうはどうなってるのかお尋ねをいたします。

○社会教育課長（野嶋正人） 確かに耐震のほうは課題でありますけども、実際は各地区公民館が結構建築後経過年数が経過しております、中の鉄筋コンクリートがさびて、表面に出てくる、通称爆裂って呼ばれてて、通行にもちょっと危ないようなところもございましたので、とりあえずは今回その危険防止も含めての外壁

改修というふうに捉えていただきたいと思います。

今後の耐震につきましては、今後の長寿命化計画等もごございますので、その辺で計画的にやっていきたいというふうに考えてるところです。

○篠原静則議員 よく言われることはわかりますけど、腐食して鉄筋がむき出しになってるようであれば、これはちょこちょこ修理をしてもどんな効果がありますかね。疑問に思っております。ぜひ、表をきれいにすることはいいことだと思いますけれども、避難所にもなってるわけですよね、各公民館。そこらっていうのよく考えて、いただいでは予算は予算として執行してもらえますけれども。その後ですよね、その後の問題、市長、耐震をせずにお化粧だけするという、何かこのちょっと安心・安全の面から、ちょっとどういいますか、言葉と行動とかみ合わんと思うんですが。私はそう思うんですけども、市長のお考えをよろしく願います。

○市長（尾脇雅弥） 東日本大震災、あるいは熊本震災の後、耐震の問題どうしていかってという重要な課題だと思います。象徴的なのが、この市役所庁舎もごございますので、これまで学校施設を中心に、そのことを、耐震、外壁やってまいりましたので、次にはやっぱり地域の公民館、おっしゃるとおり、いざというときに、そこに拠点でやっていくということがございます。これまで、振興連、公民館の皆様方の御要望も踏まえて、外壁の問題あるいはそのクーラーの問題もございました。ただ、おっしゃるとおり、お化粧ばかりしてということでは、そういう意味ではございませんけれども、しっかりと耐震の問題が大きな課題としてありますので、そのこともしっかりと協議をして、予算がちょっと大きくかかるものですから、しっかりと協議をして対応をこれからしていくということになると思います。

○篠原静則議員 ぜひ、きれいにすることはいい

なことだと思いますけれども、ぜひかねて市長言われておりますように、安心・安全を優先していただきたいと思います。もう今回は、質問はしないつもりですけれども、庁舎問題でまた公民館も含めて、安心・安全庁舎建設、前向きに考えていただきたいと思いますので、質問させていただきますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（池之上誠） ほかに。

○持留良一議員 質疑を1点だけしていきたいと思います。一応課長には若干の説明をお聞きをしたんですけども、児童福祉総務費で業務委託関係の補助金が出るということで、この中身として保育所等における保育士の業務負担軽減を図るためというなことが出て、その中で園児台帳管理、保護者連絡一覧、出欠管理、請求書作成と相談・苦情等ということで、実態、ほんとに私たちから見たら保育士さんは、子供たち、保育の仕事をしてるというふうに見てたんですけども、実態をどのようにつかんでらっしゃるのか、そしてこのことで、本当に保育士が保育士の仕事ができる環境というのができる、効果が発揮できるのか、その点について実態と、導入することによっての改善、どんな中身なのか、そうでないとやっぱりこの効果が発揮できないだろうというふうに思うんですけど、その点について。

○福祉課長（保久上光昭） 持留議員の御質問ですけれども、おっしゃったように保育士さんの場合は、本来の保育業務のほかに、書類作成等の業務があわせもっていらっしゃるという方が多いということで、今回のこの事業導入することで、その全てが改善されるというわけじゃないと思いますけれども、改善の方向に進んでいくものというふうに思っております。実態とすれば、その軽減が見られるということで、今回事業を導入したということでもあります。

○持留良一議員 それについては、例えばどっ

かの事例とか、もしくは国がいうデータを示したということがあるのかどうなのか。というのは、この問題がこういう形で一つの方向としてはそういう方向があるよと、改善されるよと。しかし実態として今現場を見ても、保育士さんの労働というのはほんとに厳しい中におかれて保育をやってるし、その他の業務もあるという中で、やっぱり改善されるのは当然だろうと思うんです。

しかし、このシステムが果たして導入されて、そのあたりほんとに改善されるのかっていうのは、やっぱり、どっかで導入して、実証的なそういうものがあるという中であれば、その一定程度の効果、導入する目的が達成されると思うんですが、そのあたりがあって、本市もその導入というのをそれぞれ保育園が導入っていうことで求めてきたんだろうと思うんですが、やっぱりその指導を援助する行政としては、そのあたり実態を把握されて、なおかつそういう検証結果も踏まえてのことだろうと思うんですが、その点についてはどうなんですか。というのは、市の一般財源を4分の1導入されますからね。その点について。

○福祉課長（保久上光昭） 今の御質問ですけれども、この事業自体ができた時点で、国のほうではある程度そういったデータっていうものは踏まえた上での事業導入、創設だというふうに理解しております。

本市においても、これ導入することで、園のほうとしては、そういったものを期待しての導入でもあります。こちらのほう、行政としまして、市としましては、そこら辺がどういうふうに改善されていくのか、また期待どおりの改善となっていくのかっていう意味では、本市なりの検証を進めていきたいというふうに思います。

○議長（池之上誠） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。こ

れで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、各所管常任委員会の付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第50号～議案第54号上程

○議長（池之上誠） 日程第12、議案第50号から日程第16、議案第54号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第50号 平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第51号 平成28年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第52号 平成28年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第53号 平成28年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第54号 平成28年度垂水市課に水道事業特別会計補正予算（第1号）案

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○市民課長（森山博之） 議案第50号平成28年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。記載してありますように、今回の補正は歳入、歳出とも260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億1,206万9,000円とするものでございます。主な補正の理由でございますが、法定外繰入金金の精算に伴い、一般会計への繰入金金の補正などがございます。

それでは、歳入、歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。なお、金額はお示しし

てございますので、省略をさせていただきます。それでは歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。8款2項特定健康診査等事業費は、特定検診の保険指導にかかります管理栄養士の謝金並びに生活習慣予防のためのリーフレットに不足が生じたので、消耗品を増額するものでございます。

11款4項繰出金は、平成27年度国民健康保険特別会計決算に伴います法定外繰入金の生産でございます。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをごらんください。4款国庫支出金並びに7款県支出金は、特定健康診査等事業の増額に伴います補正でございます。

11款繰越金は、平成27年度国民健康保険特別会計決算に伴います前年度の繰越金でございます。

12款諸収入は、一般被保険者延滞金の実績により増額分でございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第51号平成28年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度決算に伴う国等への返還金や市負担金の精算に伴う繰出金が主なものでございます。

1ページに記載しておりますとおり、補正の額は歳入歳出それぞれ9,615万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億8,266万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、介護給付費準備基金への積立金を計上しております。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金第1号被保険者保険料還付金は、平成27年度保険料の還付未済分の還付金に対応するものでござい

ます。3目償還金は平成27年度事業費確定による、国、県、支払い基金への返還金でございます。

4款諸支出金2項繰出金1木一般会計繰出金は、同じく平成27年度事業費確定による一般会計への返還分でございます。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開きください。4款1項支払い基金交付金1目介護給付費交付金は、平成27年度事業費確定による追交付分でございます。

8款1項1目の繰越金は、平成27年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第52号平成28年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ553万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億9,835万4,000円とするものでございます。補正の理由でございますが、平成27年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。3款諸支出金1項1目の繰出金は、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをごらんください。4款1項1目の繰越金は、平成27年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○生活環境課長（田之上康） 議案第53号平成28年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、補正の

額は歳入歳出それぞれ209万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,242万8,000円とするものであります。今回の補正の理由でございますが、平成27年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

まず、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページをお開きください。3款諸支出金1項1目の繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、歳入でございますが、6ページでございます。3款繰越金につきましては、平成27年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（北迫一信） 議案第54号平成28年度垂水市課に水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ163万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6,314万8,000円にするものでございます。補正の主な理由は、平成27年度簡易水道事業繰越金の確定に伴い補正をするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費の9節旅費は、普通旅費の支払いに不足を生じるため増額補正をお願いするものでございます。

3款諸支出金1項1目繰出金の28節繰出金は、平成27年度の繰越金の確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページをらんください。1款使用料及び手数料1項1目使用料の1節簡易水道使用料は、平成27年度簡易水道使用料の未納額を滞納繰り越し分として計上するものでございます。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金を一般会計からの繰入金を減額補正しまして、収支の均衡を図っております。

3款繰越金、1項1目繰越金の1節前年度繰越金は、平成27年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、繰り越し額を計上するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池之上誠） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号から議案第54号までの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第54号までの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（池之上誠） 日程第17、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について、一人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づく選挙の公示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人

数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（池之上誠） ただいまの出席議員は、13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条の規定によって、立会人に持留良一議員、池山節夫議員及び北方貞明議員の3人を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配付]

○議長（池之上誠） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 配付漏れなしと認めます。投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（池之上誠） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（池之上誠） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票願います。それでは、順次投票願います。

[1番議員から順次投票]

1番 村山芳秀議員

2番 梅木勇議員

3番 堀内貴志議員

4番 川越信男議員

5番 感王寺耕造議員

6番 堀添國尚議員

7番 池之上誠議員

8番 持留良一議員

9番 池山節夫議員

10番 北方貞明議員

12番 川尻達志議員

13番 篠原静則議員

14番 川畑三郎議員

○議長（池之上誠） 投票漏れはありませんか。[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

先ほど指名いたしました持留良一議員、池山節夫議員及び北方貞明議員は、開票の立ち合いをお願いいたします。（「開票は事務局がやりますから、確認だけですからね、確認だけ」と呼ぶ者あり）

[開票・点検]

○議長（池之上誠） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

そのうち

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち

上門秀彦君 11票

豎山清隆君 2票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

△請願第2号上程

○議長（池之上誠） 日程第18、請願第2号耐震診断助成等を早急に求める請願書を議題といたします。

請願第2号 耐震診断助成等を早急に求める請願書

○議長（池之上誠） お諮りいたします。ただ今の請願については、産業厚生委員会に付託の上審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって請願第2号耐震診断助成等を早急に求める請願書は、産業厚生委員会に付託することに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（池之上誠） 明3日から12日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、13日お帯14日の午前9時半から開き、一般質問を行います。質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、6日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議事事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれをもちまして散会いたします。

○事務局長（篠原輝義） 御起立願います。一同、礼。

○議長（池之上誠） 議員の皆様にお知らせいたします。この後すぐ全員協議会室で全員協議会を開きますので御参集願います。

午前11時56分散会

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 8 年 9 月 1 3 日

本会議第2号（9月13日）（火曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	10番	北方貞明
3番	堀内貴志	11番	森正勝
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

9番 池山節夫

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	
副市長	岩元明	併任	
総務課長		農業委員会	
併任		事務局長	川畑千歳
監査事務局長	中谷大潤	水産商工	
企画政策課長	角野毅	観光課長	高田総
財政課長	野妻正美	土木課長	宮迫章二
税務課長	楠木雅己	水道課長	北迫一信
市民課長		会計課長	堀内昭人
併任		消防長	後迫浩一郎
選挙管理		教育長	長濱重光
委員会		教育総務課長	池松烈
事務局長	森山博之	学校教育課長	下江嘉誉
保健課長	鹿屋勉	社会教育課長	野嶋正人
福祉課長	保久上光昭	生活環境課長	田之上康

議会事務局出席者

事務局長	篠原輝義	書記	野村宏治
		書記	瀬脇恵寿

平成28年9月13日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△発言の申し出について

○議長（池之上誠） ここで、財政課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。議案第49号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案の参考資料の一部訂正をお願いします。

総務費の財産管理費の公有財産購入費の説明で、土地開発基金所有の垂水絹糸跡の土地を市が購入する費用という説明をしましたが、別紙でお配りしております参考資料の中では、米印で南の拠点整備事業という記載をしておりました。

現在のところ、垂水絹糸跡の活用については未確定であり、参考資料の表記について誤解が生じるおそれがあるため、財産管理費の補正理由段の米印、南の拠点事業関連の記載について、申しわけございませんが削除をお願いいたします。

今後、参考資料の表記の仕方について十分気をつけます。

以上でございます。

△一般質問

○議長（池之上誠） 日程第1、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については、今回から制限な

しといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、4番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。異常なほどの8月の猛暑が終わり、9月の声を聞きましたが、まだまだ暑い日が続いております。年々、今までにない気候変動が起きているように思えてなりません。台風の進路が関東から東北・北海道へ変化し、迷走した台風10号が東北・北海道で甚大な被害を起し、高齢者の方々が多くお亡くなりになりました。行方不明の方々もおられるようであります。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、今回の台風12号、13号は本市への影響はありませんでしたが、気候変動に対する防災計画の再点検も必要になってくるのではと思います。

また、猛暑を一層熱くしたのが、4年に1回のブラジル・リオのオリンピックでありました。寝不足になりながらも日本選手の頑張りに拍手をし、活躍に感動を覚えました。パラリンピックも開催されて、日本人選手が活躍してくれるだろうと願っております。いよいよ4年後は日本での開催、おもてなしの心で大成功を期待しております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりましたとおり質問いたします。市長、教育長並びに関係課長の明快な答弁をお願いいたします。

まず、9月議会冒頭で教育長人事案が提出されて、全会一致で承認されました長濱教育長に質問いたします。

まずは、2期目の就任おめでとございます。

行政の中で、教育行政は地味ではありますが、垂水市を担う多感な子供たちを大きく問題なく育てておられることに対しまして、敬意を表し、また、子供たちに夢を与え、夢の実現、学びの喜びを育てることの難しさを実感されてこられたと思います。

平成24年11月7日に教育長に就任されて以来、3年10カ月が経過しました。この1期目の4年近くをどのようなことを念頭に置きながら垂水の教育を具体的に進めてこられたか伺います。

次に、教育旅行に対する取り組みについて伺います。

教育旅行は、垂水市の観光資源や産業、受け入れ家庭のおもてなしにより、関西が中心であると聞いておりますが、関東からも毎年多くの中高生が訪れていると承知しております。また、近年、インドネシアとの交流もテレビ等で報道されて、インバウンド観光地としても人気が高まりつつあると理解しております。

これは、本市の経済効果や町のPR、受け入れ家庭の活力にもつながっており、市長の公約である「経済への挑戦、未来への挑戦」の一躍を担い、重要な施策の一つであると考えます。

しかしながら、受け入れ家庭の方々は、ことしは昨年に比べて受け入れ数が減少していると言っておられるが、これまでの実績と今年度の予定数について、具体的な数値をお聞かせください。

3番目に消費生活相談の実態についてお聞きします。

警察庁が今年度上半期の振り込め詐欺事件などの特殊詐欺被害報告を発表しましたが、それによりますと、昨年より被害額は全国的に減少し、県内においても9件で約5,700万円減少しているようです。しかしながら、依然として高齢者の被害割合は高く、65歳以上の被害は全体の78%であるとの報告がなされています。また、高齢者だけでなく、スマートフォンの急速な普

及により、若い世代を狙ったラインゲームの利用にかかわる不正請求や個人情報の不正入手に関する事案など、多岐にわたり犯罪が繰り返されているようです。そこで本市において、このような相談はないのか、その実態についてお聞きします。

最後に、南の拠点整備事業についてお聞きします。

6月議会で南の拠点整備事業、基本設計業務委託は、9月末を工期としているとの答弁をいただきました。現在、基本設計の完成に向けて関係機関と協議がなされていると思います。この南の拠点整備事業は、エリアの一部を道の駅の事業を取り入れる計画となっているようですが、道の駅は駐車場やトイレなどの休憩機能、道路情報や地域に関する情報を発信する情報機能、交流を促進する地域の連携機能の3つの機能をあわせ持った施設で国の認定が必要であると思いますが、国との協議はどのようなのかお聞きしまして、1回目の質問を終わります。

○教育長（長濱重光） 川越議員の就任してから、どのようなことを念頭に置きながら本市の教育を具体的に進めてきたのかとの御質問にお答えいたします。

教育長に就任いたしまして3年10カ月が経過いたしました。この間、市長、副市長を初め、議員の皆様方の御指導を賜り、また、教育委員会の職員だけでなく、市長部局の職員の皆様にも支えられ、職務を遂行することができましたことに、心から感謝を申し上げます。今日まで日々教育長職の責任の重さをひしひしと感じながら職務を遂行してきたところであります。

それでは、私が就任以来どのようなことを念頭に置いて取り組んできたか、主なもの7点についてお答えいたします。

まず1点目は、児童生徒が安全で安心して学べる教育環境を整えることが重要であると考え、取り組んでまいりました。

具体的な取り組みといたしましては、老朽化が進んでおりました協和小学校ほか5校の外壁改修や垂水小学校の屋外運動場の改修及び水之上小学校の体育館の新築工事などに取り組み、計画どおり完了したところでございます。

また、垂水中央中学校につきましては、プールや武道館の新設及び屋外運動場の整備に努め、生徒が楽しく学べるよりよい教育環境が整ったと考えております。さらに、小学校の遊具施設の改修等につきましても、5カ年計画に基づき計画的に進め、本年度で終了することとなっております。

2点目は、垂水の子供たちに夢を与える教育を推進したいとの強い思いから、子供たちの夢を育む総合プランを策定し、平成26年度から取り組んでまいりました。夢を持たせる取り組みとして、子供たちに一流のものを見る、聞く、触れる機会を設けることにより、夢を持たせ、さまざまなことにチャレンジする意欲を育む取り組みを進めてまいりました。具体的には、一昨年はバレーを、昨年はオペラを市内の全小中学校の全員が鑑賞をいたしました。

また、本市の教育にも掲げております、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子供を育成するため垂水検定を実施し、昨年度は小学生249名の児童が挑戦をいたしました。この取り組みは、検定試験へ挑戦することにより、垂水っ子として必要な知識を得るとともに、ふるさとに愛着を持ち、ふるさとを大切に思う心が生まれ、将来社会に出てから垂水を語れる人材が育ってくださることを願い始めたところでございます。

3点目は、学校教育についてであります。学力向上を最重要課題に位置づけ、校長、教頭研修会において毎回このことについて協議を重ね、管理職が本気になって取り組むよう意識改革に努めてまいりました。その結果、管理職を初め、教職員の学力向上に対する意識の変容が図られてきていると感じております。また、小

学生を対象に夏休みに実施します「あつまれわんぱく！夏の勉強会」や本年度から中学1年生を対象に、月2回土曜日の午後に市民館で開催しております「夢の実現！学びの教室」などを通して子供たちの学習意欲を高めるための取り組みを行ってきたところでございます。

次に、4点目は、社会教育についてであります。昨年度本県で開催されました国民文化祭におきましては、職員の努力や関係者の皆様方の御理解と御協力により、3つの主体事業や応援事業に取り組み、成功裏に終了することができたと考えております。国民文化祭を機に結成いたしました「垂水おもてなし少女・少年隊」の活動を通して子供たちの成長を見ることができましたことは、教育長として感慨深いものでございました。

5点目は、垂水中央運動公園についてであります。施設のあり方検討委員会の提言を踏まえ、現在、陸上競技場の改修を市民が集う安全で快適な都市公園整備事業として土木課により進めていただいております。この施設の改修に当たりましては、まずは市民のニーズに応え、健康増進が図るための施設となるにはどうあるべきか。また、スポーツ少年団やグラウンドゴルフ等の高齢者スポーツの利用促進、さらには、各種大会やスポーツ合宿等によります交流人口を一層促進するための施設となるにはどうあるべきかなど念頭に置いて、取り組みを進めてきたところでございます。

次に6点目は、垂水高校の支援についてであります。部活動の支援や検定試験等の受験費用に加え、通学費補助の支援策を講じてまいりました。さらに、東進スクール講座の受講費の補助等も行い、その結果、高校入試の出願者数も増加しており、支援策の効果が少しずつあらわれてきているところでございます。垂水高校の振興支援は、地域の活性化の側面もあわせ持ちますことから、どうしても必要との考えの

と取り組んできたところでございます。

次に7点目であります。教育委員会のあり方についても、積極的に情報公開に努めるとともに、地域に出向いて行います移動教育委員会の開催や教育委員と地域住民との意見交換会を実施し、教育委員が市民の考えや意向を把握し、市民の声を教育行政に反映させる取り組みを行ってまいりました。

このような取り組みは、開かれた教育委員会でありたいとの思いで、1人でも多くの市民に教育委員の役割を理解していただきたいの思いから取り組んできたところでございます。このほか、教育委員が全ての学校長から学力向上への取り組みや信頼される学校づくりに向けた取り組みなど、学校経営全般について聞き取ります学校経営報告会を導入したところでございます。

以上、これまで取り組んでまいりました主なものについて答弁をいたしました。私は就任以来、本市の教育を一步でも二歩でも前進させ、充実発展させるためには、何をどのようにすればよいのか、常に思案しながら教育行政を進めてきたところでございます。これまで取り組んでまいりました施策や事業につきましては、市長を初め、議会の皆様方並びに財政当局の御理解をいただいたからこそできた事業等でございます。心から感謝を申し上げます。今後とも本市の教育行政の推進に責任を持ち、成果が得られるよう誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（高田 総） おはようございます。川越議員の教育旅行に対する取り組みにおいて、これまでの実績と今年度の状況についての質問にお答えいたします。

本市の教育旅行は、垂水市ツーリズム推進協議会が主体となって進めており、国内の受け入れにつきましては、平成22年度から体験型教育

旅行として民泊による受け入れを開始し、各家庭独自の体験活動や垂水市漁協の餌やり体験等をメニューとして、これまで多くの中高校生に垂水市を訪れていただいているところでございます。

これまでの実績でございますが、平成27年度まで延べ61校8,750人を受け入れており、平成28年度につきましては、11校1,584人を受け入れる予定でございましたが、熊本地震の影響により8校がキャンセルとなったところでございます。残りの3校につきましては、9月1日に1校を受け入れており、10月と11月に1校ずつ受け入れる予定でございます。

続きまして、国外からの受け入れでございます。インドネシアの教育旅行につきましては、平成25年度から民泊による受け入れを開始し、平成27年度まで延べ13校332人を受け入れており、平成28年度につきましては、4月に2校64人、5月に1校53人を受け入れ、今後の予定といたしましては、10月から受け入れを行う予定でございます。

以上でございます。

○市民課長（森山博之） おはようございます。川越議員の消費生活相談の実態についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、消費者を取り巻く環境は、高齢化や高度情報化の進展などを背景に大きく変化してきております。特に、高齢者は在宅していることが多いことから、訪問販売や電話勧誘販売の対象となりやすく、被害に遭うケースがふえているのではないかと考えられます。本市におきましても、高齢者を狙った事案が発生しており、希少価値の高いリングですと言葉巧みな説明に高額で購入してしまった方や、80歳代の女性が業務用消火器を購入させられたなどの消費生活に関する相談が前年度は38件ございました。そのうち、60歳以上の方の相談は26件で全体の68%を占めております。また、全

国的に後を絶たない振り込め詐欺においては、手口が巧妙化しており、それぞれの役割を分担して、電話応対を行ういわゆる劇場型詐欺が横行し、多額の現金がだましとられている事案が報告されております。

本市におきましても例外ではなく、80歳代の女性が、医療費の払い戻しがありますとの電話連絡を受け、タクシーで近くのコンビニエンスストアへ行き、2回にわたり98万円を振り込んだ事例がございました。2日連続して同一場所への乗車を不審に思ったタクシー会社の通報により被害が発覚をいたしました。垂水幹部派出所により被害者は、ATM機の前で携帯電話により加害者からの指示に従い操作を行ったとのことで、振り込め詐欺にあった自覚は全くなかったと話されるほど手口が巧妙であったとのことでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。川越議員の1回目の御質問でございます。道の駅の協議状況についてお答えをいたします。

国との協議状況でございますが、議員御指摘の3つの機能と施設配置計画について、大隅河川国土事務所と協議を重ねております。また、先月8月29日には、大隅河川国土事務所の御案内もあり、九州地方整備局道路部に計画案の御説明を行ってまいりました。説明のポイントでございますが、本市としては、この南の拠点整備事業が道路交通インフラの整備と大隅半島の発展に道の駅の機能が必要であること、そして、トイレや情報発信施設等の配置案の考え方がございました。そのほか、早期認定をいただくためにどういった点に留意すればよいか御指導もいただきました。国、特に大隅河川国土事務所の御理解も高いことから、国にとってもよりよい施設となるよう引き続き連携をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございました。それでは一問一答でお願いいたします。

まずは、教育長の2期目就任に当たり、敬意と期待を込めて質問したところです。

2期目への思いと取り組みについて、長濱色を全面に出して本市の教育の充実、発展のため、どのような取り組みをしていこうと考えておられるか、お聞きいたします。

○教育長（長濱重光） 本市の教育の充実発展のために、今後取り組んでまいります主なものについてお答えいたします。

1点目は、学校の施設の整備についてであります。

現在、垂水小学校の校舎につきましては、民間会社に委託し、外壁の状態や改修方法等について調査を進めております。今後この調査結果をもとに改修に向けて検討してまいりたいと考えております。また、垂水小学校を初め、各学校の体育館の外壁や床の補修などにつきましても取り組むべき課題だと考えております。

次に2点目は、学校教育についてであります。

子供たちに発達段階に応じた学力を身につけさせることは、学校のみならず教育に携わる者として最も大切なことであり、使命でありますことから、今後は学校の取り組みだけでなく、家庭での取り組みとも連動させながら学力向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、子供たちの夢を育む総合プランに基づき事業を展開し、子供たちに夢を与える教育を継続してまいります。特に、「わくわくどきどき！夢教室」では、多額の経費は要しますが、今後、宇宙飛行士やオーケストラの招聘など実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。都市部に居住しております児童生徒と違い、一流のものを見たり聞いたりする機会の少ない垂水の子供たちが、優れた芸術やスポーツ競技などを鑑賞することにより、感動を

覚え、自分もあのようにになりたいという憧れや夢を持つとともに、優れた技術を身につけるには、相当な努力をしなければならないことを悟ることにより、勉強や部活に懸命に頑張ろうとする意欲や、何事にもチャレンジする心が育まれ、あわせて豊かな人間性が育つものと確信をいたしております。

4点目は、社会教育関係についてであります。

陸上競技場の改修につきましては、より効果的な活用を図ることを目的に行うものでありますことから、この趣旨を踏まえた施設となるように、関係課と連携しながら来年秋の完成に向けて取り組んでまいりますとともに、交流人口を図る手だても講じてまいりたいと考えております。また、平成32年に本県で開催されます鹿児島国体の正式競技のフェンシング及び公開競技の綱引き大会、さらには国体の前年度にリハーサル大会として開催されます全日本フェンシング選手権大会の本市での開催に向けて、人員を整え機運の醸成を図りますとともに、体育館の耐震化や内外の改修を進めてまいりたいと考えております。さらには、国民の集いの場や地域の活動の拠点として利用され、また避難所として指定されております地区公民館は、建設から長年が経過しておりますことや、関係者からの要望を踏まえ、今議会に外壁改修や空調施設の取りかえや新設などに要します予算を計上させていただいておりますので、御審議くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

このほか、2年後は、本市の偉人であります瀬戸口藤吉翁の生誕150年になりますことや、行進曲コンクールも20回目の記念大会となりますことから、職員と知恵を出し合い、何らかの記念事業を実施したいと考えております。

5点目は、垂水高校の支援についてであります。今後とも関係課、民間団体を含めた団体とも連携しながら、生徒一人一人の可能性を高める支援を講じ、存続に向けて取り組んでまい

りたいと考えております。

以上、今後取り組んでまいります主な事業等についてお答えいたしましたけれども、教育にゴールはありません。学校関係者、保護者並びに市民の皆様が私に求めておられますことは、本市の学校教育及び社会教育並びに社会体育など全般について、さらに前進させるための実行力と成果を上げることだと考えております。多くの課題や取り組まなければならない事柄も多々ございますが、これまで取り組んでまいりました有効な施策や事業につきましては、継続しつつ新しい発想と考えをもとに、さまざまな施策に誠心誠意全力で取り組んでまいる所存でございますので、引き続き議員の皆様方の御理解と御支援を賜りますようによろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

ぜひとも頑張ってください、垂水市の宝であります子供たちに夢を与えてください。

次に、教育旅行に対する取り組みで、今までの実績と今年度の予定については理解しました。今年度の減少はさまざまな要因が重なったと思いますが、原因をどう分析しているか教えてください。

○水産商工観光課長（高田 総） 川越議員の教育旅行に対する取り組みにおいて、実績減の理由についての質問にお答えいたします。

本市の教育旅行の実績につきましては、受け入れ家庭の充実や体験メニューの確立並びに誘致活動により平成25年度に大幅にふえ、その後も継続して誘致活動等を行っているにもかかわらず、昨年度まで横ばい状態が続いていたのが現状でございます。

その理由といたしましては、自然災害に起因するものが大きく、平成26年度の桜島の地鳴りや空振、平成27年度の噴火警戒レベルの引き上げが考えられ、また、平成28年度におきまして

は、先ほど申し上げましたように、ことし4月に発生した熊本地震の影響によりキャンセルが相次ぎ、大幅に減っているのが現状でございます。

そのほかには、教育旅行における学校の基本的な方向性といったしまして、3年周期でメニューの見直しが行われているようで、今回のように何らかの理由により、行き先が他の地区に変更された場合、即座に本市での教育旅行を復活させることは容易ではないことも理由の一つとして上げられるようでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 さまざまな要因がありますが、風評被害が一番怖いのではないかと思います。本市は、教育旅行に関しては、先進的な取り組みを展開してきたと承知しております。しかしながら、現在では、ほかの自治体でも積極的に教育旅行に取り組む中、自治体間の競争も激しくなっていると思います。そこで必要となってくるのが、マンネリ化したのではない効果的な誘客活動と考えますが、これまでの誘客活動について教えてください。

○水産商工観光課長（高田 総） 川越議員の教育旅行に対する取り組みにおいて、誘客活動の展開についての質問にお答えいたします。

これまでの本市の教育旅行の誘客活動につきましては、平成23年度から関西、中国地区を重点的に、中学校や高等学校並びにエージェントに対して、年2回ほど平成27年度までに延べ62校57のエージェントへ誘致活動を行ってきたところでございます。

平成28年度につきましては、鹿児島県教育旅行受入対策協議会において、九州観光推進機構との連携など教育旅行の誘致活動にこれまで以上に力を入れていく旨の事業計画が示されたことから、本市におきましても、8月に関西地区で開催された教育旅行説明会相談会に県と連携のもと参加し、あわせて今年度キャンセルにな

った3校並びに2エージェントに対して誘致活動を行い、早目のフォローを行ったところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 教育旅行事業は、受け入れ家庭なくして実現できない事業であります。また、受け入れ家庭の中心は、60から70歳代の家庭であると理解しております。受け入れが負担になるようでしたら長続きせず、受け入れ家庭の減少が教育旅行事業の推進に支障を来すものであると思います。現在の受け入れ家庭の登録数は、また今度の課題と対策はどのように考えているか教えてください。

○水産商工観光課長（高田 総） 川越議員の教育旅行に対する取り組みにおいて、受け入れ家庭の現状と今後の課題対策についての質問にお答えいたします。

本市の教育旅行の受け入れ家庭の現状でございますが、現在の登録総数が109家庭で、その6割程度が実際に受け入れを行っている状況でございます。現在、受け入れ家庭の皆様に対しては、民泊受け入れに必要な知識を身につけていただくために、毎年講習会を実施しており、今年度も8月8日に鹿屋保健所や垂水市消防本部の協力をいただき、食品衛生講習及び安全対策講習を実施したところでございます。今後も垂水市を訪れた教育旅行生が安心して滞在していただけるよう、受け入れ体制の充実に向けた取り組みを継続するとともに、新たな受け入れ家庭の発掘に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、今後の課題と対策でございますが、先ほど川越議員が御指摘されましたように、風評被害の払拭は重要な課題であると考えておりますので、垂水市の安心・安全のPRを最重点課題として取り組むとともに、本市での教育力を継続していただけるよう既存の取り組みを厚くフォローしながら、新たな体験メニューの

確立など本市の魅力を高め、多くの教育旅行生に垂水市を訪れていただけるよう受け入れ家庭の皆様や関係機関と連携のもと、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 改良や改善策も残っているかと思えます。例えば、雨天時の体験型観光プログラムが必要であったり、関連施設等の有効活用や官民連携のさらなる推進事業が必要であったりと考えます。

今後も学校側や受け入れ家庭のニーズに対応した、ここでしか味わえない教育旅行を準備していただきたいと思えます。頑張ってください、要望です。

次に、消費生活相談の実態についてお聞きしましたが、答弁を聞きまして、本当に本市においても振り込め詐欺の実態が発生していたことに多少驚きました。年々進んでいく高齢化社会において、今後このような事案が多発しないかと危惧しております。今後類似した事案発生の抑制につながればとの思いから、巧妙な手口であったとの答弁でしたが、どのような手口であったのか、お答えできる範囲でお聞かせください。

○市民課長（森山博之） それでは、巧妙な手口とはどの御質問にお答えをいたします。

垂水幹部派出所によりますと、その被害者は、「市役所国保係からです。医療費の払い戻しがあります」との連絡が発端であったようでございます。「払い戻しには、これからお伝えする6桁の暗証番号が必要になりますので控えておいてください。お金は振り込みになりますので、この後銀行から改めて詳しい連絡があります」その後、銀行員を名乗る加害者からの連絡で、キャッシュカードを持って行き、コンビニエンスストアのATM機の前から改めて連絡を入れたそうでございます。加害者は、「操作は難しくありません。画面を見ながら説明しますのでそ

のとおり操作をしてください。まずカードを入れてください。次に画面の振り込みと書かれたところを押してください。これは振り込まれますという意味です。次に、市役所からお知らせのあった暗証番号を入力してください」、この暗証番号こそが振込金額に相当するところがあります。最後に加害者の口座番号を入力して操作は完了です。操作に詳しくなかった被害者にとりましては、市役所から振り込まれる手続だと思い、まさか自分が振り込んでいるとの自覚は全くなかったということでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。確かに操作に不慣れな高齢者にとって、疑う余地もなく言われたとおり操作するのではと感じさせられました。行政関係者や身近な方からの連絡は疑うことなく信用してしまうのが現状であると認識いたしました。そこで、こうした高齢者にあつた犯罪に対し対策は検討していないのかお聞きします。

○市民課長（森山博之） それでは、今後の対策についての御質問にお答えをいたします。

本市におきましても、少子高齢化が進んでおり、同時に、高齢者の独居化がますます進展している状況の中で、さまざまな被害がございます。高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯は周囲の目が届きにくく、悪質業者に狙われやすい上、消費者トラブルに巻き込まれた際に相談することもできず、被害が深刻化する傾向がございます。こうした状況を踏まえ、今年度は、各地区公民館並びに各振興会などが主催をいたします高齢者学級や老人クラブでの活動の一部を活用させていただき、消費者トラブルの実態や悪質商法などについて周知を行ってまいりたいと考えております。

これまでに協和地区公民館高齢者学級を初め、上馬場振興会や社会福祉協議会が主催をいたします高齢者サロンにおきまして、これまであつ

た事案等について消費生活相談員が出前講座を実施しております。なお、参加していただいた方々には、その内容について近隣の方にも周知をお願いし、地域全体で見守りができればと考えております。

今後は、消費者被害から高齢者を守るために、垂水幹部派出所並びに関係機関との連携を緊密にし、事案が発生した場合には、速やかに情報の提供が関係者相互で行われるよう組織の強化を図るとともに、多様化する相談に対応できるよう相談員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。垂水市は高齢者が年々ふえてまいります。犯罪も悪質化、高度化して、次々に新たな手口で高齢者を狙ってくるのでは大変心配しております。

市長の施策の大きな公約でもあります、安全で安心して生活できるまちづくりの推進のためには、周囲の見守りも大切ではないかと考えます。犯罪やさまざまトラブルの未然防止や被害の拡大防止には周囲の気づかいが必要不可欠であります。家族や近隣住民等が協力し、高齢者の消費生活相談センターにつなげる仕組みを構築していただきたい。加えて、相談内容が多様化している現状を踏まえ、相談員の資質向上にもぜひ努めていただくよう要望します。

最後に、南の拠点整備事業について質問いたします。

大隅河川国土事務所の対応については、国土要望活動においても非常に協力的であったと聞いております。九州地方整備局で早期認定に向けた指摘内容で、何か特に重要であったか差しさわりがなければ教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 川越議員の御質問にお答えをいたします。

本年度より、道の駅の認定に国交省内に審査会の工程が追加され、道の駅の持つ本来の機能

のチェックが行われるとのことでございます。具体的な機能のチェックでございますが、駐車場、トイレ、情報発信施設の配置計画について、特に、情報発信施設の利用率を上げるため、利用者の動線、発信する情報の内容等が重視されるということでもございました。

以上でございます。

○川越信男議員 本市には、牛根に道の駅たるみずもありますが、この点で何か指摘はありませんでしたか。

○企画政策課長（角野 毅） 道の駅たるみずとの関係でございますが、設置位置、つまり、ほかの道の駅との位置関係については、道の駅登録要綱の確認事項の一つにあり、10キロ以下の場合、利用者の差別化をどう考えているかについて書類に記述するようになっております。現在計画の中の南の拠点整備事業地区と道の駅たるみずとは16キロ離れていることから、書類上は問題はございませんが、九州地方整備局からは、同一市内に設置されるということもございまして、設置の位置づけの違いについて説明を求められるということがございました。設置の位置づけの違いについての説明につきましては、道の駅たるみずは、足湯や温泉を地域交流機能の中心としていること、南の拠点は6次産業化と観光振興を地域交流機能の中心としており、あわせて防災情報発信拠点としての活用というものを考えているというふうにお示しをしたところでございます。

○川越信男議員 うまくお互いが連携し合い観光振興につなげてほしいものです。

3,000平方メートルを超える開発の場合は、都市計画法に基づく開発許可が必要ですが、手続を含めて土地所有者への説明はどうなっているか教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 御指摘いただきました土地計画法に基づく開発許可を初め、各許認可のための手続も基本設計と並行して進め

ております。

土地所有者については、登記名義人及び管理者に一通り説明を終え、口頭ではありますが、事業同意をいただいております。

以上でございます。

○川越信男議員 事業同意書はもらっているんですか。

○企画政策課長（角野 毅） 現在、開発行為申請に必要な作業を行っており、この同意書についても書類をそろえ手続に入っております。一部土地につきまして相続が発生しているところもございますので、現在調査を行っている部分もございます。

以上でございます。

○川越信男議員 土地所有者の同意がいただけていることについては、市の担当課として十分な説明がなされたと思います。用地交渉の考え方ですが、これまで、この開発エリアは公的部分である道の駅や拠点施設、そして民間開発エリアがあるとの説明を受けておりますが、用地交渉をどう進めていくのか教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 南の拠点エリアは、道の駅エリアと民間開発エリアがございますが、道の駅の駐車場エリアと国道に付帯する道路施設等は国土交通省に整備を進めていただくよう要望をしております。道の駅の拠点施設と民間開発エリアは、エリア構想を確実に実現すること。一方で市の財源等の問題もございまして、庁内で総合的に判断をしながら、最善の方法を決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 地方創生は地域の力をつけるため、民間の知恵を取り入れて官民がうまく連携する形をつくる必要があります。この南の拠点整備は、官民連携の新しい形になるのではと大変期待しているところです。しかしながら、大きな開発であることから財政問題も慎重に考

える必要があります。市の財政負担が特にならなないように要望しまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（池之上誠） 次に5番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さんおはようございます。それでは議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず小中学校の施設整備について教育総務課長に伺います。各校の要望をどのように取りまとめ事業実施しているのか。また、愛校作業時に出る草・木・土・草木土の処分についてどう対応しているのか答弁ください。

次に、草木土の処分についての各課の対応について伺います。生活環境課、市民課、農林課、土木課それぞれ課長答弁で構いませんので答弁ください。

最後に、土木課長についてお伺いいたします。処分場新設についての取り組み状況と今後の方向性について答弁ください。

簡潔明瞭な答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（池松 烈） おはようございます。感王寺議員の小中学校の施設整備につきまして、各学校の要望をどのように聴取し事業実施しているかにつきましてお答えいたします。

学校からの要望の聴取から事業実施に至るまで一年の流れの中で説明をさせていただきます。

まず8月上旬へ各学校へ施設整備に係る要望の提出依頼を、それを受けまして、学校は9月上旬までに自校の施設を調査した上で、改修等を希望する要望書を本課へ提出いたします。本課では9月から10月にかけて各校からの要望を精査し、児童生徒に危険が及ぶものなどの優先度の高い事業を選定し、現地調査を実施いたします。その後、10月から11月にかけて改修

等に要する経費の積算や見積書を土木科建築係及び業者に提出していただき、それらをもとに、11月下旬には翌年度の予算として要求し、財政課及び市長の査定後新年度予算として議会に上程されております。

予算成立後の執行につきましては、各校の行事等に支障のないように、長期休業中に工事を行うなど配慮するとともに、できるだけ早期の着工に努めているところでございます。また、当初予算に計上されていない緊急を要する事態や災害等の影響等によるものにつきましては、随時各校の報告を受け、補正予算による早急な対応を図り実施しているところでございます。

しかし、都合により予算措置に至らなかった場合には、土木課環境整備班の協力ももらっての実施や本課と学校の先生方との協力のもと実施しているケースもあります。また、全ての学校で保護者の方々、地区の方々、そして公民館活動等での施設の整備など御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げてるところでございます。

次に、愛校作業時の草木の処分ににつきましては、校長研修会、教頭研修会等で作業日程が決定しましたら、早目に本課に御報告いただけるようお願いしてるところでございます。土木課に協力依頼し、日程調整をもらった上で環境整備班に搬出してもらっているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（森山博之） 感王寺議員の御質問の草木の処分に係ります市民課の対応についてお答えをいたします。

平成27年度市民課相談係におきましては、草木の処分について相談が2件ございました。内容は、いずれも空き家の草木が生い茂っており支障を来しているとの相談でありましたので、生活環境課に依頼し、その対応をお願いいたしました。

平成28年度につきましては、8月までに空き家及び空き地の草木が道路にはみ出しており、通行に支障があるため除草してほしいなどの相談が4件、その他樹木が電線にかかっており危険であるなど管理に関する相談が4件ございましたので、関係企業並びに所有者へ適切な管理を行っていただくよう依頼をいたしました。

また、振興会によります清掃作業において発生いたしました草木や土の処理依頼が、平成27年度及び平成28年度でそれぞれ2件ございましたので土木課へ依頼し、対応をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（田之上康） それでは生活環境課の対応についてお答えいたします。

生活環境課では、市民の一般廃棄物の処理にかかわっておりますが、そのうち自宅等の草木の処分を行うケースについてお答えいたします。

この場合3つの方法がございます。1つが通常のごみ同様、ごみステーションへの搬出、2つ目が中俣の清掃センターへの直接持ち込み、そして3つ目が、鹿屋市にある肝属地区清掃センターに持ち込む方法でございます。

ごみステーションに草木を搬出する際は、燃えるごみ袋に入れて収集日の朝に搬出するようお願いしております。また、直接清掃センターに持ち込むときは、燃えるごみ袋に入れるか、袋に入らない太めの枝等はパッカー車に入るサイズに切断し、束にまとめていただいてからの持ち込みをお願いしております。

肝属地区清掃センター搬入の場合は10キロ80円と有料になっておりますが、こちらは長さ2メートル、直径15センチ以内の規定に従い持ち込むようお伝えしております。また、御自分で処分できないときは、市内ごみ収集許可業者を紹介し、処分を依頼するよう御案内しております。

以上でございます。

○農林課長（川畑千歳） 感王寺議員の質問にお答えします。

農林課所管施設において、現在農道5路線5,335メートル、林道3路線1万2,500メートル、治山施設3地区770メートルを委託発注し、維持管理に努めているところでございます。

委託業務の内容としましては、各施設の刈り払い行務、刈り払い後の集積業務のみを委託費に計上しております。草木の処分は、道路敷地の残地や通行に支障のない箇所に集積しているところでございます。集落で農道の除草等をしていただいた場合は、環境整備班が収集し、また、状況によっては重機借り上げにより対応する場合もございます。災害等で発生した土砂については、災害復旧事業に係るものは処分料を工事費に含めて発注し、請負業者が土砂を処分場に搬入しております。重機借り上げで対応する土砂については、受注業者が垂水市建設残土処分場へ搬入しております。また、園芸等における草木の処分でございますけれども、各農家が圃場内で焼却等による処分をしている状況でございます。

以上です。

○土木課長（宮迫章二） 土木課の対応についてお答えいたします。

市道などの除草につきましては、森林組合と建設会社への委託で対応し、処分は上野台地の残土処分場に仮置きをしております。環境整備班が各課から依頼を受けて除草した草木につきましても、処分は残土処分場に仮置きをしております。また、各集落のボランティア作業いわゆる自助・共助の部分で除草していただいた草木や学校内の清掃作業で発生した草木、その他公共施設から発生した草木につきましても、処分の依頼があったものについては、環境整備班で集積し残土処分場へ運搬をし仮置きをしているところでございます。

この仮置きした草木につきましては、年度末

にまとめて処分業者に委託をし処分しているところでございます。また、土砂の処分につきましては、平成27年3月議会でもお答えしているところでございます。現在、地域ボランティア作業等で出た土砂の処分につきましては、道路脇など車の通行に支障のないところに集めていただき、後日環境整備班や建設業者に依頼し、残土処分場に搬出しているところでございます。

次に、処分場新設についての取り組み状況についての御質問は、平成27年3月議会でも感王寺議員よりございまして、同じ内容の回答になりますが、お答えいたします。

現在、所有しております市の残土処分場は、保安林解除や林地開発許可の手续をとり、建設残土や桜島降灰を搬入しておりますが、たび重なる大災害や近年の桜島降灰量の増加に伴いまして、受け入れ許容量が少なくなってきたことから、平成25年4月からの公共工事や降灰対策事業の残土処分につきましては、桜島にありません民間の残土処分場に搬入しております。

現在、市の残土処分場への搬入は、環境整備班が対応している地域ボランティアや公共施設の清掃による土砂などを受け入れているところでございます。この市の残土処分場は、林地開発の許可条件としまして、調整池や排水路を整備し、植林をして山の形態に戻すことになっております。平成26年度は基幹排水路を布設しましたので処分場内の土砂流出の対策につきましては、一応実施されたところでありますが、今後も排水路や調整池の整備をし、最終的には植林もして山にへ返さなければいけません。

このように、市の残土処分場を確保するためには、これまで用地買収費や委託費、土砂流出防止工事費等かなりの費用がかかっているところでございます。市で管理する残土処分場があれば、大災害時に即対応できることから必要だと考えられますが、災害復旧事業や社会資本整備事業など補助事業では、市で管理する残土処

分場へ搬入する場合は、その処分費を計上することが認められません。しかし、桜島の民間の残土処分場に搬入しますと補助事業に処分費が計上できるとともに、補助金と補助残につきましても、各種起債が充当できますので、一般財源の持ち出しは少なくなるようでございます。

これまで、新たな市で管理する残土処分場につきましても調査研究をしまいましたが、運搬経路の問題や保安林指定等の問題、さらに費用対効果の問題もございますことから、今後も桜島にあります民間の残土処分場に搬入するほうが有利であり、現状におきましては、最善の方策だと考えているところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 一問一答方式でお願いいたします。

まず、小学校の施設整備ですけども、要望の聴取から当初予算の部分ですね、あと補正予算の部分、わかったんですけども、そのとおりだと思んですけども、ただ、私も地元の新城小学校、ちょくちょくお邪魔します。何かお手伝いできることはありませんかということでお伺いするんですけども、Pのほうからは、親のほうですね、保護者のほうからは、ああしてくれ、こうしてくれっていう部分について、施設の整備であったりとかそういう部分多々ございます。ただ、管理職の先生方ですね、なかなか私にも相談していただけません。ちょっと語弊のある言い方なるかもしれませんが、やはり校長先生、教頭先生も教育委員会に対して率直に、こうしてくれっていう部分、なかなか窓口が何というかな、高いつていうか、敷居が高いつていうか、そういう部分もちょっと私、これは個人的な感覚かもしれませんが、あります。親のほうがより強い要望持ってます。（発言する者あり）そうなんです。

そういうことで、やはり当初予算の部分についても、8月聴取する、要望を上げなさいとい

うことなんですけども、要望上げなさいじゃなくて、何か教育委員会お手伝いできる部分はありませんかっていう部分が、教育総務課長、そういう姿勢でお仕事をなさってると思うんですけども、そういう部分が必要かなと思うんですけども。

学校、実際行きますと、昔の建造物結構多々ございます。堆肥舎として使ってたとか、ごみ置き場として使ってたとか、花壇として使ってたけども、先生の数も少なくなった、児童の数も少なくなったっていうことですね、そういうことで手が回らなくて、その花壇も壊してもらいたいという部分があるんです。そういう部分も自助・共助の部分で、できる部分はやっぱり限られているんです。やはりブロックとか、これは産廃扱いでございますから、これはもう公助の部分でやっていただけない。この部分について、ちょっと答弁求めたいんですが、教育総務課長、率直に要望をどんどんどんどん吸い上げていくその姿勢ですね。お願いします。

○教育総務課長（池松 烈） まずは、校長先生、それから教頭先生も本市の財政状況が厳しいのではないかとというような配慮があったりとかしまして、大変お願いしにくい部分もあるのではないかとということなんですけれども、毎年4月当初に、校長、事務職員等が出席して行っております予算説明会において、教育長から当初予算が全てではないこと、また市はどうせ予算がないからと言って諦めることなく、必要なものについては、要望していただければ補正なりで措置できるよう努力をするということで、教育長ほうからもお話をされております。

今後は、各学校との連携を深め、さらに相談や要望のしやすい関係を構築できるように努力するとともに、関係課とも協議の上、なお一層の配慮が図れるよう努力していきたいと思えます。

これは、市長のほうからも、「課長、足を運

んでね」っていうような言葉でいただいておりますので、このところは私も肝に銘じて、学校のほうには出向いてくようにしているところでございます。その中で、関係、要望がしやすい、あるいは相談がしやすいというような関係を構築していきたいと思っております。

それから、保護者の方々、地区の方々、そして公民館活動等での施設整備の実施につきましては、本市は小規模校が大変多うございますので、大変感謝を申し上げておるところでございます。自助・共助でもういっぱいいっぱいのところでもさらに公助の必要ではないかということもございますが、これにつきましても、やはり校長先生初め、教頭先生、また他の係をされてる先生方につきましても、この保護者の方々、あるいは地区の方々からのアイデアとか、そういうのを拾い上げたのを、教育委員会のほうに、私どものほうに上げやすい体制ちゅうのが今後さらに必要ではないかというふうに感じてるところでございますので、そのところもまた教育長に指示を仰ぎながらしっかりとやっていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 市長、教育委員会をめぐる制度が変わってきたと。今、教育総務課長がきちっとやっていくということで期待したいんですけども、やはり予算の裏打ちという部分がやっぱり必要だと思うんです。財政的に本市厳しいという部分は重々わかってますけども、その部分やっぱりきちっと対処していただきたいと思うんですが、市長、答弁いただけるんだったらお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 子育て支援あるいは教育の充実ということについては、垂水市にとって最重要課題の一つであるというふうに理解しております。

現場においては、教育長が中心となりながら、ハードの面につきましては、先ほど申し上げま

したような教育総務課長が中心とし、という形で進めているんだというふうに理解しております。

大きく共通認識としては、中学校の大規模改修、あるいは各小学校の耐震、あるいは外壁の工事、さらには遊具等の改修等につきまして、議会の皆さんの御理解も賜りながら順調に推移をしまいたというふうに思っております。

ただ、細部にわたりまして、今お話がありましたようなPTA等からも要望があるということもあろうかと思っておりますので、積極的にいただいたことを待てるだけではなくて、担当課長答弁しました、現に一生懸命現場に足を運びながら声を拾っていただいておりますので、さらに、どうあったらもっといいのかというようなことで、予算の面も含めて、しっかりと応えていけるように対応していきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 前向きな答弁ですね、ありがとうございます。教育長にも伺おうと思ったんですけども、市長がもうお金をくれるちゅうことで頑張ってくださいですね。

愛校作業時の草木土の処分ですね、この部分の処分についても各学校困っておられます。新城小学校も本年度からPの戸数が減ったものですから、地域の方々もお手伝いもらって8月の下旬の日曜日済ませました。パワーショベルやら2トン車、3トン車、あとユンボですね、この辺も持ち寄りまして校庭からグラウンドから、また草木の剪定から全てきれいになったわけです。これは自助・共助の部分でいいんですけども、ただやっぱり捨てる場所がないということですね、教育総務課長はきちっと土木課と連携してやっていただいているということなんですけども、やはり、草木が伸びるのがものすごく早いんです、はっきり言って。この春から夏にかけては特に、もう3回も4回もやらなきゃいけないということですね。それで、やっぱり伸

び具合も、そのとき、そのときで違いますから、雨があつたりなかつたり、私もちよくちよく行くんです、どんどんどんどんたまっていくんです。それで、先ほどの施設整備の部分でも言いましたけども、なかなか学校のほうから教育委員会のほうにお願いしづらい状況もちょこっと見受けられますんで、その都度、その都度きちっと対応していただくように、これはお願いにかえさしていただきます。きちっと、学校側の要望ですので受けて、きれいな環境の中でやはり勉学に励めると、これが教育の基本だと思いますので、これについては、ぜひ財政がどうのこうのということじゃなくて、その都度要望をくみ上げていただきたいと思っております。教育委員会に対する質問についてはこれで終わります。

2点目の草木土の処分について、教育委員会所管のほかの課に聞いたんですけども、それぞれの課で、市民課については空き家の部分ですね、公有部分であるとか、あと、振興会からの要望とか、そういう部分は対処していただける。生活環境課については自宅の部分の持ち分ですね。ほいで農林課、土木課については所管課の部分の答えをいただいたんですけど、自助・共助の部分ですね、各種でやはりいろんな取り組みをしていますね、農道であつたりとか、林道の部分であつたりとか、その辺の部分の除草作業であつたりとか、土を持ち出したりとか。

土木課長の答弁の中で、残土処分場の部分ですね、上野台地の部分、ここで仮置きをしていると、草、木、土についても。ただ、南北海岸線に35キロぐらいですか、また山間部抱える本市においては、自助・共助の部分で出た部分を残土処分場まで運ぶということについては、物すごい労力と時間を要すわけです。だから各地に仮置き場を設けて、その都度その都度、処分していくという方向が私は必要だと思うんですけども、その分について、まず土木課長の答弁

を求めます。

あともう一点、各課個別に生活環境では生活環境の持ち分、教育委員会は教育委員会の持ち分、そういう形で縦割りのものになっているんですけども、市民にとっては、これはどこ持っていけばいいのっていう相談を受けるんです。だからやっぱり、どっか一つ窓口をきちっと一つ決めて、ワンストップ窓口を設けて、もうすぐに対応する、こういう体制が必要だと思っておりますが、この点については、市長に答弁を求めなければいけませんので、市長答弁いただきたいと思っております。

以上で2回目終わります。

○土木課長（宮迫章二） 2回目の各地に仮置き場を設け、行政で処分すべきではないかということについて答弁いたします。

感王寺議員の地域におかれましては、地域の美化活動で発生した土砂については、集積場所を自分たちで確保していただいております。そこに仮置きされているようで、自助・共助の部分で協力いただき大変助かっております。なお、公助の部分、市道等に係る除草作業についての重機借り上げ料とかりース料に対しましては、内容によりまして土木課で対応したいと考えておりますので御相談ください。

その仮置き場でございますが、満杯状態とのことでありますので、市のほうで搬出しなければならぬと考えております。また、議員が言われますように、市の残土処分場も満杯に近い状況でございますので、将来的には、各地域においても周知等の空き地があれば仮置き場として指定し、ある程度たまりましたら大型ダンプで桜島の民間処分場に持ち込む方法を検討していかねばならないと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の草木関係の窓口を一本化ということであります。心情的にはよく理解をいたします。一本化してそのほう

がいいんじゃないかと。ただ、結果的には、一本化しても今のシステムと同じように各課が対処していくという形に結果的にはなるものですから、結果としては二度手間に近い形になっております。ただ、その視点というのは重要なことだと思いますので、この場でこうだということは申し上げられませんが、先ほどの仮置きの部分のことも含めてどういう方法ができるのか、そのことが市民の利便性とか、わかりやすさとかということにつながっていくのかということは、検討をしたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 ワンストップ窓口については、議論していただいて、とにかく方向性とすれば、市民の方々が困っているという事実はあるわけですから、これをどういう形で相談を受けて事業実施していくのか、やっぱり素早いスピードが必要だと思うんです。この点については、またよろしく市民の要望にも応えられるようなシステム、つくっていただきたいと思っております。

土木課長の答弁もいただいたんですが、本当に各地に仮置き場を設けてもらわんことにはどうしようもない状況です、はっきり言って。この分はうちの分については、新城の仮置き場、現在あるところについては、予算化していただけるっていう話もいただいたんですけど、新城だけではなくて、各地でそういう各地の御協力をいただきながらそういう場所を仮置きして桜島のほうに持っていくということですね。こういうことの部分、きちっと検討してください。これは要望にいたします。

あともう一点、通告にはなかったんですが、要望を述べさせていただきます。

8月、土木課長も御承知ですけれども、重機借りまして県河川の小谷川ですね、これは県の管轄ですけども、そのほか新城市内、新城一円の農道、林道ですね、そういった部分の除草作

業ですね、ユンボできれいにやってきました。まる一月かかりました。以前もこの質問の部分で土木課長にお願いしたんですけど、もう高齢化になって、地域の自助・共助つうのはもう限界になってきております。私の地域もあと10年もすれば、多分5人か6人の人間で農道の管理しなきゃいけない、こういう時代になっていきます。年齢構成見ていきや。そうなった場合、やはり人間の手ではなくて、機械の力っていうのはやっぱりすごいです。やっぱふるさと応援基金の部分活用して、土木課で1台買っていたら、土木課の環境整備班のほうでふだんは使う。ほいで、あいた日には各地でオペレーター持ってますから、資格を持ったのが。その人たちをお願いして各地できちっとしていく、そういった部分が必要だと思ってるんです。この分については、市長、ぜひとも早目に購入していく方向で各課のいろんな部分聞きながらやっていただきたいと思っておりますんで、これはもう要望にかえさせていただきます。

最後の質問ですけども、残土処分場の新設ですね、この部分については、費用対効果ですね、の部分においても、桜島持っていったほうが良いということですので、これはまあしょうがないのかなと納得いたします。

ただ、やっぱり、補助金の部分のありましたが、それはいたし方ないとは思いますが、それであれば、やはり自前の仮置き場部分ですね、前の議論に戻りますけども、各地できちっと整備していただきたいということをお願いしまして、いつもは1時間みっちりなんですけども、きょうはこれで私の質問を終わらせていただきます。

熱心な答弁ありがとうございました。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

次は、11時から再開いたします。

午前10時48分休憩

午前11時0分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、堀内貴志議員の質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 本日3番目で登壇いたしました垂水の爽り生む風の堀内貴志でございます。きょうの質問は、私にとって2期6年目、22回目の一般質問になります。また今議会から、先ほど議長からもお話がありましたとおり、質問の回数についてこれまで4回までと制限がされていましたが、その回数が撤廃され、時間内であれば何回でも質問できることになりました。最初はまとめて質問しますが、一つのテーマについて2回目からは単発で数回に分けて質問しますので、質問内容をよく聞いた上で、端的に御答弁をしていただくことをお願いしまして、質問に入らせていただきます。

まず、大きな1つ目は、垂水徳洲会病院の存続に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

垂水徳洲会病院が来年の3月末をもって鹿屋市にある大隅鹿屋病院と統合し、実質的に垂水徳洲会病院が閉鎖される問題について、本年6月議会の一般質問の中で取り上げたことで、新聞、テレビなどで報道され、その結果、市民や病院利用者の皆様の多くが知るところとなりました。

6月議会の中で、垂水市に対して、垂水徳洲会病院の役割と必要性、仮に病院が閉鎖された場合の市民や病院利用者に対する影響などについて質問してもらい、改めて垂水徳洲会病院の存続について、命を安心して預けられる病院、健康と生活を守る病院として、この地域でなくてはならない貴重な病院であるとの確認をいたしました。そして、市長に対して、病院存続のために徳洲会グループとの粘り強い折衝を経て、できる限り最善を尽くして取り組んでいただき

たいということを訴え、市長自身もしっかりと存続してもらうように働きかけると約束をされました。

その後、議会において6月24日には垂水徳洲会病院の存続に向けた活動を確認するために、議員全員一致による議員連盟を結成し、それぞれの議員の立場で存続に向けた取り組みをしています。私個人も垂水徳洲会病院を存続させる会の事務局長という立場で活動していますが、本日は存続を願う議員の一人として、この一般質問で訴えていきたいと思っております。

またその一方で、市民においても、垂水徳洲会病院を存続を求める一人一人の小さな声が一一致団結して大きな声となり、8月1日には市民主導による垂水徳洲会病院を存続させる会を結成させ、その後、街頭での訴えや署名活動など存続に向けた取り組みを積極的に展開しています。そして先日、その取り組みの一つとして、8月1日から8月31日間までの1カ月間という期間を定めて署名活動した結果が発表されました。その結果を見ますと、垂水市の人口は8月1日現在で1万5,202人に対して、1カ月間で集まった存続を求める署名の数が1万2,248人です。単純の人口比較で80.57%、垂水市の人口の約8割の方々の署名が、それも1カ月間という短期間で集まったこととなります。

存続させる会では、署名活動について集約するために、一旦は締め切っているようですが、署名活動の期間をもっともっと延ばすことになったならば、市外や県外などお住いの方で、親や兄弟、親戚を垂水市や近隣市町村に持たれる方々の署名、また垂水市の地域医療に対して御理解していただける方々の署名などなど、垂水徳洲会病院の存続に対して御理解していただける方々の署名もまだまだ多く集まったものではないかと思っています。

存続させる会では、この署名活動の結果を、市民や病院利用者の強い訴え、市民の声として

9月9日には大隅鹿屋病院に赴き、事務長と面接して報告をしてきました。また、9月30日には存続をさせる会役員で徳洲会東京本部に赴き、署名簿に嘆願書を添えて提出する計画も立てています。6月議会においてこのことが公表されてから以降に、垂水徳洲会病院の存続を願って議会も動き出し、市民主導による存続させる会も積極的に活動を展開しています。

そこでまず存続させる会が、垂水市の人口の約8割もの署名1万2,248人の署名を集めたことに対して、どのように考えているのか。そして6月議会以降、垂水市としてどのような動きをとられたのか。また、垂水徳洲会病院、大隅鹿屋病院、徳洲会グループのその後の動向について、わかる範囲で教えてください。

さらに市長は、本議会開会の9月2日の諸般の報告の中で、この垂水徳洲会病院の存続問題に触れられ、その中で、垂水市としてできるだけ対策をすると話されています。できるだけ対策とは、具体的にどのようなことか教えてください。

大きな2つ目は、困り事相談等に対する垂水市の取り組みについてお尋ねします。

先日市民の方から、みずから解決できない事案で困り果てて市に相談したが、的確なアドバイスもなく問題解決に至らなかった旨の相談を受けました。その方にとっては、市に相談したら何らかの解決策が見出されるのではないかと期待感から相談されたのですが、見事にその期待を裏切られて、逆にその対応のあり方に市に対する不信感まで抱き、その結果納得に至らなかったものに終わったようです。

市民相談について一部でこのようなことがあると、市民との信頼関係を損ねることにもなります。そこで市民に対する期待に応えるためにも、市民から寄せられた相談事に対して、もっと親身になって親切な対応に心がける必要があるのではないかという思いからこの問題につい

てテーマにいたしました。垂水市の場合は、市民からの困り事や要望、苦情については、一般的には市民課相談係が対応し、事案の内容によっては、担当各課に割り振って対応しているものと思います。また、市民課相談係を通さず直接担当課に相談される方もいるのが現状ではないかと思います。

そして市民課においては、相談係、消費生活センター設置要綱に従い、その目的は、消費生活に関する相談及び苦情を適切かつ効率的に処理するため、つまり消費生活に特化して相談員を配置していることは理解しています。そしてその相談員は、資格試験において難問を突破した優秀な職員だということも理解していますし、その結果、消費生活問題に関する相談については、的確なアドバイスにより問題を解決しているものということも知っています。本市の場合は、消費生活相談に関する根拠は整備されていると思いますが、一般的な困り事、要望、苦情の相談に関しては、その根拠となるものが見当たらないのではないかと思います。

例えば、千葉県佐倉市や神奈川県大和町では、市民相談員設置要綱があり、その趣旨の中で、市民に対する適切な助言を行うことにより問題解決を図るために設置すると明確に問題解決まで取り組む姿勢が明記してあります。一般的な困り事相談に対する本市の根拠、そしてその取り組み、取り扱いの状況、行政相談の対応のあり方についてお尋ねいたします。

大きな3つ目は、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて行われた選挙に対する検証と課題についてお尋ねをいたします。

選挙権年齢が18以下に引き下げられることに対して、私は投票率アップのための啓発活動の推進について、平成27年第3回、平成28年第1回においては一般質問の中で質問をし、また平成28年第2回では、冒頭において再三にわたり訴えてまいりました。そして、ことしの6月に

において行われた参議院選挙及び鹿児島知事選挙において、初めて新たに有権者になった18歳と19歳の投票が行われました。三日前の9月10日の新聞には、参議院選挙において新たに有権者となった18歳、19歳の投票率の結果について、全国の平均は18歳が51.28%、19歳が42.3%、18歳と19歳を合わせた場合46.78%、鹿児島県の平均は18歳が40.03%で全国40位、19歳は34.33%で全国35位。この数値を見ると、18歳と19歳を合わせた場合、38.94%で全国40位——ごめんなさい、この数値を見ると鹿児島県の場合は全国平均を下回った結果となっております。さらに、県の有権者全体の投票率55.86%に対して16.92ポイント下回るという期待外れの結果が掲載されていました。まずは、垂水市の18歳と19歳の投票率の実績と投票率アップに向けて実施した啓発活動の具体的な取り組みの状況について教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○保健課長（鹿屋 勉） 堀内議員の垂水徳洲会病院の存続に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、その後の進展状況から申し上げます。

5月中旬の市長室訪問以降、垂水徳洲会病院、大隅鹿屋病院及び徳洲会本部のいずれからも垂水市に対しての報告及び連絡は何もございませんが、7月15日の垂水徳洲会病院を存続させる会準備会の会場において、垂水徳洲会病院関係者の話として、7月13日に本部から3名の方が病院へ訪れ、各部門の責任者を前に来年3月末での閉鎖を伝えられたと聞いております。それ以降はまた何の情報もありませんでしたので、8月の末に社会医療法人鹿児島愛心会、大隅鹿屋病院の事務長に面談を申し込み、状況を伺ってまいった次第でございます。事務長によりますと、垂水徳洲会病院の廃止統合の方針には変更はなく、受け入れる側として体制の整備を進めていること、垂水徳洲会病院職員の意向調査

を既に実施したこと、大隅鹿屋病院の医師不足は深刻な問題であり、負担が非常に大きいことなどの実情を教えていただきました。強調して言われたことは、「今回の方針は、今後の徳洲会グループ全体の存続をかけた経営方針である」ということとございました。全国展開する民間の医療法人である徳洲会の事業運営方針に、一公共団体が関与することの困難さを感じた次第でございます。

次に、1万2,000を超える署名が集まったことに対して市としてどう受けとめるかとのこととございますが、垂水徳洲会病院が担ってきた役割とそれがなくなることに對する市民の不安の大きさを改めて認識したところでございます。その上で、垂水市としてできる限りの対策がどのようなものかということとございますが、垂水徳洲会病院の撤退理由として徳洲会本部の方が挙げられたことは、第一に、国が推進する医療改革とそれに基づいて鹿児島県が策定する地域医療構想における病床機能と病床数の規制への対応、そして徳洲会グループ内における医師不足、3点目に、垂水徳洲会病院施設の老朽化ということとございました。施設の建てかえには50億円を超える費用がかかるということでありまして、厳しい経営状況にある徳洲会全体から見て、100床に満たない規模の病院施設建てかえへの設備投資は、費用対効果の点から非常に厳しいということとあります。徳洲会からは、撤退の理由として挙げられた事柄について本市に対してどういった支援をといった具体的なお話はしておりませんし、医師不足の問題にいたしましても、垂水中央病院においても現在整形外科の常勤医師が不在で、入院患者を受け入れられない状況があり、院長を初め大変御尽力いただいておりますが来ていただけない状況が続いておりまして、優先すべきはそちらであろうと考えております。

なお、市長におきましては、これまでも上京

の際に理事長との面談の申し込みをしてきたところでございますが、今後も機会を捉えて粘り強く働きかけを行いたいと考えております。

以上です。

○市民課長（森山博之） それでは、市民の困り事、要望、苦情の取り扱いについての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の千葉県佐倉市や神奈川県大和市など、市民に対し問題解決を図るため、適切な助言を行うことを目的に相談員の設置に関する規則を設けている自治体もございます。任期を定め、非常勤特別職員として委嘱しているのが現状のようであります。

本市は、市民からの相談、要望及び苦情に関することにつきましては、垂水市課設置条例第3条の事務分掌で定義されており、職員ならびに消費生活相談員が責任を持ってその役割を果たしております。市民課相談係で受け取ります平成27年度の相談の件数は全体で178件ございます。その内訳は、不審電話や通信販売、訪問販売などの消費生活関連の相談が38件、相続問題や福祉関連などの相談が53件、道路の除草依頼や降灰除去、ごみ・動物の死骸除去などの行政相談が87件ございました。なお、行政相談につきましては直接来庁される方や電話での相談もございますが、いずれにいたしましてもその内容をお聞きした上で、関係課に相談者の意図を伝え対応しているところでございます。

以上でございます。

続きまして、先の選挙における啓発活動の取り組みと投票率の実績についての御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、平成27年6月に公職選挙法の改正がなされ、平成28年6月19日に施行されましたから初めての選挙でございました。今回の選挙で新たに有権者となった18歳から19歳の方は参議院選で212名、県知事選で180人でございました。参議院選挙の有権者数は1万3,869

人、投票者数は8,060人で、投票率は58.12%で、県知事選挙は有権者数1万3,640人、投票者数は8,033人、58.89%で前回は上回る結果となりました。なお、18歳から19歳の県全体の参議院選挙の投票率は38.94%に対し、本市は37.74%と県平均を下回り、県知事選挙は43.77%という結果でありました。

また、具体的な啓発活動でございますが、大型商業店舗での啓発用チラシなどの配付や告示後からは候補者ならびに防災無線による啓発を行いました。加えまして、地元垂水高等学校におきまして、6月21日には選挙啓発のための出前授業を実施いたしました。授業では、有権者としての役割や選挙制度の仕組み、選挙運動での禁止行為などについて説明をいたしました。また、政治に対して関心が低いと言われている現状を踏まえ、選挙は政治に参加する最も身近な手段の一つであるということ、有権者から選出された代表が議会において法律や予算を決定することなど、その重要性を伝えたところでございます。さらに、新有権者となりました4名の生徒には、県内で初めて期日前投票所におきまして投票立会人ならびに選挙事務に従事していただき、その取り組みを報道各社に取り上げていただき広報の一翼を担えたのではないかと考えております。生徒からは、「選挙現場に立つことで他人事ではないと実感した」、「政治への関心を深め投票に臨みたい」などの感想が聞かれました。このような取り組みの成果もあり、垂水高等学校からは有権者の全てが棄権することなく投票した旨の報告がございました。これからの未来を背負う若い世代の人たちが、自分が暮らしている地域や社会全体のあり方について調べ、考えていただくよい機会になったのではないかと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 まず、徳洲会病院の存続に向けた取り組みについて、今、市のほうから答弁

いただきましたけれども、私、できるだけの対策をするとおっしゃったのは市長なんです。市長から答弁いただけるものと思ってましたけれども、担当課長からお話がありました。その中身、薄っぺらいものだと私は感じておりました。本当に動いておるのかと真剣に、そのように思っております。市の動きがいま一度見えてこない。市長も何回か訪問されとるはずなんですよね、そのことが出てきてないような気がしますけれども、その対応の仕方について今後、いま一度考えていただきたい。今回は、徳洲会本部から一方的に告げられてるわけです。この一方的に告げられていますけれども、グループのこの特に病院の合併、入院施設のある病院の合併っちゅうのは全国で初めてです、徳洲会グループ。クリニックの閉鎖は数件あるようですけども、なぜ全国初の閉鎖が垂水だったのか、そうした理由も明らかにされてない。垂水徳洲会病院については、単独でいくと黒字経営しておるということも聞いております。施設の老朽化、ドクターの不足考えられますけど、やはりそういう動きをするのであれば市民も納得したい。そのためには、やはり市民との事前説明会を開催するように要望していきたいと思うんですけども、市としてそういうことを取り組んでいただきたいなというふうに思います。市民、利用者の不安もそして聞いてほしい、病院側にはですね。なぜかという地理的な環境、垂水市というのは南北37キロメートルに及ぶ地形です。垂水徳洲会病院というのは、そのほぼ中心地にある。うちの地区の人、今30分から40分かけてその垂水徳洲会病院に通院されている方お見えになります。これが仮に大隅鹿屋病院へと通うとなると、さらに30分から40分通院しなければならない。いわゆる倍の時間と距離を費やして通院しなければならない、肉体的・精神的にもダメージが大きくなるのではないかというふうになります。ただ地図上で見るように、大隅半

島の系列病院を統合すればという問題ではないというふうに理解しています。そういったことを説明をさらに詳しく聞きたい。

また入院施設の関係も、垂水市内全体で223床の入院病棟、その約35%、78床が垂水徳洲会病院。特に療養ベッドについては88床中の53床、約60%が垂水徳洲会病院です。それらの施設がなくなる。現在、徳洲会病院で入院されておる約7割の方が、施設や住宅で治療できない患者の受け入れをしているということでもあります。療養病床の不足は、垂水市にとって命の危機にも及ぶ深刻な問題になってきます。あと、救急医療体制の問題です。垂水市の救護隊が搬送する約2割ぐらいが垂水徳洲会病院に搬送されているという事実がある。このようなさまざまな問題点が発生する。一方的に3月末をもって閉鎖するというのではなくて、市民や利用者の訴え、まあ徳洲会側についても経営上の説明などあると思います。それらのことを市民と十分に話し合う機会を開催してもいいのではないかな。そのことについて、垂水市としてその意見交換会の開催の要望について依頼できないか、教えていただきたいと思います。

○保健課長（鹿屋 勉） 議員御指摘のとおり、徳洲会が占めている重要性、本当に大きなものでございます。特に療養病床に入院中の患者様の行く先というか、大変重く重大な課題だと思っている次第でございます。その上で、徳洲会本部に対して市民、利用者の不安を聞いてほしいというそういった趣旨での市民説明会開催要望についてでございますが、説明会を開催する、しないこれは最終的に申し上げますと、徳洲会本部の決定することでございますが、市民から1万2,000を超えるこれだけ多くの署名が集まっているということを伝えまして、社会医療法人鹿児島愛心会、大隅鹿屋病院を通じてお願いすることは可能かと存じます。なお、存続させる会の皆様が徳洲会東京本部へ署名を届けられ

る際には、市長も同行いたしまして、市民の皆様の気持ちを一緒になって届け存続を訴えたいと考えておりますので、その際にもあわせて説明会開催のお願いをしたいと考えております。

以上です。

○堀内貴志議員 市長にはぜひともそのときには同行していただいて、9月30日、団体が徳洲会本部を訪ねる予定でおりますので、市長も同行して市民の声を訴えていただきたい、そのように思います。

その前に、ちょっと戻りますけどね、市長、市長のこれまでの動きが見えてこないですけれども、市長はこの存続をかけて、この前回の議会から今回の議会までの間にどういう動きをされたのか、その点だけ確認のために教えていただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） この徳洲会問題に関しましては、以前の議会でもお話をしました、3月の中旬に来られて、理由は基本的に三つであります。一つは、国の大きな方針という中で、鹿児島県下においても当時約1万床のベッド数を減らすということが1点、2点目には、鹿児島県内で最も古い徳洲会の建物でございますので、その建てかえに先ほど担当課長が答弁しましたように約50億かかるという問題。そして一番大きいのは、78床の病床ですね、院長先生1人で診ておられるという現状でございます。そういった中で、お話をされに来られましたけれども、私としては、先ほど議員がおっしゃったような形で、本来徳洲会病院さんというのは、命だけは平等だという理念のもとでこれまでされてきたのではないのでしょうかと、垂水から鹿屋までは30分という話もありましたけれども、牛根においてはさらに30分、岳野だとさらに30分かかるといふ状況がありますと。そういった中で、しっかりと当初は9月で閉鎖ということでありましたけれども、来年の3月末をもってということございまして、そのときに再度しっ

かりと我々の意向を伝えて、存続に向けて強くお願いをしたところでございます。その後、皆さん方も署名活動等々いろいろ御尽力はされておられるわけですが、我々としてもさまざまな方法を通じてアポイント、ただ実際のお話ですね、なかなか会ってもらえないというのが現状でございます。上京の際には、飛び込みで行って本部のほうに行きまして、会わせていただくようなお願いもしましたけれども、たまたま不在ということもございまして会えない、連絡が取れないというのが現状でございます。

○堀内貴志議員 存続がかなわなかったときのことは考えたくもございませんが、現実に徳洲会病院、垂水市の中ではベッド数についても入院病棟35%の78床、さらに療養病床に限っては88床中の53床、約60%を占めてる。なくなることによってこういったことが本当に垂水市民にとっては大きな痛手となってくる、これは確実なんです。だから今、動かなければいけない。存続がかなわなかったことを、最悪のことは考えたくもありませんけども、もしも、垂水市から垂水徳洲会病院が全面撤退したならば、どのような事態が発生するかということは、考えていかなければならない問題でもあると思います。住民の命の安心・安全を守る上にて困るのは、間違いなくこの地域に居住する住民です。既に最悪を考えておいたほうが、垂水市においた上で垂水市に今できること、すぐに準備にかからなければならないことはないのか、検討しなければいけないと思いますが、その対応の継続がかなわなかったことに対して、今、検討しているのかどうか教えていただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） もしも、ということがございますけれども、今、先ほど話がありましたとおり、1万2,000人という皆さんの思いをいただいたわけでありまして。存続へ向けて努力をしていくという状況でありますので、現状に関しては先ほど担当課長が答弁をしたとおり、私

が思いを述べたとおりであります。私自身も、存続をする会に署名をいたしましたし、市の職員あるいは消防の職員も含めて署名活動もしておりますし、実際にいろいろ会においては多くの職員が参加をしております。なぜかといえば、垂水徳洲会の病院っていうのは、存続というのは必要だと感じてるからであります。ですので、それに関して今できることは最大限やっているし、先ほどお話しさせていただいたように、市内の方約1万人近く、市外の方も合わせて1万2,000人を超える多くの署名をいただいたということは重いことでもありますから、現状においてはしっかりと、先ほどありました9月30日においても、同行させていただいて、今でき得る策としてしっかりとそのことを訴えていくということが何より大事だと思いますので、まずはそういうことに向かって一生懸命、厳しい状況ではあると思いますけれども、しっかりと訴えてまいりたいというふうに思っているところでございます。（発言する者あり）

○堀内貴志議員 この徳洲会病院の問題、本当に今後、垂水市の今後のことを考えると大変なことになると思います。まず、雇用が減る。今、93名の方が垂水徳洲会病院で働いている。間違いなくこの方はどこかの病院で働くことになるだろうと、そうすると間違いなく過疎化に拍車がかかるんだと。人口減少いわゆる減収にもなる、当然食料品、日用品の消費が少なくなる、商店の売り上げも減る、税収の減少にもつながる。人口減少が市の収入源となる税収の減少は明らかなんです。その結果、過疎化は一層進むんだと。この徳洲会の問題、そういうことに発展します。93名の雇用、これを確保する、さらに垂水市の安心・安全を守っていく。そのためにはどうしても残っていただく、もしくは延期していただく、最悪の場合ですね、延期していただく、そういう取り組みが必要なのではないかと。もう期限迫られています、垂水徳洲会3月末に。

この3月末で期限迫られて撤収された場合に、じゃあ垂水市どうなるんだということを考えたことありますか。その辺ちょっと担当課にお聞きします。

○保健課長（鹿屋 勉） 市全体ということであれば、いろいろな施策、過疎化を防ぐ、人口減を防ぐ、税収減それらに対応したあらゆる施策を講ずるべきと考えますが、保健課管轄の立場で、議員あえてということでの質問でございますので、そういった立場からお答えを申し上げます。

市といたしましては、垂水市民の生命と財産を守るという立場から、御指摘のとおり万が一徳洲会病院がなくなった後に備えての医療、介護体制というものについて、考えておかなければならないところでございます。垂水市は垂水中央病院と、介護老人保健施設「コスモス苑」という施設を有しております。垂水中央病院については、垂水市における最上位の行政推進計画である第4次総合経過におきまして、地域の中核病院として位置づけているところであり、その機能の充実を図るため、肝属郡医師会及び鹿児島大学医学部との協力と連携をさらに強固なものにしていかなければなりません。また、「コスモス苑」におきましては、施設の一部を改修し、地域包括ケアセンターの整備を行っているところでございまして、ここを拠点として地域の医療、介護の連携すなわち包括ケアシステムの構築に向けた体制づくりを進めていく所存でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私への質問ではないですけれども重要なことですので、私のほうでお答えさせていただきたいというふうに思っております。現状の徳洲会の問題に関しては、先ほど申し上げたようにしっかりと声を上げていくというのが基本的な考え方でありまして、万が一ということに関してお答えをしたいと思います。

安心・安全そしてその中で生命・財産、特に生命をしっかりと守っていくというのが、私に課せられた最大の課題であろうかというふうに思います。そのことにつきまして徳洲会病院さんが万が一ということがあることは、大きな後退であるということは、先ほどさまざまな分野においてもそのとおりでというふうに思っております。じゃあどうするのかということは、やはり基本的には肝属医師会、垂水中央病院との連携というのが基本でありますので、今の状況を踏まえてしっかりと連携をして、市民の皆さんの不安がないような体制をつくっていくということが、医療介護の部分においてはそういうことだと思いますし、最終的には大きなやっばり財源が必要な部分が出てくると思いますので、そういった意味で、大きなその歳入確保の部分をどういった形で経済財政を回していくかというのも課題でありますので、そのことにも全体的にしっかりと取り組んでいながらやっていかなければいけないというふうに思っております。形は変わるとは思いますけれども、しっかりと市民の皆さんのそういった部分の医療の部分でありますとか介護の部分でありますとか、不安に対してしっかりと応えていけるような体制づくりというのを再考していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。入院ベッド数の確保、これが病院ベッドが60%削減されるんだと、あとまだ地域医療体制、地域包括ケアシステムの充実もまだまだ課題の中の一つ。唯一入院施設が残る中央病院、この医療体制の充実もこれからの課題です。まだまだやるべきことはたくさんある。そんな中でやはり今、来年の3月に徳洲会病院が撤退するということになる、垂水市の過疎化に大きな影響を与える。今、できることは、この徳洲会病院の存続、継続、要は延長、これをしっかりと訴えることだと思います。訴えた上で、その間に包括ケア

システムだとか、中央病院の体制づくりだとかいろいろやるべき事がある。その体制が整うまでは、いま一度徳洲会病院には存続を願って（発言する者あり）していただきたいと、これは市民全員署名活動の結果なんです。8割の人がこの署名活動に賛同しているわけです。この重みは重要なんです。このことをしっかりと徳洲会本部に訴えていかなければいけないと思います。どうかいま一度、困るのはこの垂水市に住む住民ですから、いま一度市として存続に向けた取り組みをしっかりとしていただきたいということをお願いしまして、この問題は終わります。

次にいきます。

次は、困り事等に対する垂水市の取り組みについて、困り事については市民相談課にあるということであります。1点、市民課長に確認ですけど、この相談窓口というのは、行政が責任を持って解決するということでのよろしいでしょうか。

○市民課長（森山博之） はい、そのとおりでございます。

○堀内貴志議員 なぜこの問題を出したかっていうと、先日市民から相談を受けました。「交通事故に遭って弱っている猫を保護している。生活環境課に相談したが対応してくれない、困っているがどうしたらいいか」と相談を受けました。私も生活環境課に電話して確認しました。「死んでいる猫であれば処理できるが、生きている猫は処分できない。弱っているのであれば死んでしまったら電話をかけ直してください。そのときには民有地に置くと持っていけないので、道路に置いてください」旨の回答をもらい、残念ながら親切な対応がされなかった。この事実はあるのか否か、担当課長お答えください。

○生活環境課長（田之上康） 確かに、1カ月ぐらい前にそのような電話を、相談をいただいております。

○堀内貴志議員 今回から何回でも質問できますので、単発で質問したいと思います。

生活環境課の相談件数の実情、そのうちで犬に関する相談件数、猫に関する相談件数は何件でしょうか。

○生活環境課長（田之上康） 平成27年度を実績で申し上げますと、犬の相談件数が32件、猫が49件でございまして、その相談内容といたしましては、犬の場合、迷い犬の保護と首輪のない犬の捕獲依頼等でございます。猫関連の相談でございますと、市道等で死んだ猫の回収依頼と野良猫への餌やり、悪臭、それにふえた子猫の相談等でございます。

○堀内貴志議員 犬の関係、野良犬というのはまあ少なくなった。これは狂犬病予防法により犬の登録と予防接種の義務化がされているからだと思います。一方猫のほうは法整備がされていない、これが大きな問題点ではないかと思えます。野良猫はふえている、この事実は課長認めますか。

○生活環境課長（田之上康） 実数は把握できておりませんが、ふえているものだろうと思えます。

○堀内貴志議員 確かに私が町を歩いても、野良猫というのはふえています。そう思っています。私、夜中に仕事の関係で国道を走ることがあります。時によっては、国道に一日一晩のうちに2カ所、道路でひかれている猫も見つかることがあります。そんなふうにはふえている、そうすると環境浄化、そんな関係でもう猫の関係もちょっと視点を変えて整備しなければいけないかなというふうにも思っております。

和歌山県と京都市では、猫に餌を与えたら5万円の罰金というようなこととしておられるようです。猫の供給ルートといっても、普通ペットというのはペットショップから買ったり、友達から買ったりしますが、猫の場合は拾ってきた猫が40.7%と統計が出ると。友人、知人から譲り

受けたのが30.5%、そんだけ世の中には猫がふえてるんだということなんです。猫が多い原因は、自然繁殖による過剰だと思います。猫の減らすための不妊、去勢もまた必要になってくるのではないかと思います、その点は差しおいて、この猫の関係に関する問題、道路に死んだ猫これは撤去できるということですが、ひかれてまだ生き耐えとる猫は持っていけない。このことについて何か法整備かできる根拠ってないのか、その点ちょっとお聞きします。

○生活環境課長（田之上康） いわゆる動物愛護法がございしますが、その中の規定で申し上げますと、やはり保健所でありますけれども病気であるとかそういった弱っている犬猫についての収容っていうのは行ってない、行えないという規定がございします。

以上でございます。

○堀内貴志議員 市民からの困り事、相談、今後ふえてる可能性のある相談。垂水市環境条例の中で、生活環境課の事務分掌を見ますと、廃棄物処理及び環境衛生に関することというのが事務分掌の中にあります。この環境衛生に関することの中に、犬・猫、今回猫に特化しますが、猫の問題というのは入るのか入らないのか、その点ちょっとお聞きします。

○生活環境課長（田之上康） 大きなくくりでございしますので、その点で申し上げますと猫の対応ということも含まれるかと思えます。

○堀内貴志議員 このことを根拠に、例えば死んだ猫は廃棄物で処分できるけど、悪く言えば負傷している猫については保護できないというのは、ちょっと意にそぐわないような気がしますが、その点もっと臨機応変に対応してもらおうということはできないんでしょうか。その点お聞きします。

○生活環境課長（田之上康） 私どもといたしまして、法令の定めにとりまして対応するわけですが、市民の皆様がお困りの際は、

説明を丁寧に行いました上で、状況に応じましてできるだけの対応を行っていきたいと思います。

○堀内貴志議員 そのできるだけの対応というのは、過去のことを言っているのか、それとも今後未来について言っているのかその点だけ確認します。

○生活環境課長（田之上康） 過去におきましても、これからにおきましてもという意味合いでございます。

○堀内貴志議員 市民が困って相談していること、もっと親身になって取り扱い、そして問題解決につなげてほしいというふうに思います。今、猫の問題だけを例に捉えて言いましたけれども、市民からの相談事というのは幅広くございます。ただ型にはまってしまうというのではなくて、市民から相談を受けたことについては、しっかりと結果出るまで親身になって対応していただきたい。それが行政の責任だと思います。これは、今、生活環境課にだけ言いましたけれども、ほかの関係課もしっかりと胸に手を当てて今までの行動をしっかりと考えて、今後適切な対応をしていただきたいということで、この問題は終わりにいたします。最後、行政が責任を持って問題解決まで至るような取り組みをしていただける、そういうような方針を打ち立てておるということでいいのか、最後、市長確認いたします。

○市長（尾脇雅弥） 今の問題もそうですけれども、先ほど感王寺さんも言われました、少子高齢化人口の中で課題があるんだと。ただ垂水市としては基本的に変わらないエリアの中で、課題がどんどんふえていくということだと思います。ただ一方で、市役所のほうも単独でいくという中で、10年で50名職員を減らしているということから、以前に比べてかなりの負担がきているのも事実であります。じゃあどうするのという中で、じゃあ無理なのかつ

ていう話になりますと難しゅうございますので、そういった中で財源を確保してどういう形でやっていくかということがありますので、今、そういう工夫で、例えばふるさと応援基金でありますとか、歳入確保の南の拠点まちづくりとかで歳入を確保して、その点をパイが減っていく中で対応していくというのが基本的な考え方でございます。ただ、職員は一生懸命頑張っていたというのをまず前提として御理解賜りたいというふうに思っているところでございます。

○堀内貴志議員 この財源の問題もありますが、臨機応変に適切に対応していただきたいというふうにします。今後、またこのような問題があった時には、また議会の中で取り上げて質問いたしますので、相談された方の気持ちになってしっかりと対応していただくことを強く要望してこの質問は終わりたいと思います。

最後の質問になりますが、選挙権年齢18歳に引き下げられてからの検証と課題。この担当課は一生懸命やってもらったというふうには思います。ただ、結果を見るといい数値が出ていない。若い人にもっとこの興味を持ってもらう、この最初の投票ですから、最初の投票に行けば、2回目、3回目の投票も必ず行くわけです。その関係で、私は再三にわたってこれまで質問をしました。テーマにも上げてきました。しかし、結果はその数値がなかった。しっかりと検証した上で、今後反映してもらいたいと思いますが、その点どう思われるのか聞きたいということです。そして、実際数字的な問題で見ますと、垂水市の場合、18、19歳合わせた投票率が37.74%、全国平均46.78%、県平均でも38.94%いずれも下回っていると。この現状について、担当課はどのように考えて、今後どのような対策を講じるのかその点についても教えてください。

○市民課長（森山博之） それでは、現状どの

ように考え、今後どのような対策を講じるかの御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり前回と比較をいたしますと、参議院通常選挙で5.52%、鹿児島県知事選挙で15.56%投票率は実際は上回っているのが現状でございます。しかしながら、18歳から20代の若年層は投票率の高かった60代と比較をいたしますと、おおむね30%の開きがございます。この要因につきましては、総務省の調査によりますと、仕事やプライベートな用事、病気などを除けば、政治や選挙に興味がないなどの政治的無関心、また選びたい候補者もなく、選挙では政治はよくなれないといった政治的無力感を理由として挙げております。加えまして、新聞紙上でも議論されておりましたが、住民票を残したまま転出をしている学生の現状もその一つの要因ではないかと推察をいたします。今回、垂水高等学校への出前授業では3年生を対象に実施をいたしました。今後は選挙権の有無を問わず、じき有権者となります1、2年生にも対応した内容での実施を学校と協議し、検討してまいりたいと考えております。また、中学校につきましても、平成27年9月議会におきまして、教育長からも「早い段階からその意義を教え、啓発を図ることが大切である」との答弁がございましたので、教育委員会とも連携を図り、選挙啓発に係るポスターの応募について取り組むとともに、主権者として民主主義社会における社会参画や、政治参加の意識が高められるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 この数値、やはり担当課長が一生懸命取り組んだその状況はわかります。しかし、まあ全国的にですけれどね、結果的にいいデータが出てない。特に垂水市は、ほかと比べても極端に悪いわけでもない、いいわけでもない。もっと数値を上げると。要は最初の投票なんです。最初の投票に行くと2回目、3回目も

必ず行くんです。だから、私はあえてこの18歳、19歳に年齢が下がったということに対して強くこれまで訴えてまいりました。今回のデータ見ますと19歳の投票率、軒並み下がっていると、これも事実だと思います。だったらどうするんだということをしつかり今後考えていただいて、引き続き投票率のアップに向けた取り組みをしていただきたいということをお願いしまして、この問題を終わります。

最後に、もう1回徳洲会に戻りますけれども、私の思いをちょっと述べさせていただきます。

垂水徳洲会病院、残り半年でもう撤収です。残された期間は少ないです。もう方針はほぼ決まってるかもしれません。ただ、方針を変えるこの動きはこの1カ月に変わると思えます。9月30日は徳洲会本部にまいります。しっかりと垂水市の現状を訴えて存続させていただくように、市長も、一生懸命訴えていただきたいということをお願いしまして本日の私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。次は、13時10分から再開いたします。

午前11時57分休憩

午後1時10分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、川畑三郎議員の質問を許可いたします。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 8月に入り、相次いで台風が発生。そのうち台風10号は異例の進路をたどり、東北の太平洋側に直接上陸、山間部の川沿いに集落が点在する岩手県、岩泉町をかつてないほどの豪雨、災害が襲い、9月11日現在、岩手県で20名が死亡、北海道でも2人の死亡が確認されております。御冥福をお祈りいたします。

「川の水量が尋常ではない、倒れ方が違って

いる、80年生きていの中で一番ひどい」住民の言葉、豪雨のすさまじさを物語る。岩泉署には救助要請が相次いだ、部策などで、ほぼ全ての現場にたどり着くことすらできなかった。台風12号の接近が危ぶまれた。町長は早々と全域に避難指示を出した。空振りがあってもいい。今回の経験で得た教訓は、「災害は予測できないということだ」と新聞報道されております。

鹿児島も12号13号と接近してまいりました。大きな影響はありませんでしたが、いつ災害が起こる不測はできません。かねてから緊張感を持って対処しなければならぬと考えます。

それでは、先刻、通告しておいた案件について質問をいたします。

なぎさ荘跡地について、太陽国体の年には、天皇陛下が皇太子のときに、宿泊されたなぎさ荘も、経営を中止してから相当な期間がたっております。海潟温泉、海潟のキャンプ場もあり、当時のにぎわいは、大隅半島を初め、県下にも知れ渡っていたと聞きます。宿泊者も多く結婚式も多く行われたなぎさ荘でしたが、現在は、草木も生い茂っていて、見るに見かねない状況であります。

協和づくり計画策定委員会のアンケート調査でも、現在のなぎさ荘の状況を、これでいいのかという意見が多数あり、委員会の協議の中で、持ち主のいわさきグループの代表にお願いして、周辺をきれいにしよう要望、または地域の人やれるところはやりたいからと、お願いをいたしたつもりでございます。

話はいたしました、なかなか先に進まないというような答弁をもらったことがあります。その後、いわさきグループと接触はされたのか、されたのであればその状況をお知らせください。

中山間地域総合整備事業について、平成24年度から始まったこの事業は、垂水市にとってはありがたい事業であると考えます。29年度までの計画であったかと思われ。28年、29年と

あと2カ年となっておりますが、これまでの事業の経過と、最初予定の事業計画どおり進んでいるのか、進んでいないとすれば、こういった利用があるのかお知らせください。

ことしの梅雨時の降水量は全体として多かったようではありますが、幸いにして垂水市は大きな災害はなかったかと考えますが、それでも各地で災害対応されていると聞きます。梅雨時期の災害発生状況は、また台風はどうだったのか、質問いたしまして1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 川畑議員のなぎさ荘跡地についての質問にお答えをいたします。

なぎさ荘跡地につきましては、議員がおっしゃるとおり、現在、活用が行われていない状況にあることから、敷地内の雑草、雑木等が生い茂っており、環境上、また防犯上におきましても、よい環境でないと認識いたしております。

また、協和地区の地域振興計画おきましても、美しい景観を取り戻すよう、なぎさ荘跡地の有効活用を地域住民が望んでおります。そのため所有者を訪問し、今後の対策について、協議をさせていただきましたが、対応に係る明確な回答は、現在もいただいております。

なお、平成26年9月以降、所有者との協議については、行われていないところでございます。

以上でございます。

○農林課長（川畑千歳） 川畑議員の中山間地域総合整備事業の経過についての質問にお答えいたします。

まず、中山間地域総合整備事業についての事業説明を行います。

中山間地域が国の農業において重要な役割を担っているにもかかわらず、不自然的、社会的制約等から不利な状況にあるため、その解消を図り、地域条件に沿った農業の発展を目的に、生産、そして生活環境基盤整備等を行う県営事業でございます。

この事業は、議員のほうからもございました

が、平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間として、進めているところでございます。

事業の内訳としましては、農業生産基盤の整備が、農業用排水施設整備23カ所、農道整備14カ所、圃場整備1カ所の計38カ所、農村生活環境基盤の整備としまして、集落道整備9カ所、集落排水整備3カ所、防火水槽等の農業集落防災安全施設整備等12カ所の計24カ所、合わせて62カ所の整備を行うものでございます。

平成27年度までの事業実施状況は、農業生産基盤整備におきまして、事業費ベースで76%、工事着手箇所数で42%、農村生活環境基盤整備を含めた全体計画に対しては、金額ベースで48%、工事着手箇所数で27%となっています。

進捗率の低い理由といたしまして、工事着手箇所数においては、事業費の大きな農業生産基盤整備の圃場整備等を先行して着手していることや、事業計画時期から事業実施時期までに年数が経過して、採択要件を満たさない箇所の出現、また、土地の民事・相続等により用地買収が難しくなっていること、さらには国の農業・農村整備事業費が予算要求額に対し、要求通りにつかないことなどが上げられます。

以上です。

○総務課長（中谷大潤） 梅雨時期の災害についてでございますが、本年は6月4日梅雨入りし、7月15日に梅雨明けしましたが、総務課の大雨対策として、災害警戒本部を3回設置して対応いたしましたので、そのことについて、先にお答えさせていただきます。

まず、6月19日の大雨につきまして、午前10時に災害警戒本部を設置し、新城南地区憩いの家、市民館、牛根地区公民館の3カ所を自主避難所として開設したところ、市民館に3世帯、3名の方が避難されました。

同日、午後3時30分に避難所を閉鎖。4時30分に災害警戒本部を解散しました。

次に、6月28日の大雨につきまして、就業後すぐに、災害警戒本部を設置し、深港地区対し、独自の避難基準により、避難準備情報を発令して、同日中に避難勧告に移行しております。

その後も情報収集に努め、関係機関との情報共有を図っておりましたが、大雨による災害が懸念されたため、翌29日に深港地区を除く、市内全域に避難準備情報を発令。特に、上市木、中市木、下市木1区、2区、3区の5振興会に対しましては避難勧告。深港地区に対しては、避難指示を発令、8カ所の避難所を開設して対応しました。

30日に、深港地区と市木地区を除く、市内全域への避難準備情報と、市木地区5振興会への避難勧告を解除、あわせて牛根地区公民館を除く、7カ所の避難所を閉鎖しましたが、最大で5カ所の避難所に32世帯53名の方が避難されました。

また、7月8日にも、新城南地区憩いの家、市民館、水之上地区公民館、協和地区公民館、境小学校体育館の5カ所を避難所として開設し、最大で21世帯28名の方が避難されましたが、翌9日には5カ所、全避難所を閉鎖しました。

深港地区への避難指示については、3回の小規模な土石流の発生がありましたが、いずれも深港橋まで到達するほどの量ではありませんでした。

7月15日に梅雨明けし、降水量及び地下水が減少傾向にあり、さらに深港川は稼働内の土砂が除去され、24時間監視体制の維持、大隅河川国道事務所及び鹿児島県による土石流対策も各種施工されて、住民の安心感が増してきたことや、専門家による壁面から湧水量が非常に少なくなつて、「大規模な崩壊は起こりにくい、小規模な崩壊が発生しても土石流は国道まで到達しない」との見解が示されたことから、7月19日に避難指示の解除、牛根地区公民館避難所の閉鎖、6月28日設置していた災害警戒本部もあ

わせて解散しました。

情報伝達手段につきましては、防災ラジオや防災無線、垂水ホットメール、市ホームページ等を活用しました。

防災対策につきましては、市長公約において、「安心・安全な垂水のまちづくり」を今年度も重点施策として掲げておりますことから、今後も早目の情報収集、早目の情報伝達で防災対策に努め、早期避難、人災ゼロの対策・体制を整えてまいります。

本年度、発生しました災害につきましては、それぞれの担当課長が順次お答えいたします。

○土木課長（宮迫章二） 梅雨時期の災害発生状況について、土木課分の状況を御報告いたします。

6月19日から7月10日かけましての、梅雨前線に伴う豪雨災害でございますが、この期間のうちに、6日ほど豪雨に見舞われ、その都度、市内全域を降雨量にもよりますが、2班から、3班に分けて災害調査を実施いたしました。

市民からの通報も含め、現地を確認しまして、市道への土砂流出など通行に支障来たす被災箇所につきましては、環境整備班や建設業者への重機借上で早急な対応したところでございます。

被災内容は、道路への土砂流出や崩土で、件数としましては約50件実施したところでございます。

また、深港川につきましては、床どめ工から上流については、県施工の災害関連事業で土砂除去を実施していただいているため、市としましては、その下流側につきまして、かなり小規模ではございますが、2回ほど土石流が発生し、土砂が堆積しておりましたので、周辺への安全性を考慮し、河川への土砂除去を実施したところでございます。

また、公共土木施設災害復旧事業による道路災害が高峠線と柗原・新城線の2件発生しておりますが、これにつきましては、国からの補助

を受けて実施するものでございまして、9月8日に災害査定が実施され、申請額高峠線1,432万4,000円、柗原・新城線444万4,000円に対しまして、100%の査定率で承認されたところでございます。

そのほか、災害の対象とならない事業費60万円未満の単独災害につきましても、道路災害狐ヶ丘線が1件、河川災害、追神川が1件となっております。

県の管理する県道や河川につきましても、被災箇所については、その都度報告しているところですが、今回の査定には、河川災害本城川、小谷川、中俣川を3件申請されたようでございます。

以上でございます。

○農林課長（川畑千歳） 川畑議員の梅雨時の災害についての質問にお答えします。

平成28年6月下旬の梅雨前線豪雨による農林課所管施設の被災件数は、重機借上で対応した農業用施設被災箇所が38カ所、林業用施設は10カ所ございました。

このうち、城山の農道1件、中俣と水之上の農業用排水路2件、新城の農地1件、二川と牛根麓、海潟の林道2件を災害復旧事業として報告し、災害査定の準備を進めているところでございます。

農道につきましては、先週に査定を受けており、水路と農地の査定時期は、11月中旬予定でございまして、その後、補助金申請手続を経て、できるだけ速やかに災害復旧工事を発注することにしております。

林道につきましては、本日13日、査定を受けている最中でございまして、農業用施設同様に査定終了後、災害復旧工事を発注することになります。

なお、被災をしましたいずれの箇所につきましても、農林課職員が現地を確認した後、速やかに従前の機能を回復するべく、仮設道路の設

置や道路面に堆積した土砂の除去を、市内の建設業者に発注して、対策が完了しております。

以上です。

○川畑三郎議員 それでは2回目、一問一答でお願いいたします。

なぎさ荘跡地についてであります。これは前も、この件について質問いたしまして、「ちょっと岩崎さんと折衝したけど、なかなか前に進んでいない」と、今の答弁でもそういうことであります。あのまま放置していいのかなと言うのが、地域の皆さんの声だと私も思います。

にぎやかであった、あの海瀉の時期を思い出しますと、やっぱりなぎさ荘が中心のような気がしております。あのまま放置にはいけないと思うんですけども、課長にお伺いしますけれども、今後、折衝する予定でいるのかどうか、お願いいたします。

○企画政策課長（角野 毅） 日程と調整する必要はございますけれども、今後も粘り強く、お話は続けていきたいと考えております。

○川畑三郎議員 粘り強く、折衝していきたいということですが、やっぱりこれもあのまま置いて引き継いでしまわず、どこかで区切りをつけて、やっぱり相手と折衝してなければ、そこは先に進まないと思うんですよ。

先日も、盆前だったと思うんですけども、やっぱり見るに見かねた人たちがいらっしたんですよ。あのかぎ型の郵便局の道路があるんですけども、そこで、数名の人たちが垂れ下がった木をきれいに切ってらっしゃいました。その切った木をまたなぎさ荘のほうに返していたので、私は、了解をもらって切ったのかなと、わからないんですけども。普通であれば、持ち帰ると思うんですけども、そのまま置いておったということは、やっぱり見るに見かねずに切ってそのままにしたと。いわさきさんと交渉されたかどうか知りませんが、そういう状況がありましたので、市長ともお話

をして、なるべく、なぎさ荘の問題もあるでしょうけど、駐車場の問題も、いつも市長は話をされていますので、前向きに、やっぱり早目に、ここは折衝していつてもらいたいと思います。

市長も南の拠点で忙しいでしょうけれども、職員もたくさんいらっしゃいますので、また市長とお話をして、その旨は対処していただきたいと、お願いします。

それと、あそこは協和小学校、協和中学校の敷地だったのをいわさきグループに売買したわけですね。その当時の売買の中で、契約書は前のことですが、買い戻しの契約とか、そういうのはなかったのかどうか。

○企画政策課長（角野 毅） なぎさ荘の現在の敷地の契約の内容につきましては、確認しておりますけれども、現在のところ、買い戻し等の資料は確認できておりません。

○川畑三郎議員 そういうことであるようなんですけれども、もしもですよ、あのまま置いて、岩崎さんがやっぱり手をつけられないから、売りたいという話があったらとした場合、垂水市としても、市長のここは決断でしょうけども、垂水市として、もしもそういうことがあったら、購入をしたいと思われるのかどうか、よろしくお願いします。市長でいいかな。

○市長（尾脇雅弥） 現状については、今、担当課長が申し上げたようなことでございます。

よく我々も、何とかしなければということは思っております。ただ、単純に跡地だけの問題ではないということがございますので、これまでも何回も説明をしたとおりでありますけれども、今、御質問がありました、いわさきグループさんのほうは、購入を希望されるということであれば、当然、その分は、十分検討していかなければいけないというふうに思っております。

○川畑三郎議員 わかりました。

地域の議員として、是が非でも、なぎさ荘を、売買は成立しなかったとしても、あそこをきれ

いにしたいと希望もありますので、さっき言いましたように、なるべく折衝して地域の人が少しでも、してもいいですかというような、やっぱりそういう、約束事でも、全部はできないでしょうけれども、見える分だけでも、何かしたいという意向がある人もいらっしゃると思いますので、またそこら辺を折衝していただきたいと要望しておきます。

市長のほうで答弁をいただきました。その土地の件ですけれども、これでまとめて、市長のお父さんもなぎさ荘に勤務されておった、そういう状況の真ん中で、市長は今後、なぎさ荘跡地の件について、お考えあったら一言お願いいたしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど答弁したようなことと重なるわけですけれども、うちの父も勤めておりましたし、私も小さい頃、遊びに行っておりましたから、皆さんそれぞれに思い出があって、すばらしい場所であるということは、そのとおりでございます。

有効活用ということを念頭に置きながら、せめて今の状態を改善をしたいということで、地域の皆さんもいろいろ御尽力をいただいているわけですけれども、厳密に申しますと、草1本取っていくにしても、いろいろ課題があるという状況がございます。そのことも積極的に提案をしても、なかなか受け入れてもらえない、一方で、もう一つのその駐車場の過去において、裁判起こされた、起こした経緯が岩崎さんとしては、あります。そのことで、切り離して考えましょうという話も再三おしていくわけですけれども、そのようなお考えが今のところない、ということではありますが、このままであれば、課題が残っていくということでもありますから、その課題解決に対しては、これまで以上に策を講じて、積極的にまずは足を運んで、我々としても、跡地のある方々に見ていただいたり、まずはその跡地利用の可能性として、どういった

ものがあるかということで、大手企業グループの皆様方にも見ていただいたりしながら、可能性も探っていただいたところでもありますけれども、今のところ、提案をできるような跡地の手もございませんし、現に、岩崎さん自身が、そういうような希望があるかということで返事も甘い状況でありますので、ただ、今再三、同じような話になりますけれども、川畑議員がおっしゃるように地域にとっての課題が残っている、なぎさ荘跡地の問題として残っているという事実はよく理解をしておりますので、一歩でも前に進めるような形で、取り組みを進めてまいりたいというふう考えているところでございます。

○川畑三郎議員 なぎさ荘の問題については、相手が相手ですので、個人的な会社ですので、なかなか交渉も難しいでしょうけれども、今後、粘り強く交渉して行って、少しでもあの付近がきれいになるような状況、地域の人が望んでおりますので、市長が先頭に立って、交渉のほうをしていただきたいということをお願いをいたして終わりたいと思います。

次に、中山間の総合整備事業について。

これは県の事業ですけれども、課長のほうでいろいろ説明していただきまして、24年から29年度の6カ年の事業ということで始まっているわけですけれども、協和地区におきましても、鶴田地区のパイプラインの設置、それと飛岡地区の圃場整備と終了いたしましたけれども、本当に助かっております、この事業で。大きなお金を前出でいただいて、済んでいるわけですけれども、残されたのは28、29年ということであるわけですけれども、なかなか進んでいない面もあるように聞きますけれども、今後のこの2年間に対する計画によって、いろいろあるでしょうけれども、見直しも検討をしたいということですけど、これについて、お問をお願いします。

○農林課長（川畑千歳） 川畑議員の今後の計画予定について等の質問にお答えいたします。

まず、最近の事業実施状況をお答えさせていただきます。

平成26年度は、海潟の鶴田団地パイプライン敷設、原田の芝原排水路、垂桜の後平1農道、後平3農道、原田の時永農道を実施しております。

平成27年度は、飛岡団地圃場整備、水之上用水路、大野原の大羽重農道、中俣の野本農道、新城麓の愛宕農道を実施しているところでございます。

今後の計画予定でございますが、農業生産基盤整備では、高城用水路、下本城用水路、新城の岩下堰、井川2堰、岳野集落道・農道等を農村生活環境基盤整備では、脇田市木集落道、横間田平集落排水路等を整備していく予定でございます。

なお、計画終了年度の平成29年度を控え、現在、農林課で事業計画の見直し作業を行っているところでございます。

以上です。

○川畑三郎議員 今後の計画予定ということで、お知らせいただきましたけども、当初の計画からすれば、相当積み残しも、僕はあると思うんですよね。今、課長のほうで事業計画がされているというようなことでありましたが、この28年29年で終わりなんですけれども、これで積み残した事業も相当あると思うんですけれども、これに続く、この事業をまた続けて行けるのかどうか、新しい事業が始まるのか、じゃないと残された事業が、これでストップというようなことになると思うんですけれども、この見通しというのは、どうなんでしょうか。

○農林課長（川畑千歳） 川畑議員の事業完了しない場合の対応というような内容かと思えますけれども、その質問にお答えいたします。

1回目の答弁で、事業の進捗状況を申し上げ

ましたが、これまでのような予算措置等でまいりますと、平成29年度までの期間内に事業が完成しないことも見込まれます。

また、2回目の答弁で、事業計画の見直し作業を行っている旨、お答え申し上げました。今後も整備すべき事業で、29年度までに完了しない場合の対応につきまして、事業主体の鹿児島県から方向性が示されておりませんので、何とも申し上げられませんけれども、整備すべき重要な事業につきましては、何らかの形で引き続き整備できるよう、大隅地域振興局等を通じて、県のほうに要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

これは、県の事業ですので、なかなか市の思うとおりに行かない面もあろうかと思えます。

今の課長がおっしゃったようなことで、県とも粘り強く折衝しながら、また事業の継続をしていただきたいということをお願いします。

この事業で、私さっき言いましたけれども、海潟も本当によくなりました。パイプライン化されて、今、米が実ろうとしている時期で、大変らくをしてるんですけども、ただ1つ一番心配するのは、イノシシの害ですね。もうあちこちで害が出て、なかなか難しいなど、いい米ができてるんですけども、イノシシのお蔭で、後2週間すれば刈取りなんですよね、早いところは。それがまた最近になって出てきたと。もう、四方八方から出てきますね、イノシシは。だからこれも対策も大事だと、こう思います。耕地整理できれいになったんですけど、そういう面もあるということです。農林課長、そこら辺もひとつ地域の声を聞いてください。これはまた、御苦勞、思いを語っただけですけど。

それと、飛岡の耕地整備をしていただきまして、ことしから作付をしています。先日の議会でも、道路の水が田んぼに流れてくる等々、ど

うかというお願いもいたしまして、そこら辺もまた業者の方が見に来て、どうにかせにやいかんなど県の対応だったそうですので、1年見てまたしましようということですので、ありがたいことですけど。

あとは、今、工事が終わりました。そして確定の測量に入ります。準備をする、この様な説明ありましたけれども、県のほうで土改連と組んでするわけですけども、前も僕はお願ひしたような気がするんですけども、本会議ではしてないですけど。

後は、受益者への負担金ですね。これが、最初の段階では、こんだけで必要ですよということで、みんなにお願いしたんですけども、今の状況は、高齢化されてきました。最初取り組んだこの事業も、僕たちが最初取り組んだのも、もう6、7年の前から取り組んでる、やっとこれが完了したということですね。だから当時とそれは大分状況が変わって、高齢化もしてきたし、また、耕作放棄地もあちこちふえてきました。ですから、この状況を踏まえて、後でまた市長にもお願いしたいんですけども、また負担金の軽減というんですかね。だから、向こうは計算すれば4町5反だそうです。だから、その10%……、反当10万にしたら450万ですね。それを負担するわけですけども、そりゃもうしなきゃならないわけですけども、その部分の一部を負担、どうにかこう、今状況で勘案していってもらいたいと。一ケタぐらいはどうかと思うんですけども。100万か200万、多くて200万というくらいですので、海潟の飛岡地区に、ちょっと農道を舗装した何したというような気持ちで見れば、僕はできると思うんですよ。これは、もう副市長、前、副市長にも、これはね、市長が副市長にお願いしなさいよ、ということをお前は言ったんですけど。やっぱり決断は市長ですよ。で、農林課長ともお話ししているんですけど、そこら辺も、今からで

すので、確定がしますので、測量は。とにかくこれもまた、負担は軽減するとは言っていないけれども、そこら辺をよく周りから聞いて、よくしていただきたいなという、これはもう要望ですので、聞いていただけたらそれでいいです。

以上で、この中山間の事業のほうは終わります。

続いて、災害の状況ですけども、今、土木工事のほうで聞いていますと、それなりの災害があったんだなと思っております。

各課でやっぱりすぐ対応をしていただいたというようなことですので、査定をする土木は済んだと、きょうも耕地のほうも、林道の査定が来ているというようなこと、行ってきますということでしたけれども、こういう面も早急に、いろんな面で対応されていると思いますので、まだまだ台風はもう来ます。そういう意味ではやっぱりすぐ対応していただくように、これはもう、あれをなにかないじゃなくて、対応をしっかりとしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（池之上誠） 次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、議長の許可をいただきましたので早速、質問に入らせていただきます。

観光事業について、質問させていただきます。

イベント開催状況と来場者の状況について質問いたします。

垂水市で開催される観光事業におけるイベントはどのようなものがあるか、また、イベントを開催で交流人口による大きな経済効果もあると思います。

垂水市に多くの人が集まるイベント。フェスタ夏まつり、かんぱち祭り、秋の産業祭など各イベントがあると思いますが、平成27年度の各

イベントの来場者数を教えてください。

安心・安全について、農地から宅地への土砂流出対策について質問いたします。

私の住んでいる城山団地では、これまで生活環境整備において、水道管の老朽化による布設替えや貯水タンクの新設、治山事業・急傾斜地崩壊事業の工事を初め、現在も社会資本整備事業による工事が進められて、住民の方々も大変喜んでおられます。

しかしながら、団地の東側と南側は、畑作地帯であります。耕作地からの雨水が団地内を縦断し、川崎川へ流れているのは現状です。

過去において、梅雨時期の大雨で団地内の側溝を排水が、側溝の排水管が受け切れず、数戸の家が床下浸水の被害を受けたこともあります。

また、ここ数年、東側の市道は土砂崩れで通行止めになったり、また、南側の畑作に近い家では、土砂が崩れ毎年のように被害を受けております。

本年の梅雨でも、3所帯の宅地内に土砂崩れが発生し、今もそのままの状態です。

そこで、お聞きします。農地からの雨水対策として、排水側溝整備、また、宅地内への土砂流出防止対策はできないか、お尋ねいたします。

土地開発公社について。6月議会の一般質問の答弁で、共同店舗側が、潮彩町商業用地の土地明け渡しに応じなかったため、平成28年5月16日付で、鹿児島地方裁判所鹿屋支部に訴状を提出したとの答弁がありました。その後の裁判の動きを教えてください。

南の拠点整備事業の土地購入について質問いたします。

南の拠点整備に伴う、用地境界立会確認が、9月11日に現場で、土地所有者との間で確認作業が行われてました。大方の方々が、地元発展のためにと協力しますという旨のことを伝え、また、私も聞きました。

南の拠点は3つのエリアになっています。道

の駅の部分は、国土交通省が土地購入をされると思いますが、2カ所のエリアと、道の駅物産館の部分は、どこの団体が土地購入するのかお聞かせください。

次の土地開発基金についてですが、今朝、一般質問前に財政課長より訂正があり、「南の拠点事業とは関連がない」とのことでしたので、今回は質問をカットいたします。補正予算で、総務委員会に付託されておりますので、委員会のほうで議論させていただきます。

これで、1回目は終わります。

○水産商工観光課長（高田 総） 北方議員の観光事業におけるイベントの開催状況と、来場者の状況についての質問にお答えいたします。

本市で開催されております観光事業における主なイベントでございますが、まず、4月末から5月のゴールデンウィーク期間中にかけて、垂水春フェスタといたしまして、高峠春のつつじ祭り、春のかんぱち祭り、日帰り体験in森の駅、ジュニオール・サッカースーパーリーグ、6月には、婚活イベント出会っちゃいな・たるみずinアザレア、8月には、たるみずふれあいフェスタ夏まつり、10月には、秋のかんぱち祭り、11月には、秋の産業祭、ぶり大将祭り、出会っちゃいな・たるみず・愛の収穫祭、垂水千本イチョウ祭り、12月には、クリスマス会。明けて1月には、アンダーテン・サッカー大会など、関係機関や市民の皆様の協力をいただきながら、地域の活性化に向けたさまざまなイベントが開催されているところでございます。

続きまして、主なイベントの平成27年度の来場者数でございますが、たるみずふれあいフェスタ夏まつりが約3万人、秋の産業祭が約9,000人、かんぱち祭りが春・秋合わせて1万2,000人、千本イチョウ祭りが約2万3,000人と、多くの皆様に垂水市にお越しいただいており、本市の重要施策に掲げる交流人口増に大きく貢献していると考えているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（川畑千歳） 北方議員の農地の土砂流出対策についての質問に、お答えをいたします。

御質問の現場は、城山団地の南側、宅地、斜面の上側にあります農地一帯の降雨により、斜面下側にあります宅地内へ水が湧きだして来ているものと思われます。

基本的に、個人所有地の問題でありますことから、行政が直接関与し、対策を講ずることにつきましては、市内に同じような事例もあり、難しいと考えております。

そうした中で、農林課としまして、県単補助治山事業で対応できないか、大隅地域振興局担当課と現地で検討をいたしました。事業採択の要件に合致しないので、事業は実施できないという結論でございました。

その理由といたしまして、1つ目に開発による傾斜地であること。2つ目に、山地災害危険地区の指定がないことなどでございました。

地域住民の皆様方の不安を少しでも解消するような対策は考えられないものか、今後も検討を続けてまいります。

以上です。

○企画政策課長（角野 毅） 北方議員の土地開発公社についての6月議会以降の経緯につきましてお答えいたします。

垂水市都市開発公社が所有する土地の明け渡しと損害金支払を求めている訴訟につきましては、土地開発公社から第1回口頭弁論が平成28年6月23日、第2回口頭弁論が平成28年9月5日に開かれ、それぞれ公社さんと職員が傍聴し経過確認を行っているとの報告を受けております。

続きまして、南の拠点整備事業、土地の購入についての御質問にお答えをいたします。南の拠点整備エリアは、道の駅エリアと民間開発エリアがございます。先ほど川越議員の御質問に

もお答えをいたしましたけれども、御指摘のとおり、道の駅の駐車場エリアと国道に附帯する道路施設等は、国土交通省に整備を進めていただけるよう協議を進めてまいります。

その他の部分である道の駅の拠点施設と民間開発エリアは、エリア構想を確実に実現すること、一方で、市の財源等の問題もございまして、庁内において総合的に判断しながら最善の方法を決定していきたいと考えております。

○北方貞明議員 観光について、ただいま伺いました。ありがとうございました。

来場者数も夏のフェスタが3万人、また、漁協のカンパチ祭りが2回により1万2,000人とお伺いしました。ありがとうございました。

そこで質問いたします。市内で開催されるイベントには市外から多くの方が垂水に来られると思います。市長が重要政策に挙げておられまず交流人口に大きな役割を果たしていると思っております。

イベントに対し、市の支援が必要だと思えますが、現在の各イベントに対する市の補助金や支援の状況を教えてください。よろしく。

○水産商工観光課長（高田 総） 北方議員の、観光事業におけるイベントに対する市の補助金等の支援状況についての質問にお答えいたします。

まず、各イベントに対する市の補助金の状況でございますが、たるみずふれあいフェスタ夏祭りや婚活イベント「出会っちゃいなたるみず」、アンダーテンサッカー大会、クリスマス会と、商工会の青年部や女性部が中心となって開催していただいているイベントに対して、平成28年度予算において地域をこれまで以上に盛り上げていただけるよう、新たな形で商工会イベント補助金として200万円予算化したところでございます。

また、実行委員会への参加、看板作成、安全対策等、イベント開催に係る準備や当日の役員

について、関係者や職員の皆様のお手伝いをいただきながら支援を行っているところでございます。

また、秋の産業祭につきましては市の主催であり、会場設営費用や来場者の皆様が楽しみにしていらっしゃる抽せんの賞品代として50万円を補助金として予算化しているところでございます。

続きまして、水産関係のイベントでございますが、カンパチ祭りに15万円、ぶり大将祭りに5万円を補助金として、平成28年度から新たに予算化したところでございます。また、実行委員会の参加やイベント当日の役員により、支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 金額のお伺いをしました。各イベントの補助金についてはわかりました。交流人口をふやす上でもイベント開催は大変重要であると思っております。市の支援は絶対必要であるとも考えております。今聞いたところ、皆、基幹産業であり、水産業のイベントはありましたけども、まず、垂水商工会が主催するイベントの補助金が200万円ということでしたね。私の聞いたところによると、その100万円ぐらいが安全対策として、ガードマンですか、警備費用になってます、あるいは使っておると聞いております。

年2回開催するカンパチ祭りの補助金が15万円と聞きましたけど、この金額は執行部のほうでは妥当と考えておられるかもしれませんけども、垂水の基幹産業であるこの水産業に対してのイベントに対しての補助金が大変少ないというような感じがしております。増額はできないものか、まず伺います。

ということは、漁協は自主努力によるPR活動とか、それで、カンパチのつかみ取りなんか、安くで提供すると、そういうような自主努力をされております。そういう面から言いまし

ても、我が垂水の基幹産業であるこの水産業はカンパチ祭りに対して15万円、そして、ぶり大将祭りに、これは1回だけですけども、5万円というのは大変少ないような気がいたしますが、市長の考えをちょっとお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか、お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 今の北方議員がおっしゃいました市長の政策、6次産業化と観光振興じゃないかと、そういった中で、6次産業にしましては水産が大きな柱になっております。現にイベントではなくて、その部分のさまざまな財政支援とか制度上の問題はかなりできているのかなというふうに思っておりますけれども、一方でイベントの額として、今、おっしゃったような形で、15万というのがどうなのかというお話はそのとおりでというふうに思います。

今回に関してもフェスタの部分で安全対策ということで、200万円ということで補助金の増額ということが安全対策を中心にとということでございましたし、カンパチ祭り等々のイベントに関しても、今度18日ですか、天気の関係でどうなるかわかりませんが、当然そういったことに対しての支援は検討していかなければいけないと思いますし、逆にイベント開催の主催者の皆さんからも、こういったことでこういうものが必要だということをお話をいただければ、ありがたいなというふうに思っているところでございます。

○北方貞明議員 市長、ありがとうございます。前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

今、水産業は大変厳しい状況の中で漁協の方々も頑張っておられます。そういうことでカンパチ祭りだけではなく、市の漁協のぶり大将ですか、の祭りとか、また他のイベントにも支援のほうを、手を差し伸べていただければありがたいなと思っております。

また、垂水の伝統行事である女男河原祭りも、

私が資料をもらったところには、もう伝統のある女男河原の補助金がわずか4万円です。こういうほうにも温かい手を差し伸べていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

次ですね、安全安心の——農林課の課長が——現状をお聞きしました。今のところは無理だというのが結論だと思います。それには、開発をされたときは、乱獲とは言いませんけども、急勾配になったとかそういうようなことを含めて無理だということだと思います。

そこで、市長の公約であります、安全安心まちづくり、住みよいまちづくり、そして災害に強いまちづくりを一層進めておられます。

まず、市長、私はこの現場を、市長、現場、足を運んでいただいて、まず、見ていただけたらと思います。見ていただきたいと言いましたかね。見て行か……、おいでだったら、ありがたく思うんですけども、副市長さんとは、僕は現場は行ったことはあるんですけど、まず現場を見てですよ、判断していただきたいと思います。

それから、市長の公約の中で「何々だからできないじゃなくて、どうしたらできるかをしていく」というような公約もされております。そういうことで、一言お願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） この問題に関しては、基本的に、先ほど担当課長が申し上げたように、ほかにも幾つも事例がございますし、法令の問題がありますのでそう簡単にいかないということは、先ほど説明をしたとおりであります。

私も現場を見させていただいて、その中で、先ほど担当課長が申し上げたのは、個人所有の問題というのが1点、また、その開発による傾斜地であるということが2点目、そして山地災害施設箇所指定がないということが客観的な事実としてはあるんだということでございます。

法令遵守というのは、基本であるということ

は、北方議員も御理解いただいているというふうに思いますが、その上で課題があるじゃないかということの心情もよくわかります。

その方法としては、北方議員は議員であると同時に振興会長さんでもありますので、ある程度、我々がやれることというのもあると思いますので、まずは地元の地域の皆さん方とも協議をしていただいて、こういう方法だったらこういう支援をもらいたいというようなことという方法もあろうかと思っておりますので、そういう形で検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○北方貞明議員 ありがとうございます。よくわかります、法令を遵守してやるということは、現状はですよ、ちょっと、これが私が住んでる地域なんですけど、大方これ困まれていますよね。それは現場に行かれたらわかるんですけど、毎回、毎年、すぐ梅雨はこの土砂がこの4軒の所に、ことしは3軒でしたけども、入り込んでくるんですよ、毎年ということ。それで、ここの市道、先ほど言うたように、毎年、ここから土砂が崩れてきます。そういうような状況なんです。大方が畑作地帯ですから。

そして、この雨水は、この水はここを通過して、縦断して、一番下のほうに流れて、ここ河崎川へ行つとるわけです。だから先ほども言いましたように、側溝が受け切らず、以前、床下浸水が発生したわけですけども、このように今、それこそ数年続いていますから、もうこのあれには雨水の道ができとるんです。だから、だんだん多くなってきてとるんですよ。

災害とは確かに、一番下の畑の中で1軒だけだったんですけども、だんだん今度は東へ行って、3軒、4軒となりましたので、大きな災害が発生しないうちに、人災がないうちに何とかしていただきたい。

そこでお尋ねしますが、市の単独事業ではできないか。最後、この質問をさせていただきます

す。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどお話をしたような状況がございますので、この中で特別にということになるとなかなか難しい問題もあろうかと思っておりますので、その辺はどうすれば可能性としてあるのかということ、検討する必要があるというふうに思っております。

○北方貞明議員 本当、どうすればできるかということを検討していただければ、ありがたいなと思っております。

次に入ります。土地開発の公社ですけど、今、経緯を伺いましたが、9月1日もあったということで、その内容は私たちにもわかりませんが、今後はもう司法の場に移っておるわけですから、私たちもそれを静観していくしかないと思っております。

今後の展開はどうなるのか、私も今のところはわかりませんが、今後の、わかれば、論点といいますか、裁判の予定といいますか、もしわかれば、論点だけはわかると思っておりますけども、どうなっているのか教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 今後の動きということでございますけれども、土地開発公社からは、次回が第3回口頭弁論ということで、平成28年10月の17日に予定をされておまして、委任弁護士と協議をしながら対応していくという報告を受けております。

論点につきましてですけど、訴訟内容につきましては、発言は、今、論争中でございますので、控えさせていただきたいと思っております。

○北方貞明議員 それでは3回目です。今後の行方は、先ほども言いました、結果は逐次、司法の場に行ったからごめんなさい、そうかとは言いませんけども、その結果は逐次、議会に報告をお願いいたします。

そこで、最後に伺いますけど、市長にお伺いします。まだ結論は出ないわけなんですけども、この問題に関しては、この裁判の判決が出て勝

訴したとなった場合は、土地開発公社はこの時点で解散に向けて速度を速めていかれるのか、そこ、解散、判決の最終結果が出た場合は。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど担当課長が申し上げたとおり、今、司法の場に委ねておりますので、しっかりと結論が出て、その後の対応ということになると思います。

○北方貞明議員 結論が出たら等々の対応ちゅうのは、早目に解散できるように努力をお願いいたします。

今度は、南の拠点についてです。市の負担がかからないような最善の方向にというお答えだったと思うんですけども、最善の方向とはどのような、ちょっと具体的に教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 最善の方法ということでございますけれども、最善の方法は、我々が今、考えておりますのは、財源的な負担が市に大きいのしかからないやり方ということにつきまして、どのような方向性が一番よいのか、どの方法が最も負担をかけないやり方になるのかということについて協議をしているということでございます。

○北方貞明議員 市に負担のかからないように、当たり前といえば当たりのことなんですけども、ちょっとそこ辺が、ちょっと私には理解しがたいんですけども、当たりのことを当たり前前に答えていただいてありがとうございますと言うていいんか。

今ですよ、道の部分は、道の駅部分は、エリアですね、エリアで国土交通省と、物産館のところは国土交通省やなくて、垂水市で取得せなならんと私は思っておりますが、それで間違えないでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） エリア整備につきましては、南の拠点整備エリアによるものがあったり、民間で開発する部分でございますけれども、用地取得及び造成等の整備主体は市の政策として実施いたしますことから、市または

市から委任を受けた土地開発公社等が整備主体となるのが、現在考えられる選択肢だと思っております。

○北方貞明議員 今、土地開発公社がというようなこと、耳に届きましたけども、市が、それでは最終的なこの土地購入は、市から土地開発公社に買収を委託するわけですね。

○企画政策課長（角野 毅） 土地開発公社と市とが。

○北方貞明議員 そうですね、市から土地開発公社にこの土地を買ってくださいというような依頼があると言われましたかね。その方向で言われたね。その点について。

○企画政策課長（角野 毅） その方向でということではございません。現実的にエリア整備をする実施主体として考える手法として、市が直接的に購入をするパターンと、市から業務の委任を受けた土地開発公社が整備主体とする、なるという、そういう方法があるということでございます。

○北方貞明議員 今、手法、2通りがあるということでもいいですね。はい。そしたら、まだその2通りがあるということで、具体的にどの方向に進むちゅうことは、まだ決まってないんですね。

○企画政策課長（角野 毅） 先ほどから申ししておりますけれども、そのことについて協議を行いながら、どの方法が最善の策になるのかということ、今、検討・協議しているところでございます。

○北方貞明議員 そしたら、例として言うとき

垂水市で購入するとなれば、行政財産として取得せないかんわけですよ、と思います。そうすると、市で購入するということになると、2,000万以上は議会で議決して承認せにやならないと思いますが、この方法でいくか、また、土地開発公社で購入とすれば公共性でやっぱり

ならないと私は思っておりますが、購入するならば、その土地開発公社の理事会で購入することになりますよね。この場合、議会で承認はたしか要らないんだっつんじゃないかと思うんですけども、土地開発のメンバーといたしまして、市長を初め、副市長、財政課長、企画課長、総務課長ですか、それと議会から2名送るわけで、教育長もだ、教育長もだ。それで、農業委員会ですか、このメンバーで購入するとなれば、どこまでこの責任が持てるのか、土地開発公社として。市長、お伺いします。

○企画政策課長（角野 毅） 今、御質問の意味がいまいち把握できていない気がいたしますが、私の解釈の中で答弁をさせていただきますとします。（発言する者あり）答弁をさせていただきますけれども。（発言する者あり）北方議員にまことに申しわけ……反問権を……。

○議長（池之上誠） 何についての反問権かは、ちゃんと述べてから言ってください。

○企画政策課長（角野 毅） 土地開発公社の購入ということで、責任が持てるのかという質問でよろしいのでしょうか。

○議長（池之上誠） 北方議員、立って答弁してください。

○北方貞明議員 議会で購入するときは2,000万円以上のが要る、議会の承認が要るということですよ。まず、そこから。

○議長（池之上誠） 土地購入については議会の議決が要るということ。

○北方貞明議員 だから、この南の拠点の土地がこれよりはるかに大きい数字になると思うんですが、土地開発公社で購入した場合は理事会で購入するという形になりますけども、それで、その理事会の人たちでどこまで責任が持てるのかなと。

○企画政策課長（角野 毅） まず、市単独で土地購入をする場合ですけれども、議決事件といたしましては、5,000平米以上の土地の購入

につきましては議決事件というふうになっております。

それから、土地開発公社でどこまで責任が持てるのかという御質問でございますけれども、土地開発公社に対して市より事業委任をいたしますので、その際に、その事業としては議会を通じた形の中で事業認定をすることになります。

土地開発公社といたしましては、その、市からの政策委任を受けた形で理事会の中でその事業をするかを採択するという権限になりますので、その事業そのものにつきましては、土地開発公社としての実施責任といったような部分は別になると考えております。（発言する者あり）

○北方貞明議員 要は、土地開発公社で購入するというので質問いたします。

公社で購入すれば、これから市民、議会にどのような手順で説明していかれるか、最後に伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 議員のほうから、土地開発公社で購入すると想定してお話でございますけれども、土地開発公社で購入する、しないの前に、この事業をどのように運用するかということについて議会で十分御説明をしながら、議会に理解を求めた上での事業展開になると思いますので、土地開発公社の事業云々の話ではないと我々は認識しております。（発言する者あり）

○北方貞明議員 ちょっとかみ合わないんですけども、土地開発公社で、私は最終的には買われるんじゃないかなと思っております。

そのとき、今も共同店舗側とも訴訟があるわけですけども、このようなことが発生しないように十分気をつけて土地購入はしていただきたい。要望です。

かみ合わないから、これで終わります。（発言する者あり）

○議長（池之上誠） ここで暫時休憩いたします。

す。次は、2時35分から再開いたします。

午後2時21分休憩

午後2時35分開議

○議長（池之上誠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、梅木勇議員の質問を許可いたします。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。ことしは台風が発生しても台風の常襲地帯と言われている鹿児島にはなぜか上陸せず、東北や北海道方向に接近、上陸し、大雨による農作物や人的被害の災害が発生し憂慮されてますが、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。

幸運なことにこのままでの状況で過ぎれば、順調な農作物の生育や収穫が見込まれ、実りの秋を迎えられるのでは思っているところです。

さきの鹿児島県知事選では三反園知事が誕生しました。鹿児島県では初めての民間人出身ということで、これまでとは違った視点での県政が期待されます。

また、リオのオリンピックでは日本選手の活躍が目覚ましく、メダルの獲得数は前回のロンドン大会の38個を上回り、過去最高の41個を獲得し大きな喜びとなりました。現在、パラリンピックが行われ、こちらにも健闘が伝えられていますが、活躍を願います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

定住促進事業について質問いたします。

本市においては、人口減対策として定住促進を図るため、種々定住促進事業に進んだ取り組みがなされていると思っているところです。

促進事業を挙げてみますと、まず、垂水市空き家バンク制度、空き家有効活用推進事業支援補助金、垂水市空き家リフォーム促進事業、垂

水市住宅取得費等助成金、さらに今年度から垂水市空き家バンク移住促進事業補助金、子育て世帯住宅取得費助成金制度が設けられました。ほかに交流体験施設があります。これら制度の利活用が高まれば定住促進が進みますが、これまでの取り組みと各事業の実績をお聞かせください。

次に、鹿児島県果樹試験場の移転について質問いたします。

昨年9月に、果樹試験場が平成28年度に農業開発センターに移転統合されることが明らかになり、その後、議会報告会において跡地の利活用についての意見があり、また、昨年、第4回定例市議会にて篠原静則議員からも一般質問がなされたところであります。意見・質問は、雇用の場がなくなり人口減にもつながること、試験場の第1圃場にある農業大学校寄宿舎等施設の利活用に関するもので、議会での答弁では副市長が、「私には大変いい御提案だとお受けしたところでございますけれども、かなり政治的な要素もございますので、隣にいる市長がおるところで、私が先走って余計なことを言うわけにはいきませんが、個人としては大変おもしろい、今までそういった、先ほどから言いますように、第1圃場の建屋を利用した形での御提案というのは、私、初めて聞きましたので、非常に検討に値することなんだろうなと思うところでございます」と答弁されています。

また、平成27年12月22日付、議長から市長へ議会報告会での意見等を取りまとめた要望事項の依頼に対して、平成28年2月5日付の議長宛ての市議会からの要望事項に対する回答では、「鹿児島県農業開発総合センター果樹部の移転に伴う跡地利用の窓口は農政部経営技術課であることから、情報交換を密にして双方で果樹部移転後の跡地利活用が図られるよう努めてまいります。垂水市が農業者等研修施設として利活用するには、次の3つの課題があります。課題

の1つ目は、牧集落内の第1圃場は面積が約4ヘクタール、うち庁舎敷地が約1ヘクタールあることから、その取得費及び取得後の維持管理費用に相当な費用を要するものと思われることです。課題の2つ目は、農業者等研修施設としての機能を発揮するための指導者の確保と相応の人件費を要することです。課題の3つ目は、農業大学校寄宿舎や果樹部本館の施設のほとんどが昭和30年代から50年代に建設されたもので、老朽化が進んでいることです。については、現地調査等を実施しながら関係課と連携して検討してまいります」と、なっているところですが、その後の経過動向をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員の定住促進事業におけるこれまでの取り組みと各事業の実績はどうであったかについての御質問にお答えをいたします。

本市における移住定住の関連事業は、議員より述べられました5事業がございます。

初めに、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金について報告をいたします。こちらは、垂水市空き家バンクに登録された物件について家財道具の撤去費用の一部を補助する事業でございますが、平成26年度から現在まで24件の実績がございます。

内訳といたしましては、平成26年度は12件と、空き家の有効活用を目指すニーズを受け、当事業を開始した直後だったこともございまして、多くの利用がございました。27年度は4件となっております。28年度につきましては、8月末現在で既に5件の実績があり、3件の申請、それから2件が申請予定でございます。本年度に入り、再び申請が増加しているところでございます。当制度の一定の定着がなされたものと考えております。

垂水市空き家リフォーム促進事業補助金につきましては、事業を開始いたしました平成27年

度は4件、28年度は8月末現在で既に5件の実績があり、計9件の実績がございます。本年度は交付を行った5件に加えまして2件が申請中、5件が申請予定と、本年度につきましては、既に10件以上の実績が見込まれております。

この結果から、当事業につきましては空き家所有者の空き家の利活用についての意識が変化してきていると考えております。

垂水市住宅取得費助成金交付事業につきましては、事業開始いたしました平成26年度から計17件の実績がございます。

内訳といたしましては、平成26年度が3件、27年度が9件、28年度が8月末現在で5件の実績であり、5件の内訳は5世帯、計13名でございます。本年度につきましては、今、述べました5件の交付に加え4件の問い合わせが来ているところでございます。

実績につきましては順調に増加をしておりますが、当事業は利用者数の増加が垂水市への転入者の増加という結果に直結することから、さらなる促進をかける意味でも、市外さらには県外へのPRに今後は力を入れていきたいと考えているところでございます。

また、本年度から新たに開始いたしました2事業について実績の報告をいたします。

空き家バンク移住促進事業補助金についてでございますが、当事業は垂水市へ移住される方に対し、空き家バンク登録物件の家賃を補助する事業でございます。8月末現在で既に3件の実績があり、加えて1件が申請予定とのことでございます。3件の実績の内訳としましては単身世帯が2件、2人以上の世帯が1件でございます。

今後は、子育て世帯の利用促進に向けてPRが必要になってくると考えております。

垂水市子育て世帯住宅取得費助成金事業につきましては、子育て世帯の市外への転出抑制を図るため、市内在住の子育て世帯の方が家を新

築または購入された際に、取得費の一部を助成する事業でございます。こちらは8月末現在で3件の実績があり、加えて1件が現在申請中でございます。

また、当事業は建設が終了し所有権が申請者に移った後の申請になりますので、建設中に当該事業について御相談をいただき、完成後申請予定の方が現在4件ございます。申請をされた方々からは「これからも垂水に定住するきっかけになった、これから学費等何かとお金がかかるが、家の助成があることでとても助かります」とのお声をいただいております。

以上のように移住定住の関連事業につきましては、広報誌での定期的な周知や不動産会社、リフォーム会社の方々からの積極的な紹介等によりまして一定の周知が図られ、全体的に実績は増加傾向にあると考えております。

次に、交流体験施設の利用実績につきまして報告をいたします。

交流体験施設とは、垂水市への移住希望者に対しまして、垂水市民との交流を目的に田舎暮らしを体験できる簡易施設でございます。平成26年度の利用者数が12名、利用日数が19日、27年で7名の2日、28年度が2名で18日と計21名、39日の御利用がございました。また、本年度につきましては9、10、12月に計9名、10日間の御利用の予約が現在入っております。

交流体験施設につきましては、今後も利用者の増加を図るため、施設の維持管理に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（川畑千歳） 梅木議員の果樹試験場の移転についての中で、平成27年12月以降の経過動向についてお答えします。

平成27年度議会報告会で市民から出された意見要望事項に基づき、平成27年12月22日市議会から鹿児島県農業開発センター果樹部移転に伴い、跡地利活用について検討されたいとの要望

に対しての回答依頼があり、現地調査して関係課と連携して検討したいと農林課のほうで回答をいたしました。

2月2日、副市長、農林課、財政課で農業開発総合センター果樹部職員の案内で果樹部の現地視察を行っております。その後、県総務部財産活用対策室から3月25日付で県有財産の買い受け要望についての照会文書が財政課に届き、市役所各課に配信されました。

農林課としては2月2日の果樹部の現地視察結果等をもとに、上野台地にある第2圃場は面積が約11ヘクタールで農用地域であることから、農業者や農業法人による利活用を図ることが適切である。農業者等研修施設としての利活用は難しい。

その理由としましては、1つ目には、農業者等研修施設としての機能を発揮するための指導者の確保と相応の人員費を要すること、2つ目には、ほとんどが昭和30年代から50年代に建設されたもので老朽化が進んでいることから、改修に多大な費用が必要であること、3つ目には、第1圃場は面積が約4ヘクタール、第2圃場は約11ヘクタールと土地が広大で、その取得費は原則時価で取得することになること及び取得後の維持管理費用に相当な費用を要することが見込まれることとして、果樹部の県有財産の買い受けを要望しないと副市長、市長に説明、決裁を受けた後に、財政課にその旨回答をいたしました。

最終的に、垂水市として県有財産の買い受け要望なしと回答がされております。

以上です。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答方式でお願いいたします。

先ほど、企画課長からの各事業の実績等をお聞きしましたがけれども、8月末現在の報告によりますと、一応、各事業の助成件数と申しますか、予算的に見たときに、そういう面からす

るとほぼ半分ぐらい行っている事業もあるなどというようなことで、受けたところでございますけれども、しかしながら、交流施設についての利用がいまいぢかなというような感じがしております。これについて、またさらなる対策等をしていただいたらなど、こういうふうに思っているところでございます。

各事業の中には、空き家バンクの登録物件が条件となっている事業あるいは事業活用後、空き家バンクに登録することが条件の事業もあり、空き家を有効活用した定住促進が図られているところですが、近年、空き家が増加する中でこのような取り組みを進めるべきだと思います。

これらの事業を推進するためには空き家バンク登録が必要であります。これまでの登録と登録対象となり得る空き家の件数はどのくらいあるのかお聞きいたします。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員の空き家バンク登録、これまでの登録と空き家の件数の御質問にお答えをいたします。

垂水市空き家バンク登録の登録件数についてですが、企画政策課では居住可能な空き家につきまして、平成17年度から垂水市空き家バンク制度を設けて、市内空き家の利活用を促進する取り組みを継続してきております。登録件数は直近3年度で申しますと平成26年度に16件、27年度に20件、28年度は8月末現在で既に27件の申請がございまして、現在22件の登録が完了しております。4月から8月の5カ月間で、昨年度の件数を上回ってはおります。この結果につきまして、空き家の貸し手の意識の変化があると考えております。特定空き家の問題がある中、各種補助金制度を利活用し、空き家バンクに登録して人に貸すことで空き家の管理がしやすくなるという方がふえてきているように思います。

次に、空き家の件数についてでございますが、空き家調査は平成24年11月に土木課が中心となって市内全域の空き家状況を把握するため関係

課で協議し、地域担当職員や災害調査員の割り当て地区を参考に基礎調査として実施をいたしました。調査の方法は調査委員の主観で住宅敷地外からの外観の調査でありましたので、利用可能かどうかの把握まではできておりません。調査の結果は、空き家総数が1,061戸でございます。そのうち廃屋と判定された物件が214戸でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいま空き家バンクの登録件数をお聞きしましたけれども、これについては賃貸物件と売却物件がありますけれども、これを両方合わせた件数と受けとめていいんでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） 両方合計した数字ということでございまして、登録物件としましては賃貸のほうが本年度5カ月間で15件、売買のほうが7件という数字になっております。

○梅木 勇議員 ちなみに登録件数をインターネットで見えますと、現在、8月30日現在の賃貸登録件数が掲載されておりますけれども、賃貸登録物件が12件になっております。そのうちの2件はこの定住促進に該当しないような、例えば倉庫とか、そういうのが2件ほどありまして、10件だろうと。

売却登録物件が9件となっておりますけれども、今はこの事業を進める中で、事業を利用するためにはこういう登録が必要だということですけれども、先ほど、これまでの登録件数もお聞きしましたけれども、ちょっとそこあたりを件数的にどのように思っているかお聞かせください。

○企画政策課長（角野 毅） 空き家バンクの現在の登録件数をどう考えるかということでございますけれども、先ほど答弁でも申しましたが、本年度の垂水市空き家バンクの登録件数は現在で22件、議員がおっしゃいますとおり、今現在インターネット上で掲示をしておる件数は

もう既に10件と、売却のほうが9件ということで、アップをしますとすぐに契約をなされて、消すという作業になりますので、実際の登録件数と画面上に出ている件数というのは、なかなかかみ合わないということ。

それから、昨年度以降ずっと継続的に載っております倉庫の物件とかは、結構長い間掲示をされたままの状態で売却がなされなかったりする物件もございまして、受付の申請件数とあすこに載っている件数というのは、なかなか一致しないというふうに御理解いただきたいと思っております。

先ほども申しましたけれども、すぐに1年間の登録件数20件を本年度は上回っております。要因としましては、垂水市空き家有効活用推進事業補助金や垂水市空き家リフォーム促進事業補助金、広報誌等を通じての周知等により、空き家バンク制度の申請件数は、年々、増加の傾向にあるものだというふうに、今、考えております。空き家の利活用の観点から、空き家への移住を促進するために、本年度より開始をいたしました垂水市空き家バンク移住促進事業補助金も運用を開始したところでございます。

なお、空き家バンク登録物件の契約数は、本年度の実績は8月末現在で賃貸合わせてということではございますけれども、市外からの転入が5件、内訳としては市内の住みかえが5件と半数程度が転入でございます。

以上のように、空き家関連事業の充実に伴いまして空き家バンクの登録件数は増加、一定の周知が図られてきているものだというふうに考えているところでございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。私は、今、説明を受けて、ある程度理解はしたところでございますけれども、それぞれの事業の予定件数と比較して考えた場合、また事業利用希望者にとっては物足りない現在登録件数ではないだろうか、こういうような思いもするわけで

す。

先ほどの空き家件数からすれば、まだまだ登録に向けての対策、掘り起こしが必要ではないかと、こういうふう思うところで、そのことが事業の推進が図られ、予定件数に届いていくものと考えますが、この空き家バンク登録に向けての対策、先ほど空き家件数は24年時点で1,061戸、廃屋これが214戸と。それでも、差し引き単純にすると800戸が、単純に計算すればその登録可能ではないかと、単純に勘ぐればそういうふうな思いがするってことも、それについての掘り起こし、対策等はないかお聞かせください。

○企画政策課長（角野 毅） 空き家バンクの登録件数をふやすにはということであると思えますので、御質問にお答えをいたします。

現在、周知方法といたしましては、5月に市が発送をいたします。固定資産税の納税通知書に空き家バンク登録のチラシを同封いたしまして、案内を行っているところでございます。そのほか移住定住関連の制度紹介につきましては、市のホームページ及び広報誌への定期的な掲載を行うことによりまして、広く内外へ告知をし、また市内不動産会社でありますとかリフォーム施工会社、事業者の方々へ制度の紹介を通じて空き家所有者へ同制度を案内していただくよう取り組んでいるところでございます。

しかし、制度の認知度をさらに高める必要があることから、各振興会長さんと連携をした空き家調査及び登録の呼びかけを行うことが、今後、重要になってくると考えております。

また、移住定住関連制度のさらなる充実を図るため、既存の制度の見直しでありますとか、拡充といったものを利用者のニーズを捉えた新しい制度の新設等も含め、検討をしていきたいと考えております。

さらに、1回目の答弁で申し上げましたとおり、空き家所有者の空き家の利活用につつま

ての意識の変化が見受けられますけれども、まだ不十分なところもございます。空き家に対する意識改革という意味でも、空き家管理についてチラシもしくはリーフレット等の配布を行うことも必要ではないかと考えているところでございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

1件でも多くの物件を登録をすることが事業の促進そして定住につながりますので、登録の取り組みを強めていただきたいと思います。

次に、果樹試験場の移転でございますが、これまでの経過について答弁をいただきましたが、12月の農林課長の答弁では、果樹試験場は昭和2年に県かんきつ研究所として垂水市に創設され、昭和33年には果樹試験場として独立、本城町の現在地に移転、平成18年には農業開発総合センター果場として組織改変などを経て現在に至り、90年近い歴史を持つ施設であると説明されております。

垂水は気候が温暖なことからミカン栽培が盛んであり、これまでミカン農家にとっては栽培の問題点や病害虫等について、飛び込んで相談等もできる身近なよりどころの施設でありました。私も6月に相談に行きましたが、すぐ現地の畑に行ってください、助言、指導をいただき、ミカンの障害が解消されました。移転については非常にさみしい思いがします。

これまで90年近い歴史の間には、地元のかんきつ栽培関係者の活力や雇用など、少なくとも地域の活性化につながってきたと思っております。試験場が移転することによってどのように考えておられるのか、市長にお聞きいたします。

○市長（尾脇雅弥） 梅木議員の果樹部の移転をどのように考えているかという質問にお答えをいたします。

鹿児島県は平成8年から17年にかけて、吹上・金峰地区に農業開発総合センターを整備して、平成18年には谷山地区にあった県農業試験

場を移転しております。その他の研究施設も計画的に順次移転することとし、平成22年度に21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会にてとりまとめられた提言に基づき、平成27年度の鹿児島県当初予算に果樹部を、農業開発総合センターへ集約・移転するための費用を計上していることが明らかになっております。

本市といたしましては、県農政部との情報交換を経て、また市議会からの要望を受けて跡地の利活用について現地調査など検討を行いました。先ほど農林課長が答弁しましたような理由で、鹿児島県からの県有財産の借り受け要望についての紹介に対して借り受け要望はなしと回答をいたしましたところでございます。

長い歴史を有し本市の果樹振興と地域振興にも貢献をした施設でありますことから、移転は非常に残念でございますけれども、農業開発総合センターの整備目的が農業の技術開発や担い手育成ということでありますれば、今後は果樹部を含め農業開発総合センターを有効活用していきたいと考えております。移転は大変残念に思うところでございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁で、これまで検討された第1圃場の施設等については、課題を検討したが施設の老朽化や取得後の維持管理の費用を考慮して取得を断念したということではありますが、今、私は、この場で初めてこれの問題についてそういう結果を知ったわけでございます。しかしながら、これは先ほども言いましたみたいに第1圃場を中心とした施設等が中心であったかというふうに思っているところでございます。

それで、第2圃場の利活用について述べさせていただきたいと思うところでございます。

第2圃場は上野台地にあります。台地と言われるだけに広々と大平原のように広がり爽快感を感じます。東を見れば高隈連山がくっきりとそびえ、西を見れば錦江湾が池のように映り、

北には富士山型の美しい桜島、南前方には開聞岳が見渡せる景観景色のすばらしいところがあります。このような場所にある第2圃場を農業分野の観光交流人口の場として、さらに市民の憩いの場として利活用はできないか。

ちなみに鹿屋市にはミカン狩りのできる観光農園、オレンジパーク串良があります。運営は鹿屋市から指定管理を受けた有里みかん管理組合が運営して9月下旬から12月までミカン狩りを行っていきます。

長島町には、皆さん御存じだと思いますが日本マンダリンセンターがあり、ミカンの歴史、文化などをビデオや模型で楽しく学べる施設です。また、展示園には180品種のかんきつ類を収集展示、果樹農家の研究などに活用されています。また、10月上旬から12月中旬までミカン狩りもできるとなっております。

鹿児島市には喜入に観光農業公園グリーンファームがあり、41.3ヘクタールの広大な敷地に農産物直売館や農園レストラン、体験用農地キャンプ場、遊歩道、遊具、滞在型市民農園などがあり、豊かな自然の中で農業や食、環境などの体験や学習ができる施設であります。年間19万人ほどの入園者があるそうです。

また、鹿児島市犬迫町には都市農業センターがあります。総面積は約30ヘクタールで、農業研修ゾーン、市民農園ゾーン、ふれあいゾーンの3つのゾーンに分かれています。ふれあいゾーンのほぼ中央に面積が約8,000平方メートルある大花壇、四季の花壇では主に年に3回四季の花を栽培しています。春は菜の花、夏は百日草、秋はコスモスなどが咲きますと案内されております。ここで咲いた菜の花やヒマワリ、コスモスは毎年のようにカラー写真で新聞に報道され、写真を見ると行ってみたいと気持ちに駆られます。私は6月にここの睡蓮が咲いている状況が新聞に出ましたので見に行きましたが、入れかわり立ちかわりという状況で見に来られ

ておりました。春の菜の花、夏には約10万本のヒマワリ、秋には約30万本のコスモスが咲く四季の花壇は観光スポットであり、市民の憩いの場でもあるようです。

4カ所の事例を挙げてみましたが、このようなことを参考にして、市街地から10分程度で行ける立地条件のよい第2圃場を歴史の名残として、ミカン狩りや農作物の収穫狩りなどが楽しめる。四季には菜の花やヒマワリ、コスモスなどが広大な面積に咲き誇る風景をつくることで、たるみず道の駅、猿ヶ場森の駅、現在計画中の南の拠点を結ぶ観光スポットとして交流人口の拡大につなげるためにも、また市民の憩いの場として観光農業公園の検討はできないかお聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 梅木議員の跡地有効利用の検討につきましてお答えをいたします。

果樹部圃場のうち上野台地にある第2圃場、農業振興計画の農用地区域内農地であるということから、今後の農業振興のためには意欲的な農家、あるいは農業法人が取得をして有効に活用されることが望ましいと考えております。

今後どのような利活用がなされるか明らかになっておりませんが、議員提案の観光農園のような使われ方、ひとついい方法だと私も思っておりますので、いろんな場面で意見ができればというふうに思っております。

○梅木 勇議員 90年近い歴史があり、かんきつ農家のよりどころであった、また垂水の誇りでもあった施設が移転していくことは損失であり、この移転をチャンスと捉え、我が町の現状、これからを思い浮かべれば、さらに交流人口の拡大、活性化につながる方策の検討に値する絶好の場所であります。

市長のうたわれております3つの挑戦の中に経済への挑戦があります。3つの柱の2つ目に観光振興に取り組み、交流人口の増加による雇用を生み出し、所得向上を図るとありますが、

これに沿うものでいま一度検討されんことを望み終わります。ありがとうございます。

○議長（池之上誠） 次に、1番、村山芳秀議員の質問を許可します。

[村山芳秀議員登壇]

○村山芳秀議員 本日7番目の登壇ということで、最後になるかどうかわかりませんが、よろしく願いいたしたいと思っております。

ことしの夏は猛暑の中で台風接近もなく安堵いたしていたところ、先月末、岩手県で台風10号によってグループホームの入所者の皆さんが全員濁流にのまれてなくなるという悲惨な被害が発生しました。早目の避難ができなかったのかと悔やまれる事案でした。垂水市では台風12号の接近もありましたが、幸いにも被害もなくほっといたしているところです。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、前回の一般質問以降に気づいた点や、これまでの質問事項等を振り返りながら、次の4点について質問をさせていただきます。

まず、第1点は空き家対策と、これは廃屋を含めた形で空き地等の雑草・雑木等の除去対策でございます。先ほどもありましたが、空き家対策につきましては、以前、調査によれば1,000戸を超す空き家があり、このうち廃屋と呼ばれる住めない空き家も200戸を超すということで、これまでも多くの先輩議員の皆さんから質問があり、防犯上やイノシシのすみかとなったり近隣の住宅の迷惑な事案として、また集落の課題として長年の懸案事項であります。

本市では、これも先ほどありましたように、10年ほど前から空き家バンク制度を初め、今年度からは空き家の解体撤去補助など定住策として充実をしております。空き家対策をめぐることは社会問題化して、御承知のとおり、国も昨年の5月、空き家等対策の推進に関する特別措置法を施行し、老朽化が進み周辺への悪影響が心配される空き家などを特定空き家に認定し、

所有者への助言や指導、勧告、命令、代執行ができることを定めました。

特別措置法の施行以前からも、県内でも10を越す自治体が危険な特定空き家対策に条例等を整備して着手をしております。先の3月議会では感王寺議員の質問に対し、28年中には例規の規定をつくり、協議会も設置して、その協議会の中で空き家利用に対する対策も協議していきたいとの回答でございましたが、まずはこうした長い間放置されて問題のある空き家対策や空き家利用に関する話を話し合う垂水市の協議会の発足について、今後の予定をお伺いします。

また、仮称ですが、空き家等の適正管理に関する条例制定の時期についてもあわせて伺います。県内の状況等を踏まえて答弁をお願いします。引き続き、また空き地等の雑草除去対策について、これは実績が昨年度から今年度にかけてでよろしいですので、関連からあわせて質問をいたします。

次に、南の拠点事業についてです。

本日も、先輩議員の皆様からさまざまな質問が出されております。これまでの間に示された情報の中で質問をさせていただきます。

とにかく、この南の拠点整備事業、情報が極めて少ないと思われま。午前中の川越議員の質問の中で、浜平の道の駅は6次産業化と観光振興をコンセプトにやると回答がございましたが、議会を含めて市民に対して構想の段階での案、基本設計の方針など具体的に手法等で示す時期はいつなのかお尋ねします。

10年ほど前でしたが、道の駅たるみずを建設する際は、運営を開始する4年ほど前には、平成13年3月ですが、市民へのある程度の青写真を示しております。当然、設計等はいろいろ変更になりましたが、具体的に税金をつぎ込んで計画づくりを行っていくわけですから、情報を公開しながら市民とのかかわりや大まかな状況説明を重ねながらやっていくのが当然だと思

います。

浜平の道の駅は、こういう考えがあつてこういう形で何を目標にしてるんだとか、日常サービスの福祉機能がこういうものがあるのだ、地域の特産品を生かして産業振興は具体的にはこうしていくのだと、市民生活に密着した情報から将来計画まで理想どおりのビジョンを示して、市民の信任を得ていくのが普通ではないでしょうか。

あともう一点、さきの議会で100人の雇用を生み出すと理解したのですが、これはアクションプランの全体の計画で110人の雇用と訂正もございました。今度の道の駅、さまざまな南の拠点事業ですが、さまざまな職種で人手不足が叫ばれているとき、南の拠点で何人規模のどのような職種の雇用を今の段階で考えられているのか、具体的にわかっていたら教えていただきたいと思います。

次に、地域振興計画です。

平成22年の大野地区から始まった地域振興計画づくりは、今年度の垂水地区の振興計画策定で全ての校区が終わります。それぞれに計画年度が違っており、早い大野校区では、もう6年目を迎えております。まずはこれまで策定され、二、三年の地区の状況を含めて、動き出してる地域振興計画の各地区の進捗状況をお尋ねします。

次に、今回の9月議会の補正で、ふるさと創生資金を活用して各地区の地区公民館に対する外壁やクーラーなどハード的な予算面も配慮していただいております。しかしながら、この地域振興計画の進捗状況、当然、地区公民館の運営委員会等を通じて行われてるとは思いますが、牛根地区では3年目、4年目を迎えた地区の進捗状況やフォロー体制が見えない部分がございます。

特に、地区公民館の活動内容が行事型からこうした事業型に変わってきております。今、ち

ようどまさに敬老会や校区運動会の行事の準備が行われておりますが、こうした行事をこなしていく体制から地域振興策を含め、地域福祉、地域防災、人づくり、先ほどの空き家、耕作放棄地など、地域環境など教育委員会枠で捉え切れない施策の展開をする事業型に変わっていき、人口減少が進む中でその達成が地域づくり、公民館活動にも求められております。新しい地域コミュニティのあり方や地区担当職員のバックアップが必要と考えますが、10年スパンという中期的な期間の中で、地区公民館への公助の必要性、方向性、その辺はどのように考えていらっしゃるか、あわせてお伺いします。

最後に、文化財行政についてを御質問いたします。

今回の補正予算に垂水絹糸跡の土地購入費用を含め、埋蔵文化財の収納庫移転を挙げていらっしゃるようですが、大部分は貴重な終原貝塚遺跡の出土品が収納されていると思います。これらの出土品の現在の整理保管状況はどうなっているのか、また旧協和中学校の校舎へ出土品を移転して保管されるとお聞きしましたが、現在あった作業場などどのように考えられるかお尋ねいたします。

また、7月10日の南日本新聞3面に大きく取り上げられていました。明治日本の産業革命遺産の記事でございます。

「世界文化遺産登録から1年がたち、鹿児島県の世界文化遺産化はことしから来年度にかけて鹿児島産業遺産の道事業として、県内各地に眠る遺産をリストアップしてデータベース化して、各遺産をつないで地域おこしにも役立てたい」との記事が掲載されておりました。この中に、幕末に島津斉彬公の命によって、ひそかに大型帆船をつくった牛根造船所跡も掲載されておりました。

御承知のとおり、島津斉彬公は西洋列強が武力で圧力をかけてきた際に、海の防衛の重要性

を認識し、桜島と牛根麓の3カ所に造船所を設け、大型船の建造を始めました。1,854年安政元年に桜島の瀬戸村でつくられた昇平丸、次いで牛根麓造船所でつくられた鳳端丸、万年丸、そして桜島の有村でつくられた大元丸、承天丸の計5隻の大型帆船が完成をしました。それ以前は、幕府の方針で大型船の建造が禁止されていたため、これが近代的な大型帆船の造船の発祥となりました。

大正大噴火の流れ出した溶岩で埋まった桜島の瀬戸村、有村の2カ所の発掘が不可能となっている現在、牛根麓造船所跡は近代造船発祥の地として、唯一、発掘調査が可能な地であり、その遺跡は大量の火山灰や礫で埋まっており保存状態もよいと思われます。道の駅たるみずには、近代造船の発祥の地、日の丸発祥のふるさととして、対岸の瀬戸村で建造された昇平丸のモニュメントが設置をされております。

まずは、幕末から明治にかけてのこうした文化遺産について、牛根造船所跡を含めて、現在の状況はどうなっているのか、また鹿児島県の動き、発掘次第だとは思いますが、世界文化遺産への追加施設の可能性はどうかということで、第1回目の質問を終わります。

○市民課長（森山博之） それでは、特定空き家指定に向けた協議会の設置並びに基本条例制定に向けた取り組みについての御質問にお答えをいたします。

空き家対策協議会の設置につきましては、平成28年3月議会に議員仰せのとおり、感王寺議員の御質問に設置に向けて、関係課と協議する旨の回答をいたしております。

それでは、まずそれ以降の御相談並びに進捗状況について御説明をいたします。

これまで、空き家・空き地の除草並びに樹木の伐採、家屋の老朽化など9件の相談がございました。そのうち2件につきましては、家屋の老朽化により瓦が落下しており、近隣家屋に悪

影響を及ぼしておりますことから、土木課、生活環境課と現地調査を行い、所有者もしくは管理者に対し、適正管理並びに補助事業を活用した解体の検討を行っていただく旨の、土木課から通知をしていただいております。

しかしながら、こうした対応はしてはおりませんが、所有者もしくは管理者において、迅速な対応ができていないのが現状でございます。こうした現状を解消することができず、これまでもその対応について御指摘をいただいております。

議員御指摘の空き家対策協議会の設置につきましては、県内で霧島市、始良市、出水市を初め、大隅管内の肝付町を含めまして7市1町で設置をしております。本市におきましても、昨年2月に肝付町で研修を行い、空き家対策に係る条例や協議会の設置について御教示いただきました。

しかしながら、他の自治体の状況も踏まえ方針を定めたいとの考えから、10月初旬に南九州市及び薩摩川内市へ研修を依頼をしておりますので、関係課とその成果等も十分踏まえ、今後、検討をしてみたいと考えております。

続いて、条例の制定につきましては、御承知のとおり空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行されております。県内の条例制定の状況は43市町村のうち、鹿児島市や枕崎市、薩摩川内市を初め、大隅管内では鹿屋市を含む11の市町で制定されております。議員御指摘の特定空き家の指定につきましては、条例を制定することにより市の取り組みを強調し、なおかつ空き家放置の抑止力になるのではないかと考えております。

しかしながら、県のアンケート調査では、条例の制定を行っている自治体においても「空き家によって特定空き家の判断に迷う」「指導後の勧告や命令等に踏み切る判断に迷う」「相続者が複数いて責任者を特定できない」など運用

上の問題も抱えております。

また、空き家活用に関する課題として、空き家バンクの登録を促しても家財道具があるために登録はできないなど、さまざまな問題を抱えているようでございます。今後、条例制定に向けては、こうした背景があることや、国が定めました特別措置法を活用し運用していく方法なども視野に入れて調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員の南の拠点整備事業の構想は、基本設計の方針等を具体的に仕様で示す時期はという御質問にお答えをいたします。

初めに、広報誌への掲載の考え方でございますが、広報誌の使命は市民に対して市政情報を正しく伝えることでございます。そのため、掲載する内容については誤解を招くことがないように配慮しなければならないと考えております。そのため、計画形成過程の情報については、慎重な取り扱いを行っていることを御理解いただきたいと思っております。

それでは、南の拠点整備の基本構想や基本設計の広報時期についてお答えをいたします。

基本構想については、本年4月号で市政方針の記事の中で浜平地区に観光、食、雇用の拠点機能を持つ施設整備を、国や県と調整を行いながら整備を推進していくという内容を掲載いたしました。

基本設計の方針等の公表でございますけれども、基本設計の業務委託後期が9月30日となっておりますことから、現在も作業中でございます。市としても、できるだけ早い時期に基本設計案を市民へ公表したいと考えていることから、早急に御報告できる内容を取りまとめ、9月議会最終日でございます23日に、議会の皆様に御説明をした上で広報誌により広報をしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、南の拠点整備事業について、どの程度の雇用を生み出すかということでございます。

現在のところ南の拠点施設の詳細がまだ定まっておられませんため、試算は行えておりませんが、今後、本事業にかかわりのあるさまざまな民間事業者へ雇用についての働きかけを進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、地域振興計画につきまして、本年度の各地区の進捗状況の御質問にお答えをいたします。

地域振興計画につきましては、各地区住民がこうありたいと願う姿を目標として掲げ、地区住民の手で策定された行動計画に基づき、まちづくりが行われております。

また、市のまちづくり交付金や国県の事業を活用することにより、各地区におきまして特色あるまちづくりが展開されております。本年度の各地区におけるアクションプランにつきまして、昨年度の実績を含めた進捗状況でございますが、大野地区では総務省事業の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業を活用し、つらさげ芋増産に向けた干し場の新設でございますとか、ニジマス養殖等の取り組みが行われております。また、これまでの取り組みが評価され、昨年度は過疎地域自立活性化優良事例表彰におきまして、全国過疎地域自立促進連盟会長賞を受賞いたしました。本年度は豊かな村づくり表彰におきまして、鹿児島県代表に選出されたところでございます。

水之上地区におきましては、まちづくり交付金により、女男河原の懸垂幕作成や、新規事業としまして、軽トラ市に取り組んでおられます。本年度もフラワーロードの整備に係る機械の整備を行っております。また、大野地区に次いで三和づくり計画の見直し作業が行われ、地区の中・後期に向けた行動計画の見直し協議が行われたところでございます。

牛根地区におきましては、行動計画に掲げております牛根中学校跡地の有効活用としまして、グラウンドゴルフなどで地区住民の健康づくり、交流の場として活用されておりますけれども、トイレを利用することができるように、まちづくり交付金により給水配管の修繕を行いました。

新城地区では、おたけどんの郷やグラウンドゴルフ場を中心といたしまして、地域活性化が図られているところでございます。おたけどんの郷につきましては、本年度10周年記念式典が開催されましたが、高齢農家、小規模農家の収入確保や生きがいつくりに寄与されております。

松ヶ崎地区におきましては、垂水高校の協力のもと、まちづくり交付金により、道の駅レンタサイクルのシャッターを作成されました。本年度は鉄道跡地への植栽事業を予定されており、地区が目指す着地型観光による地域づくりが推進されております。

柗原地区は、自治公民館がないことから、唯一の拠点でございます地区公民館をさらなる地域活動の拠点するため総務省事業を活用し、サロン化に向けた公民館改修でございますとか、街路樹のLED化などを実施いたしました。本年度まちづくり交付金を活用した国道花壇の植栽など、明るくきれいなまちづくりに取り組んでおられます。

境地区におきましては、総務省事業を活用して境浜ふれあい館を建設されました。毎月農水産物の物販が開催され盛況であることから、地区住民の憩いの場として活用をされております。また、約30年ぶりに盆踊りを復活させるなど、伝統行事の継承にも取り組んでいるところでございます。

協和地区におきましては、総務省事業を活用して、海潟造船所跡地の看板設置でありますとか、手湯施設の建設等を実施いたしました。本年度も安全入浴講習会を計画されており、海潟温泉の魅力を引き出し、アピールする地域づく

りを推進しているところでございます。

最後に、垂水地区におきましては、県の地域貢献活動サポート事業や市まちづくり交付金を活用し、昨年度から計画策定に係る協議を行っております。年内の策定に向け、大詰めを迎えている状況でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、村山議員の地区公民館への今後の公助の方向性についてどう考えるかにつきまして、地区公民館を所管しております社会教育課としてお答えいたします。

本市では、社会教育法に基づき9カ所の地区公民館を設置し、その設置目的にありますように、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を図るために地区公民館長、主事を中心にその役割を果たしていただいているところでございます。

これに加えて、近年、少子高齢化、高度情報化、価値観の多様化、人間関係や連帯感の希薄化等、地区公民館を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域活動の拠点としての地区公民館の役割は地域内の相互扶助、住民の連帯の輪の促進、地域の活性化など、従来の枠を超えて、その役割もますます大きくなってきております。

このような中、垂水市では、先ほどの企画政策課長の答弁にもありましたように、市内の地区公民館のそれぞれの地区を地域拠点地区として、地域振興計画づくりが進められ、それぞれの行動計画をもとに、地域の特性を生かしたまちづくりが始まっております。

また、これらの地域振興計画は、地域住民がみずから考え、計画し、行動することを基本に、地域の連帯感の醸成や地域の活性化に貢献しており、これらの活動の中心としての地区公民館

の活動が、さまざまな分野に広がっていると認識しております。

このように、住民みずからの手による地域活性化の気運が高まってきている中で、地区公民館を初めとした地域住民の皆様の活動においては、行政の支援をうまく活用していただき、一方、行政側もさまざまな支援や相談活動を積極的に行うなど、これまで以上に相互に連携し、協力していく必要があると考えております。

このような中、社会教育課としましては、各地区における独自性や地域性を尊重しながら、今後も公助の立場から各地区公民館の活動を支え、年4回開催しております各地区公民館の館長、主事が一堂に会し、協議を行う地区公民館連絡協議会をさらに充実させるとともに、各地区公民館を訪問した際の地区公民館としての要望等を真摯にお聞きしながら、ともに学んでまいりたいと考えております。

次に、村山議員の文化財行政関連の、現在の整理、保管状況についての質問にお答えいたします。

柗原貝塚は、南九州では最大級の規模を誇り、また保存状態も大変良好で、その価値は、全国的に見ても貴重であるとの評価をいただいております。

現在、垂水絹糸跡にあります収蔵庫には、柗原貝塚以外に宮下遺跡など、合わせて6カ所の遺跡の出土品を保管しております。

これらの出土品の整理保管につきましては、国や県の定めた基準にのっとり、まず文化財としての価値が高く、修復可能なものについては、どの遺跡から出土したかを記録する注記作業の後、接合、復元、図面化、写真撮影等経て、これまでに刊行された垂水市埋蔵文化財発掘調査報告書全10冊にまとめ、保管しているところでございます。

これらのうち、一部については文化会館や柗原地区公民館で常設展示を行っているほか、市

内各小学校に一定期間展示をする垂水移動考古展において、毎年活用を図っております。

そのほかの一部破片しか残存していないものや、表面や接合面がすり減って復元が不可能な破片等については、一部は報告書にも記載しておりますが、大半は洗浄等の一連の作業を行った後、分類項目に従ってデータベース化し、収蔵用ケースにおさめ、垂水絹糸跡倉庫にて保管しており、これらの出土品は全体の約9割を占めております。

現在収蔵しております出土品等は、収蔵用ケースに換算して約1,900箱ありますが、これらは文化財保護上、我々垂水市民はもちろんのこと、県、ひいては国民共有の後世に託すべき貴重な財産として、将来にわたり保存することとされております。

平成25年度に国が実施いたしました調査では、全国で約812万箱あり、毎年約30万箱ずつふえていると報告されており、各自治体においてもその対応に苦慮している状況であります。

収蔵庫につきましては、他の自治体では、収納スペースの問題から何カ所かに分散して収納せざるを得ない事例が多いようではありますが、今回の移転では、幸いにも協和中学校跡の教室を利用して1カ所での保管ができておりますことから、適地であると考えております。収蔵品の保管管理につきましては、今後とも万全を期してまいりたいと考えております。

次に、作業場に問題はないのかの質問についてでございますが、移転先におきましても、ある程度の広さの確保は可能であります。なお、現在は新たな発掘作業もなく、作業場を使つての調査作業自体は行っておりませんが、将来広い作業場のスペースが必要となった場合には、適宜対処してまいりたいと考えております。

次に、世界文化遺産登録決定を受けての牛根造船所を含めての現況についてでございますが、これまでの流れを申し上げますと、昨年平成

27年7月、第39回世界遺産委員会において、明治日本の産業革命遺産が九州、山口を中心に、23件の施設等が世界文化遺産に登録されましたが、その際に、鹿児島県においては尚古集成館ほか外2カ所が指定されたところでございます。

その指定された3カ所以外に、垂水市の牛根麓造船所跡を含めて、県内には現時点で約90カ所の関連施設があるようですが、これらの関連施設につきましては、鹿児島県としては世界遺産への追加登録をするのではなく、世界遺産を支える関連遺産として紹介していく考えであると聞いております。

この考えのもと、県では平成28年、29年度に鹿児島産業の道事業として関連施設の調査を行い、今後は集成館事業がどのように行われたかなど、より深い理解につなげることで、また世界遺産登録による観光振興や経済波及の効果を県下一円に広げること、さらには集成館関連遺産の保護に努めることとしております。

このような県の考えや方針がありますことから、牛根造船所跡の世界遺産への追加登録は、残念ながら見込めない状況であります。

なお、今年度、鹿児島県は先ほどの鹿児島産業の道事業の基礎情報の収集のため、牛根造船所跡を現地調査する計画があるようでございます。

以上でございます。

○村山芳秀議員 それでは、一問一答でお願いいたします。

今の空き家対策、それから雑草除去対策、これ、もう一回雑草の現況を今度聞きたいと思いますが、肝付町の状況などを視察をされたということでございますが、全国的にもその条例を、空き家の適正管理の条例をつくっていらっしゃるんですけど、なぜ中止をされているのか、いろいろ課題があるということなんですけど、当然課題はあると思います。それから、特措法で対応するというような部分、なかなか難しい部

分はあるかと思えます。せっかく定住促進策が充実して、空き家の有効利用を進めているわけですから、その受け皿づくりとか、廃屋の撤去の促進策を進めていかないと、やはりそちらのほうはなくなって、空き家バンクはふやしていくというような、やっぱりそういう対応というか、それが必要ではないかと思えます。

実態把握、以前したわけですけど、そういう所有者と所有地を把握することによって対策が始まるということで、対策が必要な人には必要な情報や助言ができる。つまり、空き家について、条例に基づいた指導ができるのではないかということです。

また、立ち木や雑草が生い茂って、防犯とか火災とか、衛生上の問題、害虫が発生したりとか、けさほどもありましたけど、市長は3月議会ではまちづくり、この問題はやっぱりまちづくりの問題だということも答弁されております。

市長にお尋ねしますけど、こういう空き家の適正管理に関する条例の制定とか、あと、空き家の対策を総合的に検討する対策協議会とか、この空き家問題に対する入り口だと思うわけなんですけど、どうお考えでありますか。

それから、先ほど答弁がなかったんですけど、昨年度から今年度にかけて、雑草のそういう立ち木等の駆除の件数、それにどれぐらい応えているのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（池之上誠） まず市長、向こうからいきますから。答弁漏れがありましたから。

○生活環境課長（田之上康） それでは、空き地等の雑草除去につきまして、対応状況と現況を生活環境課のほうからお答えいたします。

雑草除去に関する苦情や相談は例年寄せられておりますけれども、平成27年度が68件、本年度は現在35件が寄せられております。

相談を受けまして、私どもで現地確認を行った上、土地所有者に対し、現況写真と市内の作業受託事業所の連絡先を添付いたしまして、文

書により雑草除去の実施を依頼しております。

しかしながら、依頼に対し、応じていただいた件数は実数の把握はなかなか困難なんですけれども、実施完了の連絡があったもので、平成27年度が10件、本年度が2件程度となっております。応じていただけない件数が多いのが実情ということでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私にお尋ねの件ですけども、まずは担当課長からお答えさせていただきたいと思えます。

○市民課長（森山博之） 条例制定に向けてのお考えということによろしいでしょうか。先ほど……。

○議長（池之上誠） 村山議員、もう一回、さっき、最初は答弁漏れで指名しましたけれども、もう一回その内容を、もう一回質問してください。

○村山芳秀議員 今、市長のほうにお尋ねなんですけど、この条例制定について、協議会設置も含めて、これはこの空き家対策、空き家問題の取り組むその入り口ではないかというような、それを答弁お願いしますというようなことでございます。

○市長（尾脇雅弥） 条例制定ということにつきましては、先ほど市民課長が答弁したとおりでございまして、運用上さまざまな問題があつて、また国が定めております特別措置法を活用することで対応することができるのではないかと現段階においては考えております。

この空き家対策問題につきましては、私自身大変重要な施策案件であると認識をしておりますので、先ほどお話いただいたようなまちづくりという認識もでございます。

これまでに、この空き家問題につきましては感王寺議員を初め、議員の皆様方から御質問がありまして、これまでその対策の検討を行ってまいってきたところでございます。その結果と

して、先ほど御指摘があったような課題に応えるために、本年度から空き家解体撤去助成事業を実施をしております。今年度予定をしております30件に対しまして、8月末までに既に15件の実績がございました。

これまで空き家の処分方法について心配されておられた方々にとりまして、こうしたソフト面の整備も有効な施策ではなかったかと考えているところでございます。

今後は、本事業の制度をより一層広く市民の皆様方に周知をするために、10月の「広報たるみず」並びに「FMたるみず」において広報を行いまして、多くの方々に御活用いただければというふうに思っているところでございます。

空き家対策の抜本的な解決には、今後さまざまな課題を解消していかなければならないと認識をしております。先進的に取り組んでいる自治体もあるようでございますので、その成果を検証して、関係課に指示をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○村山芳秀議員 今の答弁、さまざまな問題があるから、条例等協議会の設置はできないというような内容なんですけど、もう既にその法律、特措法ができる前から、適正管理をする全国にはたくさんあるわけですよね。当然協議会も設置をされて、さまざまな問題、ここは特定空き家にして、どうしてもやっぱり危険度があるという判断をして、そこについて、じゃあ、どういふ対策をとろうというような部分の話し合う場を、なぜ垂水の場合は設けられないのかという部分を、ちょっと市長にお尋ねしたいと思えます。

○市長（尾脇雅弥） 協議会設置の場だと思えますけど、それはやりますということでございます。

○村山芳秀議員 この協議会設置、協議会設置というのは、条例をつくってから適正管理に関する条例という、私、きょう、後で言いますけ

ど、この空き家と空き地、これを合わせたような、やっぱり空き地もかなりのいろいろな迷惑な事案として、それからそういう立ち木の伐採とか、そういうのもあるということで、その条例を制定することによって協議会までつくって、そこでいろんな事案、それからまた、これは空き家の総合対策にもなっていくと思うんですけど、今企画課が推し進めている部分とリンクしながら、一つのやっぱり総合的な空き家対策をするような協議会、そういうのをつくったらどうですかというような話です。市長に。

○市長（尾脇雅弥） 条例の設置の前に協議会を設置するというのが基本的な考え方でございます。

○村山芳秀議員 条例の中にそういう規定を設けないで、その中で、協議会の中で特定空き家の指定をしていく部分とか、そういう形で、協議会というのを条例の中でうたえばスムーズに行くのかなというふうに自分は考えたもんですから、その協議会設置を含めた形の条例をつくって、これからまた南九州市とか視察をされるということですので、3月の答弁では、先ほど言ったように例規の規定をつくって、28年度中には何とかしたいというような前の市民課長の答弁もございましたので、これは本当に前向きに考えていただくと。

条例をつくるということは、やはりその抑止力に、空き家を解体せんといかんね、空き家を解体するにはこういう補助がありますよとか、今のままじゃ今のままで全く変わらないと思います。最初に行われるのは修繕とか解体とか、助言や指導からですので、やっぱりそれをできない場合は、その猶予期間を設けて改善勧告とか、やっぱりその条例に基づけばそういうこともできていきます。そういうことをやって、固定資産税の特例措置、6分の1のそういう部分まで踏み込める部分もありますので、やっぱりそういう部分が改善勧告を含めて、そういう特

例対象から外されるということも含めて、空き家対策に対するやる気を見せていただければと思います。

これに関しては、先ほども言いましたように、その空き家を特定空き家に指定するだけでなく、今進めている、充実している空き家バンクの制度、いろんな補助事業も含めて、いろんなのを総合的にやりながらする協議会の場をつくって、どんどん進めてくださいというようなことですので、市長、じゃあ。

○市長（尾脇雅弥） 村山議員がおっしゃるとおり、同じ方向性だというふうに思います。

現在1,000件近くある空き家をどうやっていくのかと。先ほど企画課長が話をしたような、いろいろ人口増に対しての施策は講じてはいるんですけど、一方で空き家の問題をどうしていくのかということがございますよね。空き家特措法という、前、感王寺議員の質問でもどうなんだという中で、空き家特措法という法律の制定を待って対応させていただきますということで発言をさせていただいたと思いますけども、ただ、その空き家特措法自体には先ほど抽象的な話を申しましたけども、さまざまなやっぱり課題がプロセスも含めてございますので、まずは協議会をしっかりと設置をして、どういう課題があって、どのように対応していくのかということを考えているところでございますし、また先ほど申し上げましたけれども、前段として空き家解体撤去助成事業なども、現実的な空き家を解消していくことの方策として有効ではないかということで提案をして、今、現実的に30件の申請に対して15件の皆様が対応していただいているということでありますから、それらの施策も含めて、空き家を何とかしなきゃいけないということがございますので、そういうことにしっかりと関係課とまたさらに協議をして、一歩でも前に進むように調整をしてまいりたいというように思っているところでございます。

○村山芳秀議員 協議会を設置すると。それから条例の部分をやられる、検討すると、行くということで理解をしたいと思います。

今、生活環境課長のほうからありましたように、今年度は35件文書で勧告というか、そういう払ってくださいよと、立ち木を切ってくださいと言っても、2件しか応じないと。やはり、市民が迷惑をしている部分の度合いというか、先ほどありましたなぎさ荘跡なんかも含めて、やはり地域住民が困っている部分が、やはりそういう特定な部分をいかにやっぱり潰していくかというのも非常に大事なことだと思います。

先ほど言ったように、生活環境課の空き地の雑草、立ち木等の除去と一緒に、空き地と空き家と一緒にしたような、それは協議会で協議をしていただいて、条例を、全国にはいろんな条例がありますので、検討していただきたいということをお願いしまして、南の拠点事業に入ります。

これにつきましては、今、回答をいただきました。本議会の最終日に基本設計の部分の計画案を示すということで、早くても、その内容等がわかるのは11月号の市報等と思われる。

現在の状況は、地権者には話はしていらっしゃいますが、これからいろいろな関係してくるであろう市民は、ほとんど説明はない状態ですし、そんな形で進められても、今度は、はい、そうですかというような形にはならないと思います。

特に、運営、経営主体、複数の企業の名前が挙がっておりますけど、10年先、15年先がどうなるんだとか、これ、まだ我々も情報がないままに質問もできませんので、示された段階でいろいろお尋ねをしていきたいと思います。（発言する者あり）

一応南の拠点については、最終議会で出されてからということで、次に移ります。

地域振興計画についてですが、振興計画の各

地区の状況が説明がございました。事業導入について、職員の皆さんが積極的に図りながら、各地域を盛り上げようという努力に対しましては、本当に敬意を表したいと思います。特に、ソフト事業等の導入に当たっては、そういう意気込みが感じられるところがございます。

しかしながら、地域地域によっては、その行動計画の部分を進み方の確認と、毎年みんなで進み方の確認をしたりとか、行動計画の見直しをやっていくと、例えば5月ぐらいとか、年度初めにやるということ、私、松ヶ崎校区にいるんですけど、みんなで見直しをやったという、3年ほどですが、そういう開かれた形跡もありません。役員さんの一部は知っていらっしゃるかもしれませんが、そういう意味では、策定をしたああいう部分で、年に一回でもいいから、そういう見直しの方法が職員の方々、地域担当職員も含めて、そういうのがつくっていただければなというような思いがしております。例えば、松ヶ崎ではレンタサイクル、自転車を買いました。でも、その利用については思ったほど利用がない、そういう状況もございます。じゃあ、それをどうするかということを含めて、やっぱりそれは、その行動計画を振り返る機会が少ないというか、計画はつくったんだけど、じゃあ2年目はどうしよう、3年目はどうしよう、4年目は。そのように、やっぱり地域のみんなで話し合うようなそういう体制をつくる、役所はローリング、やっぱり事業の見直し等を含めて毎年毎年やっているわけなんですけども、そういうのが、ある意味でいえば自主的に開かれるような体制まではやっぱり必要なんじゃないかというふうに思います。

3年目とか6年目とか8年目、ある中で、大野なんかは5年で見直しをしたというふうなことも聞いておりますので、そこら辺を地域住民の背中を押してあげるのも地域担当職員、それから市の職員、特に企画政策課を中心という

部分がありますので、その地域のボランティア団体も含めて、巻き込んでいくような感じでやっていただければと思います。この地域振興計画自体を10年計画で具現化していくという形を、スムーズに行くまではフォローしていただきたいということです。

この問題も、質問というよりも、できれば財源、権限と財源じゃないんですけど、やっぱり自由に、そこは難しい部分もあるかもしれませんが、そういう部分、それから去年もちょっとお話をしましたけど、振興会自体がもう本当に一つ一つが小さいものですから、歳の方のと言うと失礼かもしれないんですけど、なかなか活性化、振興会で活性化、小さいところなんかは難しい部分もありますので、そういう合併も含めたようなことも含めて、思い切った改革案というか、そういうのもいろいろな役所の持っているノウハウを生かして、提示して示していただければと思っております。

それでは、この振興計画につきましても、この公助の必要性というのはそういう部分からということで、これについても要望にかえていきたいと思っております。

それでは、文化財行政なんですけど、今話がありましたように、貴重な柗原貝塚遺跡が多数あって、今もありましたように、今後も将来にわたって保存をしていかなければならないと。

この埋蔵文化財の問題というのは、これまでも多分多くの先輩たちが質問やら追及というか、していらっしゃると思うんですけど、あそこが収蔵庫というか、ちゃんとした埋蔵文化財センターというような、これまでもそういう形であったかなというのを非常に疑問に思うところがございます。

それで、プラス垂水の偉人の作品、民族品とか民芸品とか、民俗資料、その収集展示する、収蔵展示する館がなかったということに、やはり尽きると思います。

行政として、本来伝えないといけないことや未来へ残すべきものというようなのを本気でやらないと、このことは始まらないのではないかと考えています。

資料館を新たにつくるということは、この本庁舎の建設同様に多額の財源を必要とするため、すぐというのは難しい部分がありますけど、今度協和中学校に移されるということで、ふるさと応援基金の利活用を図って、仮でありますけど、そういう作業場とか、埋蔵文化財センターというような形で、ちょっとグレードアップしたような形で着手すべきではないかと思えますけど、市長はどんなふうに思われるでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 文化財の保護ということだと思いますけれども、これは文化財をしっかりと後世に引き継ぐべきものでありますし、そのために、適切な方法で保管、管理を行うべきであると私もそう考えております。

しかしながら、これまで歴史民俗資料の建設が結果として行われなかったことは、社会教育課の答弁にもありましたように、過去の財政事情や類似館の維持管理費や人件費など、運営コストが多額となったこと、これに加えて、建設に伴う国の補助金が平成8年度に廃止をされたことなど、さまざまな要因があったというふうに思います。このことは、市民のための各種事業をやっていく上で、国、県の補助金を活用したり、有利な起債を選択してきましたものの、その時代時代において、市民の貴重な税金等で賄われる一般財源部分については少しでも少額に抑えて、市民の皆様のために優先順位をつけて、効果が発揮されるように進めてきたからだというふうに考えているところでございます。

ふるさと応援基金を活用した事業を行うに当たりまして、まずは寄附者の指定した分野や、寄附者の思いを十分に尊重した上で、市民の安

心安全や福祉や市民の生活の向上など、優先順位をつけて、効果が発揮されるように進めていかなければならないというふうに考えております。

文化財の保護、活用につきましては、社会教育課のほうで新しい取り組みも含めてさらに前向きに取り組んでもらいたいということで考えております。指示をしていきたいと思えます。

なお、再来年の平成30年のNHK大河ドラマは西郷隆盛を題材にしたものに決定をしたところでありまして、平成30年は明治維新150周年の節目の年を迎えますことから、鹿児島県や鹿児島市などにおいて、いろいろな記念事業に取り組まれようとしておりますので、本市においても垂水島津家墓地など脚光を浴びてくるものと思えます。これらの動きが文化財保護活用に役立ち、さらには地域の活性化にもつながるよい機会となりますことから、本市といたしましても、できる限りのことを取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○村山芳秀議員 今、もう時間がないのであれなんですけど、今150周年……。

○議長（池之上誠） 村山議員、時間が来ましたので、以上で終わってください。

○村山芳秀議員 市制施行60周年もありますので、ぜひその辺の取り組みをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（池之上誠） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（池之上誠） 次は、明日、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（池之上誠） 本日はこれにて散会します。

午後4時13分散会

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 8 年 9 月 1 4 日

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 8 年 9 月 2 3 日

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

